

平成24年美浦村告示第168号

平成24年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月12日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成24年12月11日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成24年美浦村議会第4回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	12月11日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	12月12日	水	○総務常任委員会 ○経済建設常任委員会 ○厚生文教常任委員会 ○議案調査
3	12月13日	木	○議案調査
4	12月14日	金	○議案調査
5	12月15日	土	○議案調査
6	12月16日	日	○議案調査
7	12月17日	月	○議案調査
8	12月18日	火	○議案調査
9	12月19日	水	○本会議 ・一般質問
10	12月20日	木	○本会議 ・議案質疑、討論、採決
11	12月21日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成24年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第1号

---

平成24年12月11日 開会

---

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第5号))

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第6号))

議案第5号 工事請負変更契約の締結について

(美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事)

議案第6号 工事請負変更契約の締結について

(美浦村立美浦幼稚園補強改修工事)

議案第7号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算(第7号)

議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

---

1. 出席議員

1番 塚本光司君

2番 岡沢清君

3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

#### 1. 欠席議員

なし

#### 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	門脇	厚司君
総	務	岡田	守君
保	健	浅野	重人君
経	済	沼崎	武男君
教	育	増尾	嘉一君
総	務	松葉	博昭君
企	画	増尾	正己君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	北	出	攻
書					記	浅	野	洋
書					記	糸	賀	一
								欽

---

午前10時00分開会

○議長（石川 修君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会のご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

これより平成24年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきました

いと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成24年も12月に入り、朝夕の寒さも一段と厳しさが感じられる時節となってまいりました。議員各位には、日ごろより議会活動を通して村政全般に尽力され、地方自治発展に寄与されていますことに敬意を表しますとともに、寒さ厳しき折、体調にはご自愛いただき、住民の安全・安心の地域づくり、村政運営に活躍されますことをご祈念いたします。

今、国際的には、中東シリアの内戦による紛争は、近隣国の不安定要因であり、まだまだ世界的平和にほど遠い気がいたします。東南アジアにおいても、尖閣諸島・竹島の領有権問題など、関連する国同士では解決ができない案件や紛争は、193カ国が加盟する国連に指導力を発揮していただきたいものであります。すべての国々が、人々が、平和な世界を望んでいるわけでありますから。

国内では、民主党政権が11月16日に電撃解散し、衆議院議員選挙が12月4日告示、16日投票となり、通年でも師走という慌ただしい中、ただいま選挙期間真っ最中であります。国民に期待されて誕生しながら乖離した政権運営は、国民に政治不信を抱かせるのみならず、社会経済状況も著しく低迷させ、国力にも大きく影響を与えております。長引く円高、デフレは、中小零細事業者の利潤を圧迫し、廃業も余儀なくされているところが出てきております。

昨年3月に起きた東日本大震災による放射能問題も収束せず、まだ時間がかかる中、T P P、消費税増税、普天間問題等、昨年から進展しない案件も多々あります。今後も起こり得るとされる大規模災害に対応するため、美浦村も防災・減災の強化は講じていかなければなりません。本年度採択された総務省の災害に強い情報連携システムの構築業務は、村内17カ所の避難所にW i - F i 無線を使った連絡網で、住民の避難状況を把握することができるシステム装置であります。今月の7日に起きた震度4の地震のときにも、携帯電話が通じなくなるなど、連絡網の整備は重要であります。村内の防災訓練も、来年の3月ごろに小学校単位で年度別に行っていきたいと考えております。

今月5日には、災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定並びに要援護者見守り活動への協力に関する協定を、生活協同組合パルシステム茨城様、茨城コープ生活協同組合様の2社と協定を結ばせていただきました。地方福祉にも役立つ面もあり、美浦村としても心強い限りであります。

国民一人一人が、安全・安心を享受できる地域社会づくりの実現には、国の迅速なる対応が不可欠であります。地方自治体も望んでいるところでございます。先月3日の産業文化祭には、町村間の災害協定を結んだ茨城町さんに参加していただき、大洗町と同じテントで会場を盛り上げていただきました。昨年より多くの来場者があり、実行委員としても感謝を申し上げるところでございます。

また、先日9日には、中山競馬場で美浦ステークスが開催され、美浦村の関係者も大勢参加し、レースでは美浦の馬が、1、2、3着を独占することができました。うれしいんですが、望むならばG1の勝利をふやしてほしいものであります。

今回の提出案件は、議案第1号、2号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが2件、議案第3号、4号で専決処分の承認を求めることについて、これは平成24年度美浦村一般会計補正予算（第5号）、（第6号）が2件でございます。

議案第5号、6号で、工事請負変更契約の締結について、美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事、美浦村立美浦幼稚園補強改修工事の2件でございます。

議案第7号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、公の施設の指定管理者の指定についてが1件、議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算が1件でございます。

議案第12号、13号、14号、15号は、平成24年度美浦村特別会計補正予算でありまして、国民健康保険、農業集落排水事業、公共下水道事業、介護保険の4件となっております。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（石川 修君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（石川 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、次の3名を指名いたします。

2番議員 岡 沢 清 君

3番議員 飯 田 洋 司 君

4番議員 椎 名 利 夫 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から21日までの11日間と決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第3、発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第4、発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則までの2議案

を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

議会運営委員長小泉輝忠君。

○議会運営委員長（小泉輝忠君） 発委第1号及び発委第2号についてご説明いたします。

本案件は、地方自治法の一部改正に伴い、美浦村議会委員会条例及び美浦村議会会議規則を改正するものであります。

議案書1ページをお開きください。

発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が常設されていましたが、改正法により一つの条文に統合され、委員の選任に関する事項が条例に委任されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

第7条第1項では、平成18年の法改正により複数の常任委員会の所属制限が廃止され、さらに平成24年の法改正により、常任委員会の所属義務の扱いは各議会にゆだねることになったことから、「議員は、少なくとも一の常任委員となる」と所属義務の規定を追加するものであります。さらに、第3項において特別委員の在任の規定を設けるものです。

続きまして、発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

第17条では、法第115条の2に公聴会、参考人制度の導入に関する規定が加えられたことにより、法第115条の2が法第115条の3に繰り下げられたため、第17条中「法第115条の2」を「法115条の3」に改めるものです。

第73条第2項では、改正法により、法第109条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務が法第109条第3項に改められたため、会議規則の条文中の「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるものです。

第117条から第123条については、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、会議規則に追加するものであります。

なお、附則において、109条の2第4項の改正規定では公布されていないため、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きにより、政令で定める日から施行することとしております。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 日程第3、発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、発委第2号、美浦村議会会議規則の一部を改正する規則の質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第6、議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの2議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号、2号の美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。議案第1号の美浦村固定資産評価審査会委員と2号については、続けて説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任、設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、殿岡勝夫氏と野口亮仁氏につきましては、来年の3月12日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

両氏の経歴を申し上げます。

殿岡勝夫氏でございますが、美浦村舟子にお住まいで、昭和27年6月25日生まれ、現在60歳でございます。氏は、明治大学法学部を卒業後、つくば市にあります布川税務会計事務所に入所、現在は、株式会社布川計算センターの取締役として経営に携わっている方で、税務会計の専門家としてご活躍されております。また、美浦村政治倫理審査会委員を務めていただき公平公正な審査をしていただいております。

次に、野口亮仁氏でございますが、美浦村大谷にお住まいで、昭和25年12月21日生まれで、現在61歳でございます。氏は、土浦第三高等学校を卒業後、昭和48年4月に美浦村役場に奉職され、平成14年12月に退職されました。その間、出納室長、税務課長、学校教育課長を歴任され、村行政推進に多大なる功績を残されました。退職後は、西福寺住職を務めておられます。氏は、税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、固定資産評価審査委員会委員としてまさに適任な方です。

また、お二人はともに温和にして堅実な人柄で人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ずご尽力くださるものと確信しております。

よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第7、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第5号））から、日程第19、議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの13議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦勞さまでございました。

ここで、会議の途中ではございますけれども暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時30分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から議案第15号まで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村除染実施計画に基づき、公園等の除染を行うための放射線量の詳細測定経費について、平成24年度一般会計補正予算の専決処分を9月25日に行いましたのでご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。

それでは、平成24年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,152万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を58億5,557万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費の環境衛生費の公害対策費では、放射能汚染対策費で、美浦村除染実施計画に基づき、本年度美浦村が行う村内の公園等の除染業務を実施するに当たり、詳細な放射線量率の測定が必要なため、放射能測定委託料2,152万1,000円を新規に計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

国庫支出金では、ただいま申し上げました経費の全額が放射線量低減対策特別緊急事業補助金として交付されますので、今回の歳出補正予算額と同額の2,152万1,000円の増額補正をいたしております。

続いて、議案第4号の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

11月16日の衆議院解散に伴う衆議院議員選挙費及び公園等の放射線量率測定結果に基づく除染業務関係経費につきまして、平成24年度一般会計補正予算の専決処分を11月19日に行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものでございます。

それでは、平成24年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,749万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を58億7,306万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

歳出の予算から申し上げます。19ページをお開きいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。選挙費では、新たな目として、衆議院議員選挙費を設け、衆議院議員選挙費として総額1,039万5,000円を新規に計上いたしております。

次に、衛生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

環境衛生費の公害対策費では、放射能汚染対策費で、放射線量測定結果に基づき、側溝及び雨水桝等の除染を行うための除染業務委託料709万6,000円を新規に計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻りまして18ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金では、ただいま申し上げました除染業務委託料の全額が放射線量低減対策特

別緊急事業補助金として交付されますので、今回の歳入歳出予算額と同額の709万6,000円の増額補正をいたしております。

次の県支出金では、衆議院議員選挙に関連する経費につきましても、金額が衆議院議員選挙委託金として交付されますので、歳出補正予算と同額の1,039万5,000円を新規に計上いたしております。

続きまして、議案第5号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、平成23年度明許繰越事業、美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく契約であり、その変更契約であることから、議会の承認を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、追加工事による契約金額の増額であります。追加工事の一つは、普通教室、職員室の照明交換工事であります。老朽化による照明のちらつきなどの点灯不良、明るさ不足を解消するため、本改修工事にあわせて追加実施するものです。なお、維持管理のしやすさ、ランニングコストの軽減を考慮し、LED照明を採用します。

もう一つは、給水管改修工事です。本工事中に、埋設してある金属製の給水管が著しく腐食、劣化している状況が確認され、このままでは漏水を発生させる危険性が極めて高いと判断されたことから、改修工事を行うものです。また、校舎の非常階段の出入り口などに取りつけてある金属製の扉のうち、腐食のため脱落するおそれがあるものを交換するものです。また、体育館西側にあった浄化槽を解体撤去した跡地について、舗装工事を行うものです。なお、舗装工事以外は国庫補助の対象工事であります。

続いて、議案第6号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度国庫補助事業、美浦村立美浦幼稚園補強改修工事契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づく契約であり、その変更契約であることから、議会の承認を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、追加工事による契約金額の増額であります。追加工事は、園舎の屋根の改修工事です。屋根材の劣化が目立ち、雨漏りのおそれがあるため、既存の屋根に新しい屋根材をかぶせる方法により改修を行います。なお、本工事は国庫補助の対象工事であります。

続いて、議案第7号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第8号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例につきましても、関連がございますので一括でご説明申し上げます。

児童館運営につきましては、安全性を確保しながら児童の健全育成を図ってきたところでございますが、平成25年度より指定管理者に業務委託するため、必要な条文の改正を行うものです。

美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例第7条につきましては、「村長」に加えて、児童館利用制限並びに退館命令の権限を指定管理者に付与するための文言の追加でござい

ます。

美浦村放課後児童健全育成事業実施条例第5条では、「村長」に加えて、児童クラブ利用制限の権限を指定管理者に付与するため、第7条では同様に、指定管理者が放課後ケアワーカーの配置を行えるようにするため、第8条では、同様に指定管理者が利用料の徴収を可能とするための文言の追加整理でございます。

続いて、議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、公共下水道使用料の一部を改正する条例についてご審議をお願いするものでございます。

現在の公共下水道使用料につきましては、平成17年度の供用開始から適用され7年を経過していることや、次年度当初より大幅な供用区域の拡大が見込まれることから、本年10月及び11月に下水道審議会を開催し、施設管理費及び一般管理費等の経費の動向を勘案した上で、慎重に審議していただき、答申を受けております。このたびの使用料改正の答申を踏まえて、使用料10立方メートルまでの基本料金について、これまで1カ月当たり2,000円と定めていたものを1,500円に改正するものでございます。

また、この改正とあわせて、下水道施行規則に定める井戸水等の使用による認定水量について、1人1カ月当たり8立方メートルから6立方メートルに改正することとしております。

続いて、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本件は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましてご説明申し上げます。

行財政改革の一環として指定管理者制度が有効であることはご承知のとおりでございますが、議論を重ねた結果、大谷時計台児童館並びに木原城山児童館を対象として、公募により指定管理者を選定いたしました。サービスの向上と子供たちのことを第一に考え、行政の運営と同等の質を担保することを確約し、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とするものであります。また、指定の期間は、平成25年4月1日から28年3月31日まで予定しております。

続いて、補正予算にかかわる議案のご説明を申し上げます。

議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第7号）よりご説明申し上げます。27ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行額の見通しがついたもの、並びに緊急性を要する事業にかかわる補正が主なものとなっております。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ9,048万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億6,355万5,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正では、本年12月以降に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託、機器賃借等の債務負担行為が発生する事項につきまして、30ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

また、住基ネット機器使用料及び保守料につきましては、当初予算の積算段階では、機器更新による5年契約を予定しておりましたが、既存機器の延長契約を行い、来年度に行うシステム改修後に機器の更新を行うことにより経費の削減が可能となるため、認定期間を5年から1年に変更をしております。

第3条の地方債の補正では、余郷入地区の県営かんがい排水事業費の追加に伴い、32ページ第3表のとおり、余郷入地区かんがい排水事業債の限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きいもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

まず、歳出予算から申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、本年度末退職者分の退職手当特別負担金としまして3,183万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、企画費では、現在、構築中の災害に強い情報連携システムの拡張を図り、役場庁舎内をWi-Fi化し、住民に開放するとともに、それを利活用することによる議会資料等のペーパーレス化推進のためのタブレット端末、セキュリティ装置等の備品購入費600万円の計上をいたしております。

次の被災地域情報化推進事業費では、契約の締結に伴い、自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料369万6,000円の減額補正をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。交通安全対策費では、交通安全施設整備事業費で、電気料の値上げ等により、防犯灯の電気使用料に不足が見込まれるため190万2,000円を増額補正いたしております。

また、小学生の通学の安全確保のための点検を行った結果、11カ所の危険な箇所がありましたので、これらを早急に解消するため、交通安全施設整備工事請負費168万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。次のページを開いていただきたいと思います。

社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、介護給付費の増加等により603万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の障害者福祉費では、障害者自立支援給付事業費で、総額2,816万円の増額補正をお願いいたしております。主なものとしましては、障害福祉サービス利用者の増加及び本年4月の障害者自立支援法等の改正により、18歳以上の重症心身障害児施設入所者の実施主体が茨城県から美浦村に移ったこと等により、扶助費の障害福祉サービス費2,678万5,000

円の増額補正をお願いいたしております。

次に、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費では、来年4月の障害者自立支援法の改正に伴う障害者自立支援システム改修業務委託料241万5,000円を計上いたしております。

次の児童福祉費の児童福祉総務費では、保育所入所事務費で、私立保育所入所者の増加により、他市町村保育児委託料190万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、児童館費では、大谷児童館管理費で、児童館の外部改修、内装の改修及びトイレの改修費等としまして、施設等修繕料306万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で総額158万6,000円の増額補正をお願いいたしております。この補正は、国の方針により不活化ポリオワクチンが導入されたことにより、ポリオワクチンの接種方法に変更があったため、予算の組み替え調整を行い、不足額の増額補正をお願いするものであります。

続いて、農林水産費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。農業費の農地費では、県営土地改良事業負担金で、冒頭で申し上げましたが、余郷入地区の県営かんがい排水事業費の増加に伴い、村負担金分390万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。消防費の災害対策費では、災害対策事業費で、非常用飲料水袋及び防災訓練時の消耗品費52万8,000円、防災訓練時のガス使用料等の庁舎用燃料代1万3,000円、防災訓練用非常食として食糧費30万円、防災医療用として使用するエアータント購入費236万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、教育費について申し上げます。46ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の学校給食費では、学校給食運営事業費で、一般職非常勤職員の調理師の中途退職により、調理師に不足が生じたため、事業者へ調理業務を委託することとしたため、調理業務委託料127万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、公債費について申し上げます。公債費では、平成13年度に借入れを行った減税補てん債及び臨時財政対策債の利率見直し、及び平成23年度借入れ分の利子の確定により、元金償還費31万7,000円の増額補正、利子償還費で230万9,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。34ページに戻っていただきたいと思います。

初めに、地方交付税の震災復興特別交付税では、歳出の総務費でご説明いたしました被災地域情報化推進事業費の369万6,000円の減額補正に伴い、補助率3分の1の国庫補助金123万2,000円の減額分を除いた246万4,000円の減額補正を行っております。

次に、国庫支出金について申し上げます。国庫負担金の民生費国庫負担金の障害者福祉

費負担金では、歳出の民生費でご説明いたしました障害者自立支援給付事業費の障害福祉サービス費の増額補正及び身体障害者更生医療給付費の増額補正に伴うもので、それぞれ国庫負担率の2分の1の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、震災復興特別交付税でご説明いたしました、被災地域情報化推進事業費の歳出の減額補正に伴い、国庫補助率3分の1の123万2,000円の減額補正を行っております。

次に、県支出金について申し上げます。県負担金の民生費県負担金の障害者福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業費の増額補正に伴うもので、国庫負担分と同様にそれぞれ県負担率の4分の1の増額補正をいたしております。

次に、寄附金についてご説明申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思えます。一般寄附金では、日本中央競馬会からの寄附金が7,700万円に確定しましたので、1,700万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。特別会計繰入金では、前年度の精算分の繰入金として国民健康保険特別会計繰入金で4,359万2,000円、介護保険特別会計繰入金で1,326万5,000円のそれぞれの増額補正をいたしております。また、公共下水道事業特別会計繰入金では、平成23年度消費税の還付金分として1,137万2,000円の増額補正をいたしております。

続いて、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、特別会計繰入金の増加等による歳入予算の剰余分を戻し入れることとし、2,641万9,000円を減額することといたしまして、12月補正後の繰り入れ予算額を2億2,907万1,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。延滞金加算金及び過料の延滞金では、収納対策の強化推進を行ってきた結果、当初予算額を上回る増収が見込まれておりますので、300万円の増額補正を行っております。

次の雑入では、平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合に対する医療療養給付費負担金の精算分として574万5,000円の計上をいたしております。

次に、東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじ交付金では、本年2月14日から3月14日まで発売された東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじの収益金のうち、茨城県市町村振興協会を通して交付があった179万6,000円の計上をいたしております。

最後に村債について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思えます。

農林水産業債の農業農村整備事業費では、歳出の農林水産業費で申しあげました余郷入地区かんがい排水事業費の増加に伴い、350万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思えます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,625万円を追加し、補正後の予算総額を21億458万4,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為では、本年12月以降に契約するもので、契約期間が平成25年度にまたがる電算処理委託料につきまして、60ページの第2表のとおり債務負担行為の設定をお願いしております。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出より説明申し上げます。65ページをお願いいたします。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、後述いたしました歳入の第11款諸収入の第三者納付金で交通事故が原因で保険給付した額の加害者保険からの第三者納付金が当初見込みより多く入ってきており、納付金額の4%を手数料として払う役務費が不足するため、6万4,000円の補正をお願いするものでございます。

同じ総務費の第2項徴税费では、第1目賦課費で、国特定世帯の国保税軽減措置を延長する改正を予定しており、システム改修の電算処理委託料63万円のうち、本年度出来高払い分44万1,000円の補正をお願いするものでございます。この電算処理委託業務につきましては、作業が来年度にまたがりまますので、債務負担行為を設定し、第2表債務負担行為に平成25年度分を載せてあります。

徴税费の第2目徴収費につきましては、コンビニエンスストアで村税を納付した場合に村が支払う公金取り扱い手数料の件数が当初見込みよりも多く見込まれるため、役務費3万円の補正をするものであります。

第2款保険給付費の第1項療養諸費では、退職被保険者等療養給付費の特定財源としていたる歳入、退職被保険者等療養給付費交付金の過年度分が追加交付決定となったため、27万円を特定財源へ財源振りかえをしております。

次のページを開いていただきたいと思います。

第3款後期高齢者支援金等から第4款前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金、次のページの第6款介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金、拠出金の確定によりまして、各款でそれぞれ13万1,000円の増額、3万7,000円の減額、5万2,000円の減額、13万6,000円の減額補正をお願いするものです。

第8款保健事業費の第1項保健事業費の保健衛生普及費では、被保険者へ制度周知するパンフレットの種類をふやしたことにより郵便の重量区分が変更となり、郵送料に不足が見込まれるため7万5,000円の増額補正を、また、高額療養費貸付金では、比較的多い額で貸し付けを利用する者がふえており、予算額に不足が見込まれるため、68万円の増額補正をお願いするものです。

第2項特定健康診査等事業費では、腎不全や糖尿病の疑いを発見するのに有効な血清クレアチニン検査委託料として29万4,000円の補正をするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金では、一般被保険者保険税還付金で、前年度までに納付した税の還付が多く、不足が見込まれるため、116万円の補正と、償還金で70歳以上の被保険者の高齢受給者証交付

にかかわる国庫補助金の前年度分が確定したことによる精算返還分8,000円の補正をするものであります。

第2項繰出金につきましては、前年度歳入で、一般会計から繰り入れた額のうち歳入歳出不足額を補てんするその他分について、前年度繰越金から一般会計へ精算返還する繰出金4,359万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

63ページにお戻りいただきまして、歳入関係についてご説明申し上げます。

第4款療養給付費交付金では、平成23年度の退職者医療療養給付費等交付金の交付額の決定により追加交付となる27万円の増額補正をするものです。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、目、一般会計繰入金で第2節職員給与費等繰入金に、歳出の総務費の補正により法定繰り出し分として歳出の財源となっている9万4,000円の補正と、第5節その他繰入金で、歳出で説明しました一般会計への精算繰り出しによる歳入歳出の不足額26万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続いて、第10款繰越金につきましては、平成23年度決算の繰越額で、予算未計上だった額3,993万8,000円の増額補正をするものでございます。

第11款諸収入の第1項延滞金加算金及び過料では、延滞金が相当額収入されており、収入額を600万円と見込み、300万円の増額補正をするものでございます。

第3項貸付金元利収入では、歳出の高額療養費貸付金の返還金で同額の68万円を元金収入として補正しております。

次のページの第5項雑入では、一般被保険者第三者納付金で、交通事故が原因で保険給付したもののうち、相手の過失分として算定され納付される額で200万円を増額補正しております。

続いて、議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条の歳出予算の補正では、各処理施設管理費の需用費及び委託料に不足が生じる見込みとなったことから、各処理施設管理費の組みかえを行い、過不足の調整を行っております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、債務負担行為の追加につきましては、平成25年度の予算執行に当たり、3月中に契約が必要な経費としまして、農業集落排水管渠情報管理システム保守業務委託料及び農業集落排水処理施設汚泥処理業務委託料について、債務負担行為の期限及び限度額の追加をお願いするものでございます。補正予算の内容につきましては、72ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算について申し上げます。まず、舟子地区施設管理費につきましては、需用費の光熱水費で43万8,000円、委託料の保守点検委託料で1万3,000円の増額補正をそれぞれ計

上いたしまして、これに充てるため、委託料の維持管理委託料で45万1,000円の減額補正を計上してございます。

次に、信太地区施設管理費につきましては、需用費の光熱水費で51万9,000円、委託料の保守点検委託料で1万3,000円の増額補正をそれぞれ計上しまして、これに充てるため、委託料の維持管理委託料では53万2,000円の減額補正を計上してございます。

次に、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、需用費の光熱水費で193万円の増額補正を計上しまして、これに充てるため、委託料の維持管理委託料で95万1,000円、業務委託料で97万9,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、まず第1条では、歳入歳出それぞれ1,137万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,130万7,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を、第2表のとおりお願いするものでございます。

77ページをお開きいただきたいと思います。

まず、債務負担行為の追加につきましては、平成25年度の予算執行に当たり、3月中に契約が必要な経費としまして、防犯警備委託料、公共下水管渠情報管理システム保守業務委託料、水処理センター汚泥処理業務委託料、公共下水道施工管理業務委託料及び公共下水道凝集剤購入について、債務負担行為の期限及び限度額の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。79ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算から説明申し上げます。まず、下水道費の施設管理費につきましては、電気使用料及び修繕料に不足が生じる見込みとなったことから、歳出予算の組みかえを行っております。需用費の光熱水費で123万5,000円、修繕料で50万円の増額補正をそれぞれ計上しまして、これに充てるため委託料の維持管理委託料で66万4,000円、業務委託料で107万1,000円の減額補正をそれぞれ計上してございます。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、平成23年度の消費税確定申告にかかわる還付金について、全額一般会計へ繰り出すため、1,137万2,000円の増額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

諸収入の雑入につきましては、平成23年度消費税確定申告に伴う還付金が確定したため、1,137万2,000円の増額補正を計上してございます。

最後でございます、議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。81ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに7,751万7,000円を増額いたしまして、予算総額を9億4,461万3,000円とするものでございます。

次の第2条におきまして、来年3月末までに契約を締結しなければならない平成25年度支出分の介護予防支援事業所賠償保険料につきまして、債務負担行為を設定しております。

それでは、保険事業勘定の歳出の方からご説明申し上げます。89ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に。保険給付費ですが、これまでの介護保険給付費支払い実績から科目ごとに見直した結果、保険給付費の介護サービス等諸費では、受給者数の増加等により、居宅介護サービス費を1,087万円の増額、地域密着型サービス給付費では、利用者の平均要介護度の変動により3,368万4,000円増額補正を計上いたしております。

次の施設介護サービス費から、次のページの介護予防サービス等諸費、その他の諸費につきましては、国の介護給付費調整交付金の額が決定したことによりまして、財源内訳のみ変更を行っております。

次に、高額介護サービス費では、所得に応じた負担限度額を超えてサービスを利用される方の増加に伴いまして、119万8,000円増額補正を計上しております。

次のページで、特定入所者介護サービス等費につきましては、所得の低い方が施設サービスを利用する際、居住費、食費の軽減を図るために給付するものですが、当初の見込みより一定所得に満たない方のサービス利用増により、429万円増額補正を計上しております。

次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金ですが、平成23年度繰越金において、すべての給付費等を精算した残額1,601万円を、介護給付費準備基金の積立金として積み立てるものであります。

次の地域支援事業費では、二次予防対象者通所予防利用者が当初の見込みより減少しているため、業務委託料180万円の減額補正を計上しております。

諸支出金の一般会計繰出金では、平成23年度分精算金として、一般会計への返還金1,326万5,000円を計上いたしております。

続きまして、介護保険勘定の歳入の主なものについてご説明申し上げます。87ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に、介護保険料ですが、現年度分特別徴収保険料の収納見通しに合わせた見直しを行い、462万2,000円増額補正を計上しております。

次に、国庫負担金ですが、給付費総額の見直しにより864万2,000円の増額補正を、国庫補助金につきましては、調整交付金の決定を受け359万5,000円、地域支援事業費の見直しに伴い45万円、それぞれ減額補正を計上しております。

次の支払基金交付金につきましても、給付費総額の見直しに伴う分といたしまして1,451万3,000円の増額補正を、地域支援事業交付金といたしまして、52万2,000円の減額

補正を計上しております。

県支出金の県負担金ですが、同じく介護給付費の見直しに伴い762万2,000円の増額補正を、県補助金につきましても、地域支援事業費分といたしまして22万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金ですが、介護給付費総額の見直しにより、現年度介護給付費繰入金としまして625万6,000円の増額、地域支援事業費の見直しにより、22万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、基金繰入金ですが、介護給付費の見直しにより、第1号被保険者保険料及び国庫補助金の調整交付金分に不足が生じることにより1,160万4,000円を計上するものであります。

最後に、次のページの繰越金ですが、平成23年度から繰越金のうち、留保しております繰越金の残額2,927万5,000円を計上しております。

以上、議案第3号から15号まで一括してご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後零時16分散会

平成24年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成24年12月19日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 富田隆雄君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	増尾正己君
福祉介護課長	秦野一男君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	仲内秀夫君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局 長 北出 攻

---

午前10時05分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。本日の欠席議員は、富田隆雄君の1名でございます。

ただいまから、平成24年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

傍聴席の皆さん、お寒い中、傍聴大変ご苦労さまでございます。場内の空調につきましては調節がききませんので、暑かったら手を挙げていただければ、とめますので、よろしくお願いをいたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番議員、飯田です。通告書に従い、質問させていただきます。

まず、諸団体との協定について。

財政難、諸業務以外の政策業務など執行部も大変でしょう。そこで、民間にできるものは民間へ、他企画も含め村長以下、日々努力しているのは私どもも理解しております。財政の負担額、諸団体との協定などを結び、行政業務を少なくなるようできないか。以下に例を取り上げます。

まず第1に、美浦ライオンズクラブとの特化した協定、第2に、エコミュゼ美浦NPOとの特化した協定など。

第2の質問です。消費税増税の影響についてですが、今回のほうの選挙で、2014年に施行されるというような消費税問題がありますけれども、これについて当村の経済に大きな影響が出るのが予想されます。混乱を少しでも減らすことを、美浦村でできる方法を企画できるかどうかお伺いします。以下に例を挙げます。

第1、新築・増築・大型商品購入（ソーラー設置）などで増税分を補てんする。これは、活性化にもつながりますので、何とかしてほしいなと思います。

第2に、地域サポートクーポン券、現在、商工会の方で年に一遍発行しておりますが、時期を見て、時限であっても臨時であっても発行していただけたらなと思います。

そして、どちらも大変ですけれども、財政支出、予算が必要です。財政支出が伴わない、時間もございますので、執行部として、いろいろな企画をこれからちょっと練っていただけないかなということですが。

第3に、安中地区大山東部、旧病院跡地の再利用計画。この地区に関しては、10数年前から、旧病院跡地の利用計画がいろいろと出ては消えましたが、今回のメガソーラー計画は、ぜひ光を当て、実現していただきたい。また、進行状況などをお伺いしたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

ただいまの飯田議員の質問の諸団体との協定、これについてご答弁を申し上げます。

近年におけます社会情勢は刻々と変化し、経済の衰退、労働力の低下、収入減による購買意欲の低下など、社会全体がマイナスのスパイラルに陥っている状態であると感じております。

また、昨年の東日本大震災以降、命への関心度が高まり、防災・減災への意識高揚により、安全・安心な生活を望む社会が形成され、定着しつつあります。そして、国県からの権限移譲の加速化もあり、末端である市町村行政の業務増加は今後も進むであろうと考えております。

国県が実施しておりました業務の中には、専門的な知識を必要とするものもあり、それらに対応できる担当者が必要となります。これらのことから、今後、行政の要望はますます増加と細分化が進み、市町村ではそれにできる限りこたえられるよう努力を重ねているところでありますが、住民サービスの向上を進める上では、アウトソーシングの利用を考えていかなければならない時代に移行するものと考えます。

しかしながら、アウトソーシングには多額の予算を伴う場合が多いわけでありまして、財政難の中にあって工夫力が今後ますます必要となります。事業の合理化とともに、質の高いサービスの提供、それもあわせて推進していくことが必要となってまいります。

そのため、今後、業務の多様化に対応するには、村内のボランティア団体、NPOなどの団体との連携も模索し、事業の見直しをし、団体との業務内容のすり合わせ等の実施を進め、合理化を図ることは大変意義のあることだと考えております。しかし、業務を進める上では、相手方と専門性や能力、業務の節減度、内部統制がすぐれているかなども検討いたしませんと、合理化を進める上で業務の増加にかかわるケースも出てくるかと思っておりますので、事前の十分な打ち合わせは必要だと考えております。

今後、NPO、ボランティア団体と行政が対等の立場で、互いの特性を生かすことでパートナーシップを築き、事業を推進していくことは非常に有効であると考えますし、行政と住民等がともに助け合う協働のまちづくりを進めていく上でも、今後、選択肢の一つとして模索することも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

財政支出を伴わない中での有効な手だてというのがなかなか見出せない状況でございますけれども、私の方からは、財政支出を伴いますけれども、議員のご質問の趣旨に関連するものとして、現在、実施しているものについてご報告をさせていただいて、答弁とさせていただきますきたいと思います。

まず1点目でございますが、住宅リフォーム資金助成事業における実績をご報告をさせていただきます。申請件数につきましては、現在8件でございます。住宅リフォーム工事の内容は、外壁の補修、塗装、床の張りかえ、浴室の改修等となっております。対象工事総額につきましては917万9,910円でございます。補助額は68万4,000円となっております。当該予算額については100万円でございますので、残額は31万6,000円ということでございます。

第2点目、地域サポートクーポン券事業に関しましては、平成17年より、美浦村商工会にて、地元商店の協力のもと、発行金額3,000万円を事業を開始してございます。初年度は若干売れ残りがございましたけれども、翌年度以降につきましては大変好評でございまして、発行額すべて完売している状況でございます。村としましても、事業運営費として、一部補てんしている状況でございます。

また、平成21年度より、敬老会時の記念品としての活用もしてございまして、内訳でございますが、約1,900人に対しましておのおの2,000円、総額380万円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員の安中地区の大山東部旧病院跡地の再利用計画について、ご答弁を申し上げます。

財務省が所管する大山地内の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地は、平成9年4月に病院が閉鎖されて以来、その跡地の利用につきましては、国及び村にとりまして共通の課題でございました。

現在、跡地の利用といたしまして、霞ヶ浦沿岸部分に国土交通省の水防拠点整備中がございます。また、平成10年6月に計画されました国立科学博物館の収蔵庫建設は、平成22年に実施いたしました独立行政法人の事務事業の見直しによりまして、同年12月、閣議決定において中止となり、跡地の多くの部分が未利用地となっております。

このような中、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、電力供給に懸念が生じ、国は新しいエネルギー政策のもと、再生可能エネルギーの普及に取り組もうとしております。そこで村は、この病院跡地に、大規模な太陽光発電設備を設置し、

電力不足を補う電力の安定供給を目指すことで、当該土地の有効活用を図ることができ、さらにこの太陽光発電事業に取り組むことにより、国のエネルギー政策に貢献できるのではないかと考えました。

また、この事業を実施することは、村における低炭素社会の構築につながるほか、村内の街灯や公共施設電力料金の低減が図られ、地区住民のための安全で暮らしやすいまちづくりにもつながるものでございます。事業用地といたしまして、跡地約7.8ヘクタールのうち、南側約3.7ヘクタールを予定しておりまして、財務省に、払い下げについて相談しているところでございます。

次に、村は、発電設備を含め、事業内容に関する事業計画を策定するため、策定に必要な資金計画を県の担当部署に相談しているところで、この資金計画ができ次第、事業の実施に向けて進めていく予定でございます。

なお、事業内容といたしましては、平成25年度に事業用地の取得、施設工事の施工を目標といたしまして、発電施設の発電出力は2メガワット、事業期間20年を検討してございます。

以上が、安中地区の大山東部旧病院跡地の再利用計画についてでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 消費税増税の影響についてです。

今現在も、活性化という形でリフォーム対策しています。なおかつ商工会の方にも多大な補正をいただいて、現在も、来年の3月31日までという形で地域サポートクーポン券を発売し、利用しているような状況ですけれども。

24年、25年、わかりませんが、もし施行という形になれば、上げたときの3%、5%のときよりも随分経済状況も悪くなっていますし、当然、影響が相当出てくるなと思うんですけれども、ぜひ設備投資、3億円くらいの規模で活性化対策として3%くらい、増税分3%、大体900万円くらいの何とか予算を組んで、来年13年ですから、再来年14年もしくは15年に対する企画を、本当にしっかりと13年度中に練っていただきたいと思ひます。それに対してちょっと答弁をいただきたいなと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 村長。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。定例議会再開日、大変ご苦労さまでございます。

飯田議員の今3%を何とか村の方で、経済活性化のためということでございますけれども、16日の衆議院選挙で、新たに自民党中心の政権が26日ぐらいに誕生するということでもございます。消費税は、一応3党で閣議決定は、国会で決定はされておりますけれども、来年度、13年度の景気動向を見て判断をするということで、3党合意の中であっても、今

の経済状況が好転しない場合には、8%にはそのままいくというような話にはまだなっていないということで、来年度の景気動向を見据えての判断で決定をしたいということが新聞等でも載っておりますので、今ここで、それがもう確定ということではないというふうに私も思っております。

ぜひ、景気は上向いていただいて、いただくことが、すべての国民の、いろんな事業者にとっても、景気が上向くことはいいことなので望むところでありますけれども、今の消費税の部分については、来年度の動向を見据えて、政府の方が判断をするということでございますので、村としても、地域サポートクーポン券は、この辺では、牛久市に次いで2番目ぐらいに始まったわけなんですけど、どうもサービスの部分、10%というのが、稲敷市が20%、後から、後出しで20%やられたので、どうも10%の部分がかすんでしまって、消費者には、稲敷市と比べると、稲敷市の方が大分、市の方から負担も出しているというふうな話は聞いております。しかし、長く続けるのには、やっぱり10%でも理解をしていただいて、うまく消費者の方に、村民の方に使っていただくということがよろしいのかなというふうには思っております。

いろいろな景気対策は、すぐにはできないわけなんですけれども、いろいろな点から、ぜひ議員の皆さんからも提案をいただいて、よそにないようないい経済状況をつくれるような部分は一緒になって考えていきたいというふうに思っております。来年の政府の方の判断が、どこに示すかで、ひとつ考えてもいきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。来年、経済状況が好転して、安倍首相が言うように2%のアップがあれば、こういったものもないのかなと思います。できればそういうことを願いながらも、ぜひ万が一がございまして、各課の方で少し練ってもらえればなと思います。

続きまして、諸団体との協定なんですけれども、各議員と執行部の方に配付したものがあろうと思うんですけれども、当村でも、学校教育に関して社会力というものを進めてまいっていますけども、やはりライフスキルとか、よく皆さんがやっているような自然体験の中でやはりスキルアップするというようなことが少しでも取り入れていただければ、なおかつお金のかからない、諸団体の協力を得ながら、よりよい豊かな、子どもたちが育っていくように、ぜひ練っていただきたいんですけども、そこら辺のところをちょっと教育長あたりにご返答願えればなと思っていますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 教育長。

○教育長（門脇厚司君） まさか、いきなり私に答弁をとというようなことになると思ってはおりませんでしたけれども、そういうこともあり得ると思って一応準備はしておきました。

先月の11月28日に行いましたけれども、定例の教育委員会で、西木さんというエコミュ

ぜの代表だと思えますけども、来年度からエコミュゼ美浦が開く、海と水の自然学というのを開きたいので、教育委員会が全面的にバックアップしていただけないかというような説明をいただきました。

数十分ぐらい、いろいろな質疑応答しながら進めましたけども、その段階では、教育委員会が要望する条件をきちんと整えていただければ、教育委員会としてはバックアップすることは可能ですと、また、教育委員会の中では、最終的には教育委員会が望む条件をエコミュゼの方でそろえていただければ、そのことを前提に、最終的な判断は教育長に一任しますというような決定を見ております。

その後、西木さんから、11月28日の委員会で、エコミュゼに、我々の方が、教育委員会の方が要望した回答が出てきましたけれども、まだ、教育委員会が期待するような内容になっていないということで、私の方から12月4日の段階で、改めてこれとこれとこれの書類をきちんと整えて再提出をしていただきたいというようなことでお願いをしております。まだ、12月4日に私の方からお願いした資料が届いておりませんので、最終的な判断に至っておりませんが、届き次第、私が一任されておりますので、私がこれでよかろうというような判断をすれば、直ちに、来年の4月から協力しながら進めていくというようなことになっております。

以上です。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君の質問は、既に3回になりましたけれども、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

○3番（飯田洋司君） すみません、長引いて。

3番目の質問で、メガソーラー計画、以前にも資料をいただきましたけども、素晴らしい資料をいただき、ありがとうございます。

実際、財務省の土地を譲り受けるわけですから、その値段の問題もありますでしょうし、予算の中で執行しなければならないと思えますけれども、これからちょっと財務省の中で土地の表示価格、購入価格の問題で多少問題が出るのかなと思うんですけども、ぜひうまく財務省と交渉していただき、最近の競売物件の落札価格に近い価格で何とか進めていただければなと思えますけれども、その辺よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 大規模の太陽光発電、これに取り組むためには、経済産業省への設備認定申請及び東京電力への接続検討申し込みが必要でございまして、平成24年の買い取り価格、買い取り期間を摘要させるためには、この経済産業省への設備認定及び東京電力への接続契約の申し込みが3月末までに完了している場合に限られるわけでございます。

いずれの申請にいたしましても、申請時において太陽光発電に用いる設備を具体的に特定していることが必要となってくるわけです。製品である太陽光パネル等のメーカーにつ

いては、今後、プロポーザル方式による選定を予定をしているわけですが、そのためには、資金計画が当然きちんとできていなくてはならないといったところでございます。

ただいま飯田議員からもございましたように、資金計画につきましては、現在、県の担当部署に相談しているところでございます。また、東京電力への接続申し込みにつきましては、東京電力で調査する期間が3カ月程度要するといったところでございます。

プロポーザル方式によりまして整備概要を決定し、東京電力で接続契約申し込みを今年度いっぱいに行うということは非常に難しいといったところで、25年度事業として予定をしているわけですが、24年度でできるものにつきましては進めていく予定でございます。そういった状況が現在の状況になってございます。

よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長。

○村長（中島 栄君） 今、大山地区のメガソーラーについては、部長の方から資金的な部分と申請的な部分が、東電の方の話がありましたけども、一番大もとは、議員がおっしゃるように、財務省がいかに早目に判断を下してくれるか。それがないと、資金の方も進めたり、経済産業省、東電の方を進めても、大もとの財務省が、その契約がなければ、これは白紙に戻ります。

そういう意味で、まず最初にクリアしなくてはいけないのは、財務省との交渉でございまして、これはこの前の全協のときにも少し、前にもお話したかと思うんですけども、その辺の、財務省の方で見ている土地の評価と、また近傍でのいろいろな土地の評価の部分の乖離がかなりあり過ぎるといふ部分が、財務省の方でも判断を下せない部分でいるのかなというふうに思いますので、その辺も含めて早目に財務省の方には判断をしていただきたい、そうしないと、進めるべきか、それとも白紙に戻すべきなのかの判断が、村としても判断しかねないでいるところでございますので、その辺を早目に結論が出るような対策を、財務省の方に問い合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（石川 修君） 以上で、飯田洋司君の質問を終了します。

次に、山本一恵君の一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

平成12年4月に介護保険制度が始まり12年が経過いたしました。これまで3年ごとの見直し規定に即して、その都度、制度等の見直しが行われてきました。本年4月には介護報酬が改正され、各地域で新たな計画がスタートしたところです。

また、人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの1カ月平均の受給者数も制度創設時の約2.2倍にふえており、介護保険を取り巻く状況は年々変化しているのが現状です。今後、急速に高齢化が進むことが予想される中、介護事業者、従事者、利用者それぞれの立場から、多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた

見直しがますます重要となってきます。

その中で、最近、制度上の改善として多く寄せられる声の一つに、福祉用具購入費及び介護に必要な手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修費の補助についてです。

介護保険での福祉用具費及び住宅改修費の支給は、利用者が一たん全額を負担し、その後、申請をして保険給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっています。本村でも、この償還払いの方式をとっています。しかし、この制度を利用したくても、全額を用意しなければならないことで改修を断念される方もおります。利用者にとっては、一時的であれ、全額負担となると相当な経済的負担を強いられることになるのです。

一方で、利用者が自己負担分の1割分のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者を支払われる受領委任払いを導入し、償還払いとの選択制をとっている自治体も出てきております。県内でも10の市、町がこの選択制を導入しておりますが、本村としては、この制度を導入するお考えはあるかお伺いたします。

前向きな回答を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、山本議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険法による居宅介護住宅改修及び居宅介護福祉用具購入費の償還払いにつきましては、介護保険法施行規則75条及び94条に、住宅改修費の支給申請についての記載があり、申請の際に必要な書類として、第6号に、当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収書と明記されております。同じく福祉用具購入に当たっても、同規則71条第2項及び90条第2項に、領収書を添付しなければならないと記載がございます。介護が必要になっても住みなれた自宅で生活される手助けとして、また、介護者の介護負担の軽減から、居宅介護の住宅改修や福祉用具購入が、介護保険制度の中に位置づけられております。

ご質問のありました居宅介護住宅改修費や福祉用具購入費の支給は、改修工事完了後、または購入後に、保険対象の部分に関して、一度全額を利用者が負担し、支給限度基準額の100分の90の範囲内で給付を受ける償還払いが基本となっております。そのため、低所得者の高齢世帯等では、特に住宅改修費について一時的に大きな負担になっていることがあるかもしれません。

茨城県内における、受領委任方式の採用状況につきましては、44市町村中、住宅改修が17市町、福祉用具購入費が12市となっております。近隣自治体での実施状況は、阿見町・牛久市・つくば市となっており、阿見町・牛久市については、住宅改修のみ受領委任払いを採用しております。

ご質問のありました受領委任払いに関しまして、介護保険料の滞納がなく、一時的な資金の捻出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方に限り、平成25年度より実施をしていく方向で、工事業者の登録や要綱の整備について検討を図ってまいり

ます。

なお、福祉用具購入費につきましては、購入できる種目が限定的であり、住宅改修のように事前申請制度がございません。平成23年度実績で申しますと、購入額の平均が2万9,350円であることから、当面は、現在の償還払い制度で行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 非常に前向きな答弁、ありがとうございます。25年、来年度、実施していただけるということで、本当にそれはありがたいことだと思います。

福祉用具に関しては、たしかそんなに高額ではないので実施しているところは少ないと思います。これも、長い将来、福祉用具もだんだんとよくなって高額になっていく場合もありますので、高額な場合はちょっと考えていただきたいなと思います。

今回、「広報みほ12月号」にも住宅改修のことが載っておりました。これは今までどおりの償還払いの方法です。そういうことで、来年度からあるということは、皆さんは、具体的にはまだなっていないので知られていないと思うんですけども、ぜひこれは本当に、今はできない、これから改修しようとする方のためにも、できれば4月から即実施という方向があるのか、それをしていただきたいなと思います。

先日、介護保険と、あと計画書にもありますけども、本当に美浦にずっといつまでも住んで、住みなれたこの町で暮らしていく、本当に美浦にずっと住んでいただくためには、やっぱりこういうサービスも、皆さんが住んでいてよかったと思うようなサービスが必要かと思うんですね。ですから、そういうものを積極的にやっていただきたいと思います。

25年度実施ということですけども、具体的に4月なのか、それがちょっとわかれば、その辺も、今もう予算をとる時期ですから、多分もう計画はされたとは思いますが、その辺を聞かせてください、よろしく願いします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまご質問のありました件についてお答えを申し上げます。

この住宅改修の受領委任払い制度につきましては、来年4月1日から実施をしていく予定でございます。なお、事前に広報等でお知らせをしたり、また、住宅改修につきましては、担当されるケアマネジャーの意見が必要でございますので、各施設のケアマネジャーに事前に周知をしていきたいと考えております。

もう1点、この住宅改修の受領委任払いにつきましては、全員が対象となるわけではございません。先ほども申し上げましたように、一時的な資金の捻出が困難な方ということで要綱等に定めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 4月からということで、具体的な面が聞けましたので、本当は質問を終わりたいんですけども。

対象者なんですけども、今、人数としてはどのぐらいいるんでしょうか、その具体的な数字がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、今後、本当に年金暮らしの方がどんどんふえてくると思うんですよ。ひとり暮らし、あるいは老々世帯とかあります。ですから、その対象も、しっかりその現状を見据えた上での対象者にしていただきたいと思うんですけども、今どのぐらいその方がいらっしゃるかわかりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。平成23年度の実績でございます。

福祉用具購入費の件数につきましては、39件、114万4,654円ございました。居宅介護住宅改修費の償還払いにつきましては、30件、286万8,835円ございました。

今年度、平成24年度につきましては、11月末現在で、福祉用具購入費の件数が17件、33万6,099円でございます。居宅介護住宅改修費につきましては、16件、154万2,433円ございました。これが、償還払いの予算に計上、支出した金額でございます。

よろしく願いいたします。

〔「対象人数」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（浅野重人君） 対象人数につきましては、ちょっと資料がございません。

ただ、この福祉用具購入につきましては、1年間上限10万円で、何回も利用できるという制度でございます。

また、居宅介護、住宅改修につきましては、同一住宅、同一対象者で上限が20万円ということで、こちらについても、20万円の範囲内で利用できるという制度でございますので、よろしく願いいたします。

人数については資料がございませんので、後でお示しをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（石川 修君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。再開時間は11時でございます。

午前10時51分休憩

---

午前11時01分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） おはようございます。傍聴の皆様、ご苦勞さまで。

通告に従い2点質問いたします。

1点目は、住民の声にすぐに対応する専門の課を設置できないかお伺いいたします。

問題が発生したとき、住民からの直接の要望にすぐに対処、対応処置をしてくれるすぐやる課を設置してほしいとの声を受け取りました。千葉県松戸市が昭和44年にすぐやる課を設置しました。旧来の地方行政では、緊急に対応が求められる事態に対しても何重もの決裁が必要とされ、すぐには対応ができないという欠点を抱えております。そこで、この課を市長直轄とすることで機動性を確保できたのであります。

この部署は、すぐできることはすぐやる課で対応し、すぐ対応できないものに関しては、その理由を説明した上で、その所属する担当部署に回し、可及的速やかに措置することになっております。本村でも、このようなすぐやる課の設置を考えられないかお伺いいたします。

2点目に、やまゆりタクシーの予約申し込み件数についてお伺いいたします。

やまゆりタクシーの利用状況は、以前、資料をいただきましたが、予約申し込みのために、電話またはファクスにて予約依頼のあった件数のうち、予約を受け付けた件数と予約がいっぱいで断った件数を、ここ最近のもので結構ですので教えてください。特に断った件数を教えてください。

以上、2点、明確なご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの山崎議員のすぐやる課の設置についてのご答弁をいたします。

先ほど、山崎議員がおっしゃってございましたように、住民の声に即座に対応することを目的といたしまして、すぐやる課が日本に初めて設置されましたのは昭和44年、マツモトキヨシの創業者でございます。当時の千葉県の松戸市長であった松本 清市長が設置をしたわけでございます。その後、同じような課が全国に300以上設置されたと聞いてございます。

松戸市では、市民からの要望等の緊急的な処理及び各課との連絡調整に関することを業務といたしまして、処理できるものはその場で処理いたしまして、専門的なことが必要なものにつきましては、時間もかかりますし、時には、担当課と調整して対処をしているということを聞いてございます。

住民からの要望の主なものといたしますと、道路や側溝の補修ですね、年ごとにふえてるのがハチの巣の駆除といったところが主なものといたしたところで、このハチの巣の駆除につきましては7月から10月まで、この業務の大半を占めるといったような状況となっているようなことを聞いております。

しかし、すぐやる課を何でもやる課と勘違いされた住民が、庭の草刈り、また家の清掃など個人的なことでも電話をしてくるというようなことも多いと伺ってございます。

このすぐやる課も、現在は全国で20程度、20以下程度まで減少しているといった状況で

あると聞いてございまして、その300から減ったという、課の廃止ということにつきましては、職員全体に「すぐやる」という意識が定着してきたといったところが主な理由のようでございます。

本村では、防犯灯及びカーブミラーの設置、ごみ集積所の新設、またごみ箱の交換、また道路の舗装、排水整備等、これらに対しましては地区の公共的な要望につきまして区長を通していただくということをしておりまして、この制度につきましては、現在きちんと機能をしているものと思っております。今後も継続をしていきたいと考えてございます。

また、本村では、すぐやる課と同じように、村民要望に対し、全課ができるだけ早く対処、処理をするということを心がけているといったところでございます。いずれにいたしましても、村民サービスの向上、そして、業務の迅速化を図るための体制強化につきましては、今後も進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の予約を受け付けた件数と断った件数につきましてお答えをする前に、まず、予約システム等についてお答えをいたします。

利用登録者が、利用日前日の午前9時から午後3時までに、受付予約センターにて電話、ファクスで、利用予定時間の予約を受け付けております。現在、会員登録も500名を超え、利用者もふえていることから、予約受け付け時間帯によっては集中する状況があるかと思えます。また、予約センターは1名の受付担当が受け付け業務を行っているため、ときによってはつながらないことがあると聞いております。

このようなことも踏まえて、ことし8月から10月の3カ月について、月平均受け付け件数は約550件で、断った件数は、月平均15件程度でした。なお、ファクスによる受け付け件数は、3カ月でゼロ件でした。断った件数を全体の率に直しますと約2%程度です。

受け付け時に予約を断った理由といたしまして、予約希望時間の車両定員数を満たしているため、現時点では、受付担当者が利用者に別の時間帯の予約をお願いしております。なお、運行時間は、午前8時30分の車庫出発から午後5時の車庫帰着となっており、お昼の時間帯も運転手が交代制で運行をしております。

よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

美浦村の住民で早朝出勤する人が、暗いうちに出勤するため、どこの街灯の蛍光管が切れているのかがよくわかるそうです。それで、街灯が切れているので直してほしいとの旨、役場に電話をしたところ、役場の対応では、その地区の区長さんを通してくださいと言われたそうです。

自分の地区の区長なら知っているが、通勤途中の地区の区長なんて知らないし、かといって、そこの地区の区長を探してから、その区長を通していってもらうなんていうことも手間がかかるし、時間もかかります。それに区長さんの中には、仕事を持っている方もおり、役場に申請に行くにしても、区長さんの休みの日には役場も休みで、そのために申請がおくれるということもあります。

昨今では、子どもたちの通学途中の事件、事故も多発しています。住民のすべての要望を受けることは難しいかもしれませんが、せめて、子どもたちの危険につながるような街灯やミラーに関しては、区長を通してなどといわずに、住民の要望に対して即対応してほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

それと、これもある人が、バイパスから村道に入るところの街灯が切れて、周辺の住民が困っていたので、役場に連絡をしたところ、バイパスは村の管轄ではないので、竜ヶ崎工事事務所に連絡してくださいと言われたそうです。バイパスが村の管轄ではないにしても、村の方からその管轄部署に要請をしてあげるといような、住民に対しての行政サービスはしてあげてもよいのではないのでしょうか。

次に、やまゆりタクシーの利用状況の件ですが、予約がいっぱいで断った件数に関しては、月に約15件とのことでしたが、私が周りの人から聞いた話やアンケートの結果等から推測すると、断った件数はもっとあるのではないかと思います。これからは、利用希望者の正確な状況を把握するため、断った件数も記録をとっておくようにした方がいいのではないかと思います。

そして、時間帯、行き先別の利用状況のデータをつくり、現時点では10数人乗りのマイクロバスは使われていないようだとのことなので、その利用データをもとに、時間と場所を決め、マイクロバスを有効に使えば、もっと効率的に多くの人を利用できるのではないのでしょうか。

それと、予約は、利用日前日の9時から3時の間となっていますが、ある人が、前日9時に電話をしても、予約がいっぱいと断られたので、どうしたらいいのかと聞いたところ、予約受付の人が、2日前に電話をしなさいといったそうです。それは公平性の観点からも問題だと思います。アンケート結果を見ても、電話対応が悪いという意見もかなり見受けられました。今後は、電話の対応や運転手の対応等に対する対処はどのように考えているのかと、マイクロバスの有効利用方法について、お考えをお聞かせください。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、山崎議員の再質問にお答えをいたします。

街灯の件でございますね。本来であれば、地区の住民がそれに気がついて、それで区長を通して、その街灯の修繕を役場の方に持ってくると、これが通常の流れであろうと思います。ただ、先ほど申されましたとおり、実際、通られた方がそれに気がついて、それを区長を通してという話になると、確かにおっしゃることは重々ごもっともかなというふう

に思います。

村としましても、そういった場合については、そういったケースはそんなに多いわけではないと思いますので、その辺は血の通った行政をする必要がございますから、村の方からその区長の方に申し上げるといようなことも視野に入れてですね。ただ、この流れとしては、前に質問等であったと思いますけれども、最終的に、村が支出するときに、その内容を把握するというのが原則であるのでそういった流れも当然構築されているわけがございますから、そういった部分をご理解いただきながら、双方向での対応というものも必要かなというふうに思っていますので、その辺は善処して対応していきたいと思います。

それから、バイパスの件につきましては、確かに、管轄は工事事務所でございますから、それはそれで、その対応する相手は工事事務所だと思いますけれども、情報が入った限りにおいては、この辺についてもそういった対応ができるように、村としても向こうとの協議をしながら、対応の仕方について検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

断った件数につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

なお、希望時間に予約がとれない場合は、別な時間をお願いをしておりますが、その際、第2希望時間帯に予約を入れた時点で、受付担当者の判断により断った件数に入れなかったケースもあると聞いております。今後は、正確な断った件数につきまして集計するよう指導していきたいと思います。

また、アンケート結果で、運転手の対応及び受付担当者の対応についてもいろいろな意見が上がってきておりますので、これについても指導をして、スムーズな運行ができるようにしていきたいと考えております。

マイクロバスの利用につきましては、18人乗りのマイクロバスにつきましては現在利用していないことは事実でございます。それにつきましては、今後どのような形で運行した方がいいのかにつきましては検討をしていくことになると思います。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ただいまのご答弁で、街灯等の住民からの要望も対応していくようにして下さるということですので、ぜひともそのようにお願いいたします。

それと、やまゆりタクシーの方ですが、断った件数は、実際記録をとっていたのでしょうか。それと、あとは18人乗りのマイクロバスですか、これは本当に、先ほどほかの市町村のデータ等をもたらしたときに、ほかのところではかなり有効な使い方をしているので、美浦村でもぜひとも、ただやればよいということではなくて、利用者のニーズに合った、より多くの人ができるような形でやってもらえるようにしたいと思います。

その断った件数のことは、記録をきちんととっていたのか、それをもう1点お伺いすることと、あとは、村長に、すぐやる課とまではいかないですけれども、住民からの要望に関してはどうか、どの程度までやってもらえるかということと、あとは、やまゆりタクシーの今後のあり方、その辺を、村長のご見解をお聞きします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 断った件数につきましての件でございますが、正確にはとっていなかったということが事実でございます。これにつきましては、どのように件数を集計したかと申しますと、1日ごとの時間帯の予約状況がございます。そこでチェックしたとか、受付の方がチェックをして、人によってチェックをしたとか、そういう部分で正確な数字ではありません。

ですから、今後、先ほども申し上げましたように、第2希望で入れた場合も、一回断ったという形のものになってくるのかなと思いますので、その辺も正確に把握するように努めたいと考えております。

以上で、よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のすぐやる課については、先ほど部長から話があったように、すぐやる課が何でもやる課になってしまうかという部分がありますけれども、街灯の話をしてしますと、近隣では、美浦ぐらい、街灯に対して、防犯灯に対して村全体が、設置から電気料まで含めて村が持っているところはないです。よそは各地区が3割なり50%の負担をしております。

そういう意味で、よその自治体と違って、美浦の中には、地域の負担がないということで、結構沿線の、村道の長さの割には、防犯灯、街灯がついている自治体だと思っております。これはあくまでも、いろいろな要請、街灯だけではなく、各地区でちょっといろいろ修繕したり直してほしいというようなものについては、各地区の区の方が把握していないと、把握していないのに村が勝手にやってしまうということも、ちょっとそれは問題があると思います。あくまでも地区の区長さんが毎年選ばれて、その地区の代表として、いろいろなものを行政に提案をしていただいておりますので、区長さん抜きにして村が飛び越えてやってしまうというのは、それは、区長さん抜きの部分ではちょっとまずいのかなというふうに思います。

それは、1年に、新たに区長さんが選ばれてきたときに、区長会の総会の中でいろいろな部分でお話をしてございます。個人からの要請は、できるだけ区長さんを通してお願いをいたしますということは言ってきております。

しかし、先ほど、村道から要するにバイパスに入るような部分の、バイパスの中の切れているようなものは、県なんですけれども、これは、直接、向こうに電話してくださいじゃなくて、村の方からお伝えをして、早目に直してもらいたいようなことは考えるべきであって、

それはもう、今後そういうことがあったときには、各担当課においては連絡を受けた時点で、管理するところが県なのかどこなのかというのを見定めていただいて、村の方から、それは連絡をするような形はしていきたい。

そしてまた、その地区の人じゃない人が、先ほど街灯の話も出ましたけど、それはこちらから、相手の名前も聞きながら、その地区の区長さんに、こういう地区外の人が、街灯についてありますよということで一応報告をした上でやっていかないと、各地区でも地区の街灯を把握しております。それは、地区の方に報告もしないで村がやるというわけにいきませんので、一応報告しながら、地区の方でそれぞれ依頼をしている、修理をお願いしている業者もいますので、村がということじゃなくて、地区の区長さんが依頼をしている業者が一応いますから、そこにやっていただくというのが一つの流れなのかなというふうには思っております。

そしてまた、すぐやる課については、今、特別にその課を設けなくても、各担当課の意識も大分変わってきております。先ほどの山本議員の例じゃないですけども、部長が来年4月から取り入れていきますよというような判断も、もう各課の中でできる、そういうようなことも踏まえて。ただ、予算的にお金がかかるものについては、議会の承認も得られないとできませんので、それ以外の簡単な修繕修理ということであれば、即断で各課の中で、判断の中で対応できるというふうに思っております。予算的なことが絡むものについては、補正予算また新年度予算の中で対応していくようなことは考えていきたいと思えます。

そしてまた、やまゆりタクシーについては、これは利用をしている利用者の利便性がどこにあるのか、そこをこの前のアンケートの中でも、結果的には断った件数が、正確な把握ができていないという部分がありました。そして、18人乗りの車も、実際はこの5年間動いていないということは事実でございますので、その辺、デマンドも、ちょうど見直しをしましょうという5年の時期でございますので、アンケートをとった上で、あとは利用者がどのような意見を持って、そして利便性のいいものがどういうものなのかというのは、この後、まとめて利用者に提言をしていきたいと。今よりは、デマンドにしても、もう少し利用しやすい、デマンドがよくなったねと言われるようなものになっていかないと、この5年間の見直しとしては意味がないのだろうというふうに思っております。ぜひ、今月というか1月ぐらいまでに、ある程度の方向性も含めまして、どんな利用方法がいいのかも含めて検討もしてまいりたいというふうに思います。

現状のままよりは、少し制限的な、時間とか行き場所は変えることができませんので、それはある程度現状のまましかないのかなというふうには思っております。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

○5番（山崎幸子君） 今、村長のご答弁で、街灯等のことはなるべく区長さんを通して

というお話でしたけれど、やっぱり、さっき部長がおっしゃられたように、ほかの地区の住民から来たときには、こういう依頼がありましたということ、村が区長さんに言ってくれるような形をぜひとってもらいたいと思います。

そして、私の知っている人で、ミラーがもう既に片側がついていて、かなり交通量の激しいところで、もう片側がついていなくて、そこはやっぱり危険なので、ミラーを両方見えるように、もう片方もつけてほしいというのを区長さんをお願いしたんですよね。そうしたら、その区長さんもお仕事を持っていて、依頼をしてから村に要請したのが5カ月以上たったんです。その間に何度も、歩行者、歩道を自転車の人が通ってきて、ミラーがないために車はかなり前へ出ないと見えなくて、そこに自転車が、何度も冷やっとするような思いをしたという話も聞いていますので、やっぱりすべて、区長さん通して、区長さん通してではなくて、住民から要望があったときには、こういう話も来ていますけどということを区長さんに話をしてもらいたいと思います。

そして、やまゆりタクシーの方は、細かいデータをとって、より利用者の利便性を考えた、いいものにしてつくり上げてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

次に、椎名利夫君の一般質問を許します。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

最初に、環太平洋経済連携協定（TPP）について質問させていただきます。

今、TPPへの参加の是非が大きな問題となっていますが、美浦村を考えた場合、当村は、まだまだ農業で成り立っていると考えざるを得ません。そのとき、TPPに参加し、関税がゼロとなった場合、アメリカやオーストラリア、カナダなどの安い農産物に太刀打ちできないことは火を見るより明らかです。

現在、日本の食糧自給率は39%ぐらいですが、13%に落ち込むと予想されています。そうしますと、美浦村も今以上に後継者問題や耕作放棄地がふえ、つまりは人口減少や税収減へとつながってしまいます。そこで村としては、TPPに対しどのように考え、どのように対応していくのかお伺いします。

次に、私が1年前に質問しました耕作放棄地の現状と休耕地に対する取り組みについてですが、この1年間、執行部はどのように対応してきたかを質問させていただきます。

昨年の方針では、今後の方針として、だれがやるか、何をつくるか、土地条件はどうか等を留意し、耕作放棄地解消や抑制に向け、地権者の意見調査等を実施していきます。今後は耕作者の確保が必要不可欠なので、農業後継者の確保、担い手の育成をしてまいりたい、との答弁でした。このような啓発啓蒙活動はどのように進めてきたか。

次に、情報のデータベース化については、行政がファイリングを行い、農業をやっている団体や企業が来たときには対応できるようなものをつくっておくべきだろうし、賃貸についても同意ができるところはやるような形を担当の方で進めていきたいと思うとの答弁をいただいたと思いますが、データベース化はどの程度進展しているのかお答え願います。

最後に、「広報みほ10月号」お知らせ欄に、荒廃した農地の再生を助成しますという村耕作放棄地対策協議会からの助成金交付のお知らせが載っていました。耕作放棄地対策協議会の実績というか、行動記録みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、椎名議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の第1点目、環太平洋経済連携協定、TPPについてでございますが、カロリーベースで計算すると、日本の食糧自給率は40%、TPPに加入すると13%に低下するというところで農林水産省が試算している状況でございます。議員おっしゃるとおりでございます。

本村の農業の主力は水稻でございます。関税の撤廃に伴い、外国産の安価な米が入ってくることになれば、本村農業、農家については大きな打撃となるということが考えられます。また、食糧の大半を輸入に依存いたしますと、海外市場の急騰や品薄の状況に対応するすべがなくなってまいります。

また、この影響で、荒廃した農地の生産の復活には莫大な費用と年数がかかるということが想定されるわけでございます。TPPの参加で、海外に食糧を依存することは大変危険だということで感じておりますし、食糧を自国で生産することは、安定した国づくりの基盤になるべきものと承知しているところでございます。

以上のことから、農業に特化した考え方ではございますけれども、農業及び農業者を守る政策を担当する立場から、現時点で参加を容認できるものではないと考えております。したがって、国においては、政権が変わったという状況もございまして、慎重に対応していただくことが重要だというふうに思っております。

それから、続きまして、第2点目の耕作放棄地に対する取り組みについてでございますが、まず、今までの啓発啓蒙活動であります。村広報紙を活用して耕作放棄地再生利用制度、政策のPR、各農業者の団体に対し、制度の説明をしてきております。今後につきましても、耕作放棄地解消も大切なことではございますが、耕作放棄地となった農地を再生するには莫大な費用と時間がかかります。また、その後の生産性、費用対効果等を勘案しますと大変難しいものだと思っております。

本村農業は、水稻栽培農家が中心でございますので、水田耕作者に対して調整水田等の作付地の改善計画書をお願いし、耕作放棄地の解消、予防に取り組み、放棄地がこれ以上拡大しないよう、本村の優良農地の維持を推進してまいります。

実際には、本村農業再生協議会の水田農業ビジョンにも明記されており、農業者に対しては、水田としての機能維持のための手法として、加工用米での転作の推進を行っている状況でございます。

また、データベース化の進捗状況でございますが、毎年、農業委員を中心に、耕作放棄地の状況調査を行い、一部データベース化をしておりますが、現在、実施しようとする事業主等がない中、村の現在の財政状況から勘案すると、さらにデータベース化をし、データバンク設立等の新たなプロジェクトチームの立ち上げ等は、現在考えていない状況でございます。

耕作放棄地対策協議会につきましては、設立をした後の開催は、現在のところ引き合いがございませんので、開催をしていないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川 修君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 今、部長の答弁にもあったように、例えば、米の場合ですけれども、カリフォルニア米、結構おいしいんですね。それが1俵60キロ3,000円が入ってくるといようにいわれています。ですから、もう農業関係では、とてもじゃないけれども、TPP交渉に参加するということになると、非常に危険きわまりないものがあると思えます。

ただ、TPPに関しては、農業だけでなく、こちら医療関係ですか、それと保険関係、私は郵政関係にいたんですけど、それ関係もほとんどTPPに入るとやられてしまうといっちは語弊がありますが、外国資本に勝てないというような面があります。美浦村なんかも、学校とかいろいろな施設で簡易保険の資金の借り入れなんかもやっていると思えますけれども、そういうのも外国企業が入るとなかなか難しいだろうという予想が立てられています。とにかく、人・物・金の移動まで自由になりますので、もう外国人労働者が日本に入ってきたり、いろいろトラブルも起きるようになってしまうと思えます。

自分としては、一番心配しているのは、ISD条項というんですか、要するに、投資家対国家の紛争解決という、裁判のことなんですが、政府に対する損害賠償を世界銀行の紛争解決センターへ提訴されるようなことがあると、まともに企業から、政府が損害賠償するような形まで持っていかれてしまうと思うので、非常に、とにかく危険きわまりないTPPだと思いますので、やるとすれば必ず条件をつける。あと例外品目をつくるとか、米はだめとか、そういうことを、執行部も、ただ上が結論を出すのを待っているだけではなく、どんどん情報発信や働きかけをしていってほしいなと思っています。

次の耕作放棄地関係、確かに啓発啓蒙活動もいろいろやっていただいているというのはわかりましたが、ただ、対策協議会が実質的にはつくってはあっても、名ばかりだという感じがいたしますので、せっかくなつくってあるのに、対策協議会でいろいろな条項を

取り上げて、もう少し執行部と一緒にやってくれば、まだまだ耕作放棄地を未然に防ぐとか、そういう方向もできるんじゃないかと思いますので、どうかこの辺の活用、あと、データベース化はある程度はやっていただいているということですが、少なくとも、要するに所有者とか地目ですか、それと面積、あと貸し出し可能かどうか、賃貸が大丈夫かどうか、そこら辺の意思まではとっていただいてデータベースの中に入れてほしいなと思います。

そうすれば、農業をやりたいとか、ほかの企業がやりたいんだという参入の希望があった場合、即座に、こういう物件がありますとか、いろいろ村も勧めることができると思うので、ぜひとも最低の情報だけはきちんと把握しているような状況までは持ってほしいと思います。

耕作放棄地は、再生や利用も確かに大事ですが、まず第一に、耕作放棄地をつくらないというのが非常に大事なことだと思いますので、啓発啓蒙活動を徹底してやってほしいと思います。

いろいろTPPにしる、この耕作放棄地にしる、非常に難しい問題ですが、ただ、このまま、投げたままでは本当にどうしようもなくなってしまいますので、どうかその辺の心意気を、村長、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、椎名議員の、TPP、これはなかなか協議をしても、国の方でも、進めるべきだ、これは絶対進めてはならんという意見と真っ二つに割れているところもあります。

議員おっしゃるように、美浦も、農業が主体の自治体でありますし、美浦みたいに農協が二つあるところもないんですね。そういう意味では、両方の農協から村に対していろいろな要請も来てございます。これは、農業の人口も高齢化で、なかなか若い人が、この後、後継者がいないということも一つ問題になってきている部分があります。

しかし、ちょっと考え方を変えれば、30にならない、29歳ぐらいの方かな、独身でも農業を基盤としてやっている方もおります。これは土地を借りて、ただ、収益性のあるものをやっておりますので、そういう意味では、土地を借りてでも採算性が合うところのものは品目的にあらうかと思います。

椎名議員おっしゃるように、耕作放棄地は、多分集約できれば美浦の方でも誘致したように、リッチフィールド美浦というのが今、安中地区で工事をしてございます。これは、2.7ヘクタールの部分で、野菜工場が今稼働を、来年の6月ぐらいから生産が始まりますけれども、ある程度集約できたものであれば、いろいろな事業者が魅力を持って参入のできるようなものがあるかと思っています。

これは生産性を見れば、外国から輸入したものよりも、顔の見えるようなところをつくってもらった生産物は安心して購入をするというのが、今、消費者の購買力につながって

いくんだらうというふうに思いますので、どんなつくり方をしたか、そこがひとつ見えないと、消費者は消費の増大につながらなくなってしまいますので、やっぱり日本の、近くにあって生産ができたものが、消費者が一番安心して食べられるものだというふうに思いますので、このTPPについても、議員がおっしゃるように、保険も、金融も、すべての面も含めて、すべてを撤廃するという事は、物すごく危険性があるだらうというふうに思います。

工業部分で輸出をしている部分はいいのかもしれませんが、それ以外のものは多分マイナスになってしまうだらうというふうにも思いますので、その辺は、農業だけではなく違う分野でも大きな痛手をこうむる部分があるらうかと思えます。

村としても、できればFTAのような、品目ごとの交渉ができるのが一番いいというふうに私も思っておりますので、まず議会の皆さんも、椎名議員のいろいろな意見に賛同いただいて、議会として、政府にTPPに関する部分の意見書を上げられれば、村としても、再度また、議長の方から、後ろから、上げているよと今話がありましたけれども、ぜひこれも総意として村も同じ考えでございますので、議員のおっしゃるように、将来不安定な部分があるとすれば、村としてもそれは賛成はできないところでございますので、議員ともどもいろいろな情報を持って、なるべくFTAのような形で、品目ごとの部分で進めていただくような政府の方針になっていただくことをお願いはしたいと。

耕作放棄地についても、先ほど、部長が言ったように、データベース化も少しずつやっておりますということなんですが、できれば村は、集約をしたようなものを早目につくり上げていただいて、大型の野菜工場なり、そういう特化した生産性の上がるものならば、誘致もできるし、期待を持って参加をしてくれる事業所もあると思えます。

耕作放棄地対策協議会は、いろいろな要望があった部分について判定をする協議会ということでございますので、これは地権者、そしてまた事業者の方から、そういうふうな対策協議会をお願いしますよというような部分があれば、それを判定するという部分での協議会の招集をして決定をさせていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） ありがとうございます。

先ほど村長も言ったように、食の安全・安心のためには、どうしても地元産ですか、地元でつくって、残留農薬や食品添加物がない本当の、何というのですか純粋の食べ物というかそういうのをつくってもらって、さらに地産地消でつくったものを地元で消費する、そういう体制まで持ってきていただければと思います。

あと、最後になりますけれども、とにかく黙っては何も上部に対して始まりませんので、とにかく情報発信、働きかけをどんどんしていただきたいということを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 答弁はよろしいですね。

○4番（椎名利夫君） 結構です。ありがとうございました。

○議長（石川 修君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了します。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 9番議員の下村でございます。議長の質問許可が出ておりますので、一般質問通告書に従って質問をしていきます。

初めに、平成25年度予算の編成についてお尋ねをいたします。

来年の2月下旬には、村長が内容を精査確認した上、議会に対して予算の内示が行われ、資料もきれいに製本されて議会に示され、そこでは修正等ができないといった状況にあります。現時点では、各部署の調整も進み、既に作業も終盤に近づいていると推察されます。そこで、本年度の村税歳入がどのようになっているのか検証をしてみました。

村税税収の約50%を占める固定資産税調定額の現年度分、前年と比較して約1億4,000万円減少をしております。当然、地価の価格が毎年右肩下がりの状況下においては、残念ながらこの税収減少は避けられないと考えられます。また、現況で、村民税の所得税も、前年10月末と比較して、個人税で2,600万円減少、同じく法人税で1,500万円減収となっており、固定資産税と合わせて村税収が1億8,000万円強減収と、大変厳しい状況にあります。

なお、この状況は、政治が変わってどのような対策がとられ、好転するのか、現時点ではわかりませんが、次年度も厳しい財政状態は続くと考えられます。

そこで、平成25年度の予算編成に当たって、各部、次長はどのような方針で予算編成に臨んだのか、考え方を含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、本年第2回定例会において一般質問をした村指定金融機関についてお伺いをいたします。

この指定金融機関については、さきの質問で詳細を述べましたが、地方自治法の中で、一つの自治体に一つの金融機関を指定するとしていることから、金融機関のサービス向上を促すとともに、独占的なものは時代にそぐわないというような意見も耳にしております。そういうことで輪番制の導入を提案をしました。そのとき答弁では、輪番制導入に肯定的な回答でありましたが、その後、何のアクションもないようですが、今後どのようにするのか、方針が整理されているか否かお尋ねをいたします。

以上、2点について、簡潔明快な答弁をお願いして、第1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、下村議員の、平成25年度の予算編成につきまして、総務部の方からお答えをしたいと思います。

日本経済の低迷は、欧州危機等に加えまして、チャイナリスクの影響、そして金融資本市場の変動等が日本の景気をさらに下押しするリスク要因となっているところでございます。議員ご指摘のように、本村におきましても、所得の減少、地価の下落等により大幅な村税の減収となっております。

また、行政ニーズにつきましては、年々拡大しておりまして、特に少子高齢化社会の進行による扶助費、国民健康保険等の特別会計への繰出金、公債費等の増加に伴い、今後の景気回復の見込みが立たない状況から、平成25年度以降も財源不足は継続いたしまして、予算編成につきましては極めて厳しい対応をとらざるを得ない状況となっております。

そのため、平成25年度の予算編成基本方針といたしまして、第2次美浦村行政改革大綱を踏襲いたしまして、3カ年実施計画に基づく事業計画を精査するとともに、その成果を予算に反映させることとしておりまして、特に、事業費が増加している事業につきましては、内容をさらに精査し、見直しも視野に入れ、合理化、効率化に努めることを各課をお願いしているところでございます。

また、税負担の公平化を保つために、収納率の向上にも一層努めなければならないと考えております。平成24年から25年度の庁内の取り組みといたしましては、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、これを行いまして、予算のより適正な執行を促進するため、庁内ワーキングチームを組織いたしまして、事務事業の見直しを実施する予定でございます。

本年度は、すべての事務事業の洗い出しを予定をしております。さらに次年度におきましては、事務事業を継続、廃止、修正、統合等約10個の項目に振り分けまして、事務改善を図っていくということで考えております。

次に、村指定金融機関についてのご質問でございますが、下村議員には、たしか本年第2回の定例会であったかと思えますけれども、ご質問をいただいております。その際には、県内の状況といたしまして、指定金融機関について輪番制をとっている市町村は三つございます。常陸大宮市が三つの金融機関との輪番制でございます。牛久市と板東市につきましては二つの金融機関との輪番制をとっているといったところをご説明したかと思えます。

輪番制をとることによって、引き継ぎ時に会計事務が正確に履行されているか検証できること、また、競争力によりサービスの向上が図られることなどのメリットが考えられるわけでございますが、新規事業などへの対応が出来るといったところの、若干そういうことが懸念されるところもあるわけでございます。

また、導入する場合でも、引き継ぎ等に数カ月の期間を要しまして、また、金融機関の

指定は議会の議決要件でございますので、今後、全員協議会等でご協議いただき、合意形成を図ること、それが必要であるかなと考えております。

以上が下村議員の質問に対しての答弁でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 下村議員のご質問にお答えをいたします。

予算編成の考え方につきましては、各会計及び各事業ごとにご説明を申し上げます。

まず、一般会計の社会福祉施策につきましては、常に地域住民の立場で住民の福祉増進が図られるような体制を整えるための予算要求をいたしました。福祉施策を総合的に推進するための美浦村地域福祉計画につきましては、今年度より2カ年度事業で、村民の意見を反映させながら現在策定中でございます。

老人福祉センターにつきましては、現在、耐震診断を進めているところでございますが、昨年3月11日の東日本大震災を教訓に、福祉避難所としての位置づけをしていることから、美浦村老人福祉センター耐震設計及び同センター耐震改修につきまして、25年度予算要求をしているところでございます。

障害者福祉施策につきましては、障がい者の自立と社会参加を推進し、障害者団体活動の支援をするため、地域活動支援センターホープの拡張のため、現在の施設に隣接した国有地払い下げに伴う公有財産取得経費と、施設改修のための実施設計委託料を予算要求しております。

続きまして、健康増進施策につきましては、平成15年の健康増進法施行に伴い、住民の一層の健康増進を図るため、平成17年度から21年度までの美浦村健康づくり計画を策定して、平成24年度まで延長し、目標達成のため実施をしております。

平成25年度には、国が具体的な計画として位置づけた21世紀における国民健康づくり運動が今年度終了することから、平成25年度から新たな計画の策定に合わせ、基本計画を全面改正します。これに伴い、平成25年度は、美浦村でも国の方針及び県の方針を反映し、第1次美浦村健康づくり計画の評価見直しを行い、第2次美浦村健康づくり計画を策定することとした予算要求をいたしました。

保健予防事業につきましては、予防接種法の改正等に伴い、定期接種のうち、現在一部集団接種で行ってございました予防接種をすべて個別接種に移行いたします。子育て支援の一環として、今年度まで県で実施をしておりました1歳までの低体重児治療費の助成を、25年度より村が健康管理事業として行ってまいります。不妊治療費助成事業につきましても継続してまいります。

続きまして、保育所施策については、大谷保育所において、児童の安全のため、渡り廊下の改修工事を計画しております。昨年の東日本大震災以降に、廊下部分の沈下が著しくなり、また、屋根部分につきましても一部鉄骨の腐食が進んでおり、児童の安全を考え、改修工事を行う予算を要求いたしました。

児童館施策では、今議会に議案提案をいたしております平成25年度からの指定管理者制度における児童館管理運営業務の民間委託につきまして議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、業務を指定管理者に移行した場合、全体経費の削減とサービス向上として、平日の閉館時間の延長、学校休業日における開館時間の繰り上げと閉館時間の延長や、各児童館に館長が配置になることなど、サービスの向上を図って児童館利用者の利便性が図られるように進めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計につきまして、お答えを申し上げます。

平成25年度国民健康保険特別会計につきましては、国保加入者への保険給付や医療給付及び高額療養費制度による給付につきましては、今年度と同じく進めてまいります。

生活習慣病予防のため、人間ドック、脳ドックの受診費用を一部助成し、受診の拡充推進に努めることにより疾病の早期発見を促し、医療費抑制につながることを目的として、平成25年度は受診者枠をふやして対応するよう予算を要求しているものでございます。

介護保険特別会計につきましては、平成24年度に3年間の見直しをしております。保険料や保険給付につきましては、今年度と同じ考えで進めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましても、加入者への保険給付や医療給付及び高額療養費制度による給付等につきましては、今年度と同じく進めてまいります。

以上、予算編成に当たり、平成25年度の重立った要望する施策等について申し上げましたが、事務事業の見直しや検討を行い、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長沼崎武男君。

○経済建設部長（沼崎武男君） それでは、下村議員のご質問にお答えをいたします。

予算編成に当たりましては、国の動向や例年事業についても、制度の改正や新規補助事業等の動静を勘案して、各担当が主体的に予算を編成し、各課長の判断に基づき事務を進めております。

しかし、その前提条件として、例年事業及び新規事業を予算化する場合については、財政計画に基づいて実施することが必須条件となっておりますために、企画財政課でまとめる3カ年計画が策定され、基本的には、この計画に基づいて予算化されることとなっております。

私としましては、年間を通じて、気がついたものはその都度、課長等に意見として申し述べておりまして、基本的な考え方を共有しております。また、予算の内容につきましては、私どもの経済建設部は事業課でありますために、年次計画に基づいて執行しております。その辺についても、各課長から報告を受けておりますので、小さな修正はあるにしろ、特別な事態が発生しない限りにおいては、新年度予算の編成段階に特化して、私が直接に介入するというのは、余りないのが状況となっております。

また他方、新規事業につきましては、村長自身の方針や地区や団体からの要望が主体でございまして、地区や団体からの要望に対しましては、場合によっては、私も同席することはございますけれども、村長が直接面会をして受けている状況でございます。

予算の編成に対しては、村の財政上の制約が前提条件として存在し、本年度もマイナスシーリングが課されております。このような中にあっても、村政のニーズへの対応、これも重要なことございまして、こういったこともかんがみて、それらを勘案して、最終的には政治判断で決定をしていくという方針になっております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 教育関係予算の考え方についてお答えを申し上げます。

下村議員ご指摘のとおり、また、さきに総務部長が申しあげましたとおり、本村の財政状況は大変厳しいものとなっております。こうした中、平成25年度予算を編成していくこととなります。したがって、教育関係予算につきましても、基本的には、総務部長が申しあげた平成25年度美浦村予算編成方針に基づき予算の編成を進めております。

具体的には、11月12日に、各学校の教頭先生と事務の担当者に集まっておきまして、この平成25年度美浦村予算編成方針の徹底を図り、あわせて前年度の予算実績、あるいは、その前例にとらわれることなく、子どもたちの教育、そして各学校の運営に支障が出ることがないように、各学校とも真に必要な予算の吟味を行い、メリ張りのきいた予算要求をしていただきたいということを指示をいたしました。その後、各学校で予算の積算を行っていただきまして、12月3日から5日にかけて、学校教育課の方で事前のヒアリングを行い、予算内容の確認を行いました。12月6日には、企画財政課の予算調整のヒアリングを終えたところでございます。

基本的には、教育予算は、将来の美浦村を担う大事な子どもたちの学びの環境を整える予算であり、村民が生き生きと有意義な社会生活を営むために必要な生涯学習と社会教育を推進するための予算であるというようなことで認識をいたしております。

平成25年度の教育関係の予算の編成に当たりましては、厳しい財政状況の中での予算編成ではありますが、平成25年度美浦村予算編成方針に基づきながらも、今申しあげました教育予算の根本というものを見失うことがないように、美浦村の教育目標、教育プラン、そして美浦村生涯学習推進計画に掲げている目標を確実に推進できるように、予算の確保をしてまいりたいということを考えております。

以上で、下村議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 部長、次長には、答弁ありがとうございます。

村指定金融機関については、総務部長の方から説明がありましたとおり、やはり議会の

承認が必要であります。議会全員協議会の方にぜひ諮っていただいて、やはり進めるものは進める、後戻りはしてはいけないと私は思いますので、その辺は慎重に進めてくださるようお願いをいたします。

それと、25年度の予算編成については、方針に基づいて進めていくというような返答でしたが、ここで、保健福祉部長の方の説明について、私も理解が十分できました。新たに始まる事業と今聞かせていただきました。

ただ、この中で各部、次長の方からあった中で、今回、削減する事業等が、なくす事業、現時点でわかっていれば、そういうものがあればお答えをいただきたいなというふうに思います。

あと、特に拡充する事業、保健福祉部長の方からは今、説明ありましたけど、ほかの部の方でありましたら、また新規事業がありましたらお聞かせいただきたい。

なお、当然ですけれども、予算の提出権は、行政の首長の専権事項であります。総体的に予算編成に当たって、村長の考え方をお尋ねをして再質問としますので、明快な答弁をよろしくをお願いをいたします。

以上です。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員の予算編成、今ちょうど各課、部の方から予算のヒアリングをしているところで、まだ固まってはいません。大体固まるのは、来年の1月の半ば過ぎ、後半には決定をしていきたいというふうに思っております。

今上がってきているものは、それぞれみんな実施をしたいものがほとんど上がってきております。今、保健福祉部長、また総務部長の方からも、経済建設部長と、そして教育次長の方からも、それぞれの管轄する課の方から上がってきた予算については、どれも大事ですよということで上がってきておりますけれども、24年度の時際には、歳入歳出予算の乖離が9億円ぐらい、当初のヒアリングの時際にはありましたけれども、最終的には6億円ぐらいに詰めさせていただいて、基金の方からとかの部分で24年度の予算は決定いたしましたけれども、今回、25年度も、今の時点で歳入歳出の乖離が6億円ぐらいあります。それをいかに少なくしていくか、今回も2億円から3億円ぐらい詰められればいいのかというふうな段階で、大筋は見ておりますけれども、どの事業をまず選択をしていくか、それは、先ほども各部長の方からありましたように、メリハリをつけた予算を、やっぱりワーキングチームの中で決定をしていかないと、どれでもというわけにはいかないような、今の議員おっしゃるように、固定資産税も含めていろいろなところで歳入が厳しい状況になってきております。

今回、12月の選挙で、国が、政府の方針が変わって、経済政策を思い切って打ち出すということになって、若干、即反応するのが、株価とか、それから銀行金利も含めて少し変わるだろうというふうな見方もされておりますけれども、24年度の補正予算の中でどれだ

け思い切った国の方針が出てくるか、それも大きな興味を持っているところでもございます。

これについては、国に頼らずやっていかななくてはならないことはわかるんですけども、まだまだそこまで余裕のあるような事態ではないことは、議員も承知の上だろうというふうには思いますけれども、今、社会保障の部分、そして、まだ去年の震災後の耐震の部分も、すべては終わっていない状況です。幼稚園から小学校は耐震が終わりましたがけれども、そのほかの公共の部分についての避難場所、全体的には美浦村には17カ所ぐらい、そういう部分を一つの避難場所としているところも、この後、耐震の部分で図っていかなければならないという部分があります。これは、予算どうのこうのよりも、災害が起きたときに住民の安全・安心を図るためには、まずそういう避難の部分は構築しておかないと大変なことにもなりますので、その辺も含めて、一番予算的には重要になってくるのかなというふうには思っております。

また、ちょうど来年の3月で震災から2年になりますけども、いろいろな自治体、県の方もやりましたけれども、防災、減災も含めて考えると、そういう訓練もこれは必要になってくるということでもありますし、美浦としては、来年の3月に第1回議会が終わるぐらいのときに、村内の防災訓練は新たな部分でやっていかないと、忘れてしまうということになってしまうと大変なので、ぜひ、防災倉庫もつくりましたし、それから備蓄の部分も備えてございますので、私たちがそういう訓練を忘れないでやっておくことが、いざ、事態が起きたときに、住民の安全・安心が図られるものと思っていますので、そういうものについては、極力、よそを外してでもやっていきたいというふうには考えております。

議員おっしゃるように、それぞれの四つの部の管轄する課から上がってくることは、本当に多岐にわたってありますけども、その中で精査をして、めり張りのついた予算編成を1月の後半までには築き上げて、議会の方にもお示しをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 先ほど、答弁の考え方ということで、具体的な事業はお話をしませんでした。現在、予算編成中ということもあって流動的な状況でございますので、あくまでも現時点での私の考え方ということでお話をしたいと思います。

まず最初に、来年度必ず実施をしたいなというようなことで思っている事業、まず1点目でございます。これまで、美浦村教育推進運動としまして進めてまいりましたノーテレビ・ノーゲーム運動と、それと学校のICTの利活用事業の関係予算、これについてはきちっと確保をしていきたいなということで思っております。特に、ICTの利活用利活用事業につきましては、平成23年度より5カ年計画で、その定着を図っているところであります。各学校からの要望も強いことから、関連予算の確保は通していきたいというようなことで考えております。

なお、美浦中学校のICT関連機器の整備につきましても、学校現場の意見を十分に聞きながら、これについては慎重に検討していきたいということで考えております。

2点目としまして、学習環境の整備事業としまして、大谷小学校、木原小学校、美浦中学校の空調設備の整備を実施したいということで考えております。平成24年度、安中小学校の空調設備が完了をいたしました。良好な学習環境の整備、地球温暖化による熱中症対策、そして各学校の公平性という観点からも、残る3校の空調設備の整備工事、これを実施したいと考えております。

なお、現在までのところ、補助金等の削減なんですけれども、これ昨年24年度の当初予算の編成の段階で、予算審査特別委員会の中でも議員各位より強い要望といいますか、意見をいただきました。現在、予算編成中ということでありまして、現時点では、子どもたちに直接影響が出るような補助金等の削減の話は、今のところはなっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 教育関係の予算で、今の次長の説明に多少補足をさせていただきます。

どのような事業を削減するかということについては、教育予算から極めて難しい点があるわけですね。そのところをどういうふうに経費の節減につなげるかということで、もう既に今年度もやってきていることでありますけれども、同じ事業でも事業の仕方を工夫するというふうなことで予算の削減につなげていきたいということで、既にやり始めているところであります。

例えば、本年度でいえば、教育振興基本計画を1年間で策定するという進めておりますけれども、事前に阿見町でも同じような作業をやっているわけですが、阿見町では2年間かけて、総予算が700万円というふうに聞いております。そこを美浦村では、今年度1年間で片をつけようということで計上した予算が150万円弱というところですね。あるいは、ことは、ノーテレビ・ノーゲーム運動の効果測定の調査もやっておりますけれども、これも2,500人を対象にしております。これも、まともに例えば調査会社に依頼をするような方法をとれば、1人当たり3,000円というような予算が多分つくはずで、これも2,500人を対象にすれば、750万円ぐらいの予算を計上しないといけないところ、ほとんどの中で、我々が手前みそでやっているということで、これも100万円弱で片をつけるというようなことで節約につなげております。そういうような工夫をこれからもやっぱりやるしかないだろうと。私たちの負担がそれだけふえるわけですが、できるところは自前でやるというようなことで、これからも続けていきたいとそういうふうに思っております。

また、学校関係でいえば、さまざまな村独自に支援員だとかTTの加配だとかというよ

うなことで人件費が高騰しているわけですが、このところもできるだけ村の、村民の自主的な支援をお願いするというようなことでやらないと、これからなかなかうまくいかないんじゃないかということで、今年度中にSS本部と、学校支援地域本部というようなものをしっかりと立ち上げて、その方々の支援をいただくというようなことをしながら、さまざまな形で村の予算をつけながらお願いしたり、支援その他の部分を節約していくというように努めないといけないんじゃないかと、要するに事業そのもののやり方を工夫することによって、いろいろな形の予算削減につなげていきたいというふうなことで、一例を申し上げました。今後とも、こういうようなことをできるだけ続けていきたいというふうなふうに考えております。

以上です。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。大分時間も過ぎているので、簡潔にお願いしたいと思います。

まだ、確定をしていないという中にあるというふうなことも、今、村長の方からありました。そこで、特に補助事業について、やはり成果を評価して、必要に応じて抑制なり、削減に努めてほしいというふうには思いますが、子育て支援、それから高齢者福祉それらの充実、弱者対策などは大変重要な課題だと思います。できるだけその辺のことについては削減は避けてほしいなというふうには思います。そのためにも創意工夫をしていただいて、民間活力の導入を検討し、指定管理者制度、民間への委託を進め、歳入をふやす努力をしていただきたいと思います。幸い、二つの業態で指定管理者制度が次年度から導入されようとしておりますが、村民の利用する側からよい評価が出るような制度の導入を期待いたします。

最後に、ただいま申し上げました中で大変重要な課題といたしました子育て支援や高齢者福祉の充実などについて、それらの予算扱いについて、村長はどのように考えるのか。また、指定管理者制度を、今後も、ほかのものに、ほかの業態に対応をさせていく考えがあるのかお伺いをして、私の質問を終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長、中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員の今言われました高齢者対策、そして子育て支援、弱者の対策ということで、三つの部分を踏まえて予算的なものは配慮をしながらやっってくださいという部分も、これは少子高齢化、特に少子の部分では、子育て支援はいろいろな自治体で独自に施策を設けてやっているところもあります。

これは、美浦もいろいろな、福祉介護課の方で対応をしております、ゼロ歳から本当に六つぐらい事業が多分あるかなというふうには思います。環境的なものは、よその自治体の方がもっと進んでいるような部分があるかと思っておりますけれども、これは美浦村もおくれないで、より先進的に取り組んではいきたいというふうにも考えております。

また、高齢者についても、ことしも敬老の部分で1,900人ぐらい、人数的な部分で、村の中でもどんどん比率が高くなってきておりますので、その辺も含めて、手当てをするという意味じゃなくて、高齢者もどんどん外に出ていただいて行動を起こしてくれるような条件をつくり上げていきたい、それが結果には、介護とかそれから医療の抑制につながっていく部分だと思います。

こういうものは、美浦村独自なものも含めて、いろいろなところに参画をしてもらえらるような高齢者の場をつくるというのが、一つの方法もあろうかと思うので、ぜひ老人会とかいろいろな団体をつくって行動をしている方もおりますから、その辺と連携をとって進められるような体制をとっていきたいなというふうに思います。

そして、ことし民間に委託した児童館の運営と、それから一部、学校給食の調理業務を来年4月から民間に委託するというふうな方針であります。これにつきましても、きょうの一番最初に質問に出た、飯田議員の方から、ボランティア団体とかいろいろな民間のところの活用はという話もありました。これは将来的には、役場の部分のいろいろな情報、個人情報以外の部分で賄っていけるような部署が、そこを民間の導入をしていけるような状況がつくり上げられれば、もう少し村民との、私も公約の中に協働のまちづくりという部分で入れておりますので、ぜひその辺は、職員だけがサービスをやっていくということじゃなくて、村民もそのサービスの中に加わっていただいて、お互いの距離を短くした中での行政サービスが、これは将来的には必要だろうというふうに思っております。

その辺では、飯田議員もありましたけども、下村議員も、これから民間をどのようにして行政の中に入れてもらうかという意見に対しては、私は大いに賛成をする部分でございます。ぜひ、その部分でももう少し範囲を広げて、一緒に住民とのむらづくりを進めてまいりながら、ともにむらづくりをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番議員の岡沢です。

デマンドタクシーやまゆりについて質問します。

高齢化社会、人口減少社会に突入した今、生活交通の問題は大きな関心事です。なぜなら、地方においては、買い物や通院を初めとする生活に必要な施設の立地が希薄となり、いわゆる交通弱者、買い物難民が増加しているからです。

県の23年度の統計調査によれば、美浦村の小売事業所売り場面積は、44市町村のうち42番目、平成19年6月現在、一般病院数、人口10万人あたりは18番目、一般診療所数、人口10万人あたりは44番目、平成21年10月現在、歯科診療所数は42番目、平成21年10月現在です。平成23年10月の総人口数では県で42番目ですから、人口割合からすれば、決して商業

施設も、病院数についても少ないとはいえないかもしれませんが。しかし、マイカー依存の拡大と少子化、高齢化の進行によって、通勤需要や通学需要が減少し、公共交通が最も真価を発揮する大量集約輸送の必然性が減退した結果、現実には、バスの路線や運行便数の縮小、撤退が進む状況です。

バスの例を取り上げてみますと、全国で毎年2,000キロ程度の路線が廃止されているとことです。そのことにより、マイカーを使えない、あるいは今後使えなくなる高齢者を初めとする移動制約者、いわゆる交通弱者の交通手段の確保のためのネットワークの構築がますます求められています。

本村では、5年前から、デマンドタクシーやまゆりが運行されています。このデマンドタクシーやまゆりは、交通弱者の通院や買い物のための交通手段として、現在なくてはならないものとなっています。運行開始から約5年が経過した今、利用者がもっと利用しやすい地域交通システムに改善すべき時期であると考えているところです。

最近、実施したアンケートの集計結果を見ても、予約受け付けシステム、運行エリア、運行時間、運行便数、予約受付者やドライバーの対応などに関して、さまざまな要望がある一方、デマンドタクシーの運行に非常に感謝している、ずっと続けてほしいという声も多く寄せられています。利用者のニーズを第一に、地域公共交通システムとしての重要な役割といった観点から、法律、制度面や財政面での制限があるといえども、より一層充実したデマンド交通体系の確立を強く望むものです。

そこでまず、通告書の①番目、利用者の把握による必要な運行の確保、②番目の病院・買い物などの目的別の利用動向の把握と、午前・午後の効率的な運行の配置をの2点についてですが、予約オペレーターとドライバーとの連携、ミーティングによって、時間別、目的別の利用状況を把握し、予約混雑時の配車状況を改善できないか、病院への利用が集中する午前の早い時間帯のみ増車は可能か、または車両をワゴン車にすることは可能か、午前中は病院への利用者を優先し、買い物や公共施設などへの利用者に午後の利用を推奨することはできないか、村内商業施設の利用状況を分析し、午後の買い物ルートを、例えばヨークベニマルから木原商店街、さらに某飲食店などを設定することは考えられないか。

続いて、通告書③の複数の事業者による運行体制で運行数の確保をとの観点で、契約期間を今の5年から2年に短縮し、村内事業者持ち回りで契約してはどうか。1社独占では、他の事業者の経営を逆に圧迫することになるのではないかと、また、2社同時に契約することで、利用者への対応をよくする効果が見込まれるのではないかとということです。

最後に、通告書④の利用を必要とする高齢者や身体的弱者のニーズに合った介助を含むサービス体制の確立を図ってはどうか、介護の資格を持ったドライバーの育成を奨励することで、荷物の積みおろしなど買い物の補助や、乗りおりの際の介助をすることで、よりスムーズで利用者にも安心した利用が期待されるのではないかと。

以上、4つの項目について、執行部の答弁を求めます。

なお、1点確認したいことがあります。午前中の同僚議員のこのデマンドタクシーやまゆりに関する質問の中で、保健福祉部長が、予約受付担当は1名で対応しているので、出られないときがどうしても出てしまうという答弁をされましたけれども、この予約受付担当者は、さくら観光がシルバー人材センターに仕事を頼んで、シルバー人材センターの方がやっているのです、私は、先日、シルバー人材センターに行って、何名で行っているかということを探ねました。シルバー人材センターの所長さんは、2名体制で、男性と女性1名ずつでやっていますと、アンケートでも、対応について男の人の場合だとか、女の人の場合だとか、男女1名ずついるのは明らかであると思われるんですが、私が、それでは、予約時間の9時から3時まで2名常駐体制でやっているのですねとお尋ねしたところ、所長さんは、そのとおりですとおっしゃっていました。私の聞き違いかもしれませんが、その点は確認のためお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中で、利用者数の把握による必要な運行本数の確保についてでございます。

現在、デマンドタクシー登録者が、本年3月末現在で、木原地区192名、大谷地区228名、安中地区89名となっております。毎日の運行につきましては、出発時間を定めていない利用者の利用時間に合わせた随時出発の体制をとっております。営業日数は、土曜日、日曜日及び祭日が休みのため、月平均20日間で、利用者数は1日平均12名となっております。また、車両は、乗用車型タクシー2台による運行となっております。利用者の行き先といたしましては、病院への利用が高く、全体の75%になっており、朝の時間帯においては、通院利用者が多く、予約のできない状態のときもありますが、平常時におきましては、予約のできる状況となっております。

続いて、病院・買い物などの目的別の利用動向の把握と、午前・午後の効率的な運行の配置についてお答えを申し上げます。

デマンドタクシーは、各家庭を回り、同じ方向に向かう利用者が乗り合いで乗降する区域内運行を基本とし、地域公共交通として補完的役割がデマンドタクシーとなっております。また、利用に際しましては、複数の方との乗り合いとなるため、目的地到着時間に余裕を持った利用をお願いしております。

1日の利用状況を見ますと、午前中の時間帯に、病院まで利用している方が75%、午後の時間帯の利用は、買い物や公共施設への利用をしている方が25%となっております。さきにご質問のありました、午後に午前の利用できない方を予約できないかということにつきましては、午後の時間帯につきましては、利用時間の中で大分まだ利用できる部分がございますので、そちらの方につきましては、やはり病院の予約等の時間等を利用者で調整していただくのも一つの方法かなと考えております。

また、村内の商店等を回ることができませんかというご質問でございますが、これにつきましては、今申し上げましたように、デマンドタクシーは、利用者が乗り合いで一つの目的等の場所に行くシステムでございますので、そのデマンドタクシーを各商店の間に循環させることは考えておりません。

続きまして、複数の事業者による運行体制で運行数の確保をというご質問にお答えをいたします。

現在、村内にはタクシー事業者が4業者ありますが、関東陸運局より、デマンド型交通運行を認可された業者は1社でございますので、その1社と業務委託契約をして運行をしております。

続きまして、利用を必要とする高齢者や身体的弱者のニーズに合った、介助を含むサービス体制の確立についてのご質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーは、先ほども申し上げましたが、複数の方の乗り合いが基本でございますので、自分で車に乗りおりできる方が利用するシステムでございます。介助を要する要支援、要介護の方や身体障害者1級、2級の方につきましては、福祉タクシーの利用料金助成事業制度がございます。福祉タクシーは、利用できる会社や車両により、運転手が乗りおりの補助をする福祉一般タクシーと、運転手が介助を行ったり、車いすでも利用できる福祉介護タクシーがございます。利用に際しましては、福祉介護課にて詳細なご説明をいたしております。

また、先ほど、デマンドタクシーの運転手が利用者の荷物を持って行うということでございますが、その件につきましては、今も具体的ではございませんけれども、その辺は多少なりとも便宜は図っているということは聞いております。ですが、本来、タクシー運転手は車を離れることができないのが基本でございますので、そちらをご理解いただければと考えております。

続きまして、先ほどの続きでございますが、介護の必要な方の家族や障害者の方につきましては、美浦村社会福祉協議会におきましても福祉車両の貸し出しを行っております。車両は普通車で車いす対応型となっており、利用対象者は、実施要綱により、介護の必要な方の家族や障害者等となっております。

最後の質問の部分でございますが、デマンドタクシーの受付業務につきまして、シルバー人材センターに委託をしているということでございます、事業者の部分で。2名体制ということでございますが、交代制をとっていると聞いております。確かに、シルバー人材センターに委託をしているのは2名ということなんですが、交代制で受付業務を行っているということをご理解いただければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） さまざまな1回目の答弁を聞いていますと、それぞれどこが改善

というか、利用者の便宜になる点があるのかと頭の中で整理してみますと、どうも、制限があってできないというようなことばかり伺ったような気がするんですけども、まずポイントを絞って、さらに説明を要望させていただきたいんですが、私が提出した一般質問資料「デマンドタクシー運行の概要」というものをごらんになっていただきたいと思います。

これは、中身は、各自治体のホームページを検索したものです。1枚目の運賃については、空白のものもありますが、これは詳細な記載がなかったものです。いずれにしても、各自治体それほど料金設定に差がないように見えます。次の1日平均利用者数ですけども、これもホームページなり、あるいは文献で紹介があるものでつかめたもののみです。

2枚目の予約受付ですけども、これもホームページ上で紹介されているんですけども、中身を見ますと、予約受け付けが前日のみというのは、美浦村と板東市だけで、ほかは2日前からとか4日前からとか、あるいは1週間前、2週間前、それと、当日の利用時間の1時間前あるいは30分前まで認める。ですが、制限があって、当日の朝一番の運行、さらに2番の運行に関しては、前日までに予約となっているところが特徴です。

3枚目の運行時間帯なんですけれども、時間帯はさほど変わりはないんですけども、これも美浦と比べて他の市町村の特徴は、8時から開始するとすれば、時間ごとに、1時間ごと、あるいは30分ごとに、第1便、第2便という形で運行しています。ですから車両が2台あれば、1時間に2便運行。それで、右側の運行エリアなんですけれども、それはそれぞれの自治体の実情に応じてなんでしょうけれども、自治体を三つか四つのエリアに分けて、エリア間の移動、あるいは市エリアから市街地の移動ということで、分けて運行ということになっています。

それから4枚目、運行車両ですけども、これもホームページで、車両をきちんと詳細に記載していなくて、写真でワゴン車2台とかというのも写っていますので、写真やイラストからの推定もありますけれども、ということで、現実とは、もしかしたら変わっているところがあるかもしれません。

まず、通告書①番目の利用者の把握による必要な運行と病院・買い物などの目的別の利用動向の把握ということなんですけれども、資料の5枚目ですけども、資料の5枚目の4分割になっている地図、これは時間帯ごとの利用動向をデータ化したもので、特に午前と午後など利用する運行経路が明らかに違っている傾向というのが見出せます。ちょっと見づらいかもしれませんが、1号車、2号車、3号車、4号車ということで、個別にデータをとっています。

6枚目なんですけれども、これもちょっと説明が必要かもしれませんが、この5枚目、6枚目のデータというのは、宮城県大河原町でデマンド運行の運行状況をデータ化しているもので、この6枚目は、大河原町では、ジャンボ車両2台と小型車両2台で運行しているので、その時間ごとの利用人数をデータ化したものです。上2台はジャンボ車両、下2

台は小型タクシーです。なお、ジャンボ車両という言葉については、この文中の表現からすると、6人から8人のワゴン車だということがわかります。

それで、時間ごとの各車両の利用人数を見ても、明らかに時間帯ごとに利用人数が違ってきます。一番下の小型車両なんですけれども、午後からは運行していません。これは全体の時間ごとの利用情報をデータ化することで、午後の小型車両1台は省いても、これは利用のニーズにこたえられるという分析からこうなっていることです。

そういったことで、このように、利用者の利用状況、運行時間帯別、あるいは目的別をきちんとデータ化する。そうすれば、利用の動向がはっきりとあらわれてくると思います。それで、今、保健福祉部長もおっしゃっておられましたけれども、午前中の早い時間帯は、75%が病院だと、午後は、午前中の予約がとれなかった人も予約をとれる可能性が多いということでした。

ということであれば、この予約混雑時に、車両を1台、午前中増車するとか、あるいは運行車両を小型タクシーではなくてワゴン車にかえるとか、そういったことで予約混雑というものを緩和し、なおかつ、もっと利用時間、本当に病院に行きたい方に利用してもらえないのではないかとということが私の要望でもあります。

それで、この資料にも示しましたとおり、予約受け付け期間は、2日前とか、極端に言えば1週間前、当日の1時間前だとか、あるいは運行時間帯にしても、圧倒的に1時間ごと、30分ごとというのが多くて、それも利用者のニーズに合わせ、実情を考えた上でそういうことはやっていただきたい、そして、それが可能になっているわけです。

ですから、このような運行形態というものを実情に合ったものにしていく、それにはどうしてもデータ化というのが必要なんです。住民のニーズに合った現状把握というものの、現状分析がどうしても必要だと思います。ですから、そういった住民のニーズに合ったデマンド交通のあり方を追求していただきたいと思います。

それで、予約受け付けと運行体制については、一元管理というのが必要だと思います。ただ、予約は予約で受け付ける。運行は、ドライバーが運行するじゃなくて、全体を一元管理するシステムというのがどうしても必要だと思います。そのようなシステムの構築を新たに求めるものです。

そして、その一元管理するという観点ですけれども、私がいろいろ検索した自治体のホームページ上ですと、デマンド交通に対するお問い合わせ先として、多くが企画財政課とか企画調整課、役場の、そのほかに、社会福祉協議会、商工会、役場でやっていなくて社会福祉協議会や商工会というのが数多くあります。結局のところ、役場だけではなくて、あるいは予約受け付けはそれはまあ独立しているんだではなくて、そういった社会福祉協議会や商工会が一元管理している姿が見られます。そういった姿が、やはりデマンド交通体系をもっと利用するためには望まれる体系だと思っております。

それから、予約受け付けなんですけれども、私は、予約受付担当は、プロフェッショナル

ルじゃなければならぬと感じています。なぜならば、全体の利用状況、時間ごとの予約の状況、目的別の状況を把握できるのは予約受付オペレーターだからです。これは、個々のドライバーには不可能です。ですから、予約受付オペレーターについては、プロの育成を求めたいと思います。

それから、次に稼働率の問題です。現行の車両借り上げ方式では、利用者のニーズと車両の稼働率が密接な関係があると思います。自治体によっては、年間60%、あるいは60%から80%の稼働率というものを設定した上で委託契約を結んでいるところがあります。稼働率を無視した委託契約というのは考えられないことだと私は思います。車両台数と運行時間に稼働率を掛け合わせれば、当然、1日当たり、あるいは月間の利用者数、あるいは利用可能数というものは、見込みとしてデマンド交通体系の中に計画として位置づけられるものです。

このほど開示された資料によれば、本村の1日当たりの平均利用者数は12.7人です。資料の1枚目の平均利用者数から見ても、他の自治体と比べて非常に少ない。とはいっても、総人口数や総面積、病院や商業施設の立地状況、高齢化率などいろいろな要素を考慮し、深く検討することが必要かとは思いますが、この1枚目の資料で、山形県川西町のデータで、1日当たりの利用者数が43.4人となっています。人口は、美浦村と同じ約1万7,000人強、総面積は、川西町が美浦村の2倍以上ということになっています。

それで、ちなみに委託料なんですけれども、美浦村は、24年度1,260万円、この川西町は、委託料が1,346万円です。同じような人口で、委託料もさして変わらないんですけれども、1日当たりの平均利用者数は3倍ぐらい違う。これほどどこにあるのかと、ちょっと私も、実際に川西町で話をして調べてみたいとは思いますが、そういったことから、デマンド交通体系の改善を考えるのであれば、今言ったような緻密な分析に基づいた改善を強く要望するものです。

それと、高齢者や身体障がい者の弱者の問題を取り上げましたけれども、これも私は、身体障害者福祉協議会でいろいろ話を聞いてきたんですけれども、確かに、福祉タクシーというものがあって、でも、それは要支援1・2、要介護1に該当する方で、それに該当しなくとも、いわゆる身体障がい者、身体的弱者がおられるわけで、高齢者もその中に入ります。

これまでの経過で、デマンド交通利用時に、自動ドア、タクシーは自動で開閉しますから、足を挟まれたことがあるというようなこと。ですから、あるタクシーの運転手に聞いたんです。私は、高齢者や身体障がい者の場合には、運転席では絶対操作しないと。おりて、開けますよ、閉めますよと安全を確保して、そのために介護の資格も取っている、そうおっしゃっていました。そういった観点からも、やはり介護の資格を持ったドライバーの育成を奨励したいと思っています。それは、身体障害者福祉協議会の方も強く求めていたし、介護をお持ちになってタクシー運行している人も、タクシーというのは、デマンド

というのはそういうものであるべきだとおっしゃっておりました。

長くなってしまいましたけれども、余り長くお話しても、答弁するのが大変でしょうから、私の今言った、ポイントを絞った改善の手法といいますか、そういったものに対してどう考えておられるのかお聞きたいと思います。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点が、予約受付センターが別の場所に、社会福祉協議会とか商工会にあるケースがあって、一元化に管理しておりますという意見だと思います。多分その場合は、その自治体でタクシーの運業者が数社あって、それを商工会とか社会福祉協議会とかが一元的に管理しているということだと思われま。

美浦村の場合は、1事業者に委託しておりますので、その1事業者の一番運行しやすい場所に予約センターがあるということがございますので、よろしく願いいたします。

また、オペレーターが、やはり対応等について、今回、アンケート等でもいろいろご批判みたいな部分もございましたが、これにつきましては、改善できる点は改善すること、私の方で指導していきたいと考えております。

続きまして、車両の稼働率についてでございます。これにつきましては、現在までそういう詳細なデータがございません。今後、その点につきましては、データを分析いたしまして、稼働率等を把握してまいりたいと考えております。

最後の質問だと思います。福祉タクシーの関係でございます。

確かに、福祉タクシーのドライバーの方につきましては、福祉関係の資格を持った方が運転手となっている場合が多いように聞いております。ですが、今回、デマンドタクシーでございますので、やはりその部分では、そこまで介助の部分には至っていなかったという部分はございますけれども、やはり資格を持っていなくても、補助できる部分については現在も補助しているという事は理解しておりますので、運転手がすべて、そういう福祉の資格を持てばよろしいんではしょうけれども、その点については、現在は、まだ考えてございません。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 今ご回答しましたように、今回のアンケート調査の結果から、いろいろな要望が上がってきております。利用者の利便性を考慮した、利用者が利用しやすい公共交通を、多方面から、今後検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの部長の答弁の中で、予約センター、社会福祉協議会や商工会の中にあるのは、多分事業者が3社とかがあるところでそういうふうに行っている

んだらうということでしたけれども、やっぱりそれも自治体のホームページを見てみればわかるんですけども、3社に委託して、予約受け付けはそのうちの1社に委託しているという形式、そういうのもあります。ですから、必ずしも、複数の事業者だから、商工会、社会福祉協議会、1社は、その限られた1社に委託する、そういう形式ではないと私は思います。何が一番、どういった形態が一番よいのか、それで必然的に予約センターを置くべきであって、1社だからどことか、2社以上だからどこという、そういう選択肢はないと思うんです。

事実、ホームページを見てみますと、美浦村には、まるっきり触れられていませんが、各自治体ごとの地域交通活性化協議会の開催状況、あるいは会議録まで載せられていて、予約受け付けについても、運行車両についても、かなり緻密に分析されている状況も見られます。ですから、私は、1社だから2社だから予約センターをどこに置くということが背景では、まずはないと思います。

私が、先ほど来言っているのは、一番の問題は、予約がとれない状況が一番困ると思うんです。午前中の同僚議員も、その趣旨で質問されたと思うんです。改善してほしいと。そのために、るる述べましたけれども、データ化する、分析する、それで今、デマンドタクシーは小型タクシー2台であるのを、混雑時だけ増便できないか、あるいはワゴン車にかえられないか、あるいは、時間ごとの第1便、第2便と、そういった運行形態が多いということも紹介させていただきましたけれども、そういったことも含めて考えていただきたいということです。

部長は、アンケートの集計を行ったばかりですから、今後、るる検討をしていく、そう言われるのは当然だと思います。アンケートをとったばかりで、今こういうふうな完全な案ができていますということまで期待はしていませんが、でも、改善するにしても一番大事なのは、午前中の同僚議員も言っていたとおり、データ化し、分析すること、利用者のニーズ、動向を把握すること、そこから何が導かれるのか、何をどう考えればいいのか、予約の問題、運行エリアの問題、時間帯の問題、さらには、料金設定の問題まで、いろいろ考えるべきだと私は思います。

アンケートの中では、もう少し遠くに行ってくれたら、村長が言われるのには、陸運局とかの制約があって他市町村は無理だというのは承知しておりますけれども、例えば、遠くに行かせてもらうんだったら値上げをしても構わないとっている方もいるわけで、やはりそういったいろいろな面から考えていただきたいと思います。

それで、村長は、午前中の答弁の中で、来年の1月ごろには、何とか方向性を出していきたいという趣旨の答弁をされましたけれども、私はそんなに早く出してほしくないと思います。もっと3カ月なり6カ月なり時間をかけてデータをとって、分析して、それでどういう形態が可能なのか探してほしいと思います。1カ月半で方向づけろと言われても、私は本当にそれができるのかというと、できないと思うんですね。

阿見町のデマンドタクシー運行する前からの試験運行で、運行開始してからのいろいろな経過が載っています。1カ月に1回の割合で、デマンド交通に関する専門部会や協議会、幹事会、バス事業者との意見交換会、そういったものを開催しています。スタートしたから、それでまずは様子を見ようじゃなくて、スタートしてからも定期的に見直して実績報告をやっている、そういったことが求められると思うんです、このデマンドには。簡単にはいかないと思います。

さらに、私が思うのは、この地域公共交通体系、特に高齢者を初めとする交通弱者の要求を満たすというのは、デマンド交通だけで、本当にそれが救世主なのか、満たせるのかということも含めて、地域公共交通会議等でもう一度詳しく、さかのぼって調べ上げてほしいと思います。

先ほど、1月ごろまでにはと村長がおっしゃったのは、多分デマンド交通の部分でということだと思います。もしかしたら、そのことだけにかかわらず見直すということであれば、それはそれでやっていただきたいと思うんですけれども。やはりそう簡単に結果を出すのではなくて、きちんとしたデータ化をとる、その分析をすることなしに、利用者のニーズをつかむことも、私は、べきだと思います。

これ以上、どのような改善を行うのかお尋ねしても、それはまた、次回の議会で取り上げるべき問題だと思いますし、これが本当の改善になっていない、検討したけれども余り進んでいないとなれば、当然、委託料という予算も関係してくるので、ある程度前進した内容でなければ、私は、予算自体も賛成できかねるということにもなるかもしれませんので、そこら辺のことをもう少し大きく考えていただきたいと思います。

最後に、村長、このデマンド交通問題、地域公共交通の問題、高齢者だけ、障がい者だけの問題でなくて、我々の問題なんです。私たちもそうなるんですから、みんな。ですから、高齢者だけ、障がい者だけの問題と考えずに、村民がみんな自分の問題だと思って考えて、そういったことを私は強く望むものです。村長の、大体考えはお伝え願えたと思うんですが、もう少し、私の言ったような観点で、きちっと前進を図るための考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員のデマンドについて、4点ほど出ていましたけれども、デマンド交通、要するにこれは交通弱者対策ということで、高齢者それから身体障がい者とかそういう部分だけのものじゃないということで、あくまでも交通弱者であって、基本的なものは、自治体のエリアの中を、どう交通弱者がそれを利用するかということで、いろいろなところで、今の議員からの資料で、デマンドをやっている自治体はかなりありますけれども、自治体を越えて運行しているのはまれなんですね。美浦村は、生活圈上、阿見の医大に行くようになっています。このときにも、阿見町を巻き込んで交通会議をやって、陸事から、地域の民間を圧迫しない、民間の賛同を得たものであればとい

うことで、阿見町に、医大に行けるようになった経緯があります。

実際、全体の利用している方の70%以上、75%近くが病院関係に行っているんですね。実際は、利用者は、美浦中央病院が一番多いんですけども、その中で、約3割ちょっと、4割まではいかないと思うんですけども、阿見の医大に行っているのが利用者の現状なんです。

たまたま、これは5年という一つの中で、デマンドの利用の部分それぞれ見直ししながら、阿見町さんは毎月やっているという、今、報告を受けましたけれども、美浦の場合は1事業者がそれをやっているということで、5年を迎えたということで見直しをして、利用者の利便性、また利用者のニーズにこたえていこうという部分があつて、5年目にはもうそういうアンケートをとりながらやっていこうよという部分は最初からありました。

アンケートをとった結果、要するに、断っているのが、数字的には12件、何人だよと言うけど、それ以上にあるんじゃないかという部分も確かに言われるとおりのので、その辺も含めて、一番利用したいときに利用できないというのは、事業としてかなり見直しは必要だろうなというものは、当然、村も、そして事業を行っている側も、断らないでできるような状況は絶対必要だろうというふうに思います。だけれども、それが現状、アンケートの中では、達成できていないというのは、皆さんにお示ししたアンケートのすべてのものも手元に入っていると思いますけれども、これはどうやってやるか、来年の1月後半ぐらいに無理だろうよという議員の指摘もあるかと思いますが、でも、来年度予算にデマンドの予算の計上もしております、示してあります。それをいかに今のデマンドの予算の中で、利用者の利便性に立った部分をどうやってやるか、それは事業者も含めて、何が一番いい選択肢になるかというのは、いろいろな部分で検討をしないとできないだろう。

先ほどの議員の方にも話したのは、今よりもよくなる、今と同じだったら別にこういう検討をする必要も何もないし、今以上に利用者が利用しやすい、そして、断られないで利用できる状況はどういう立ち上げを、立ち上げというか、どういうふうな使い方をしていただくか、そこも含めて検討する余地があるよというのは、そんなに何カ月も置いてやることじゃないと思います。これは、遅くても3月の議会までには、幾らでもそのぐらいお示しできるぐらいのことは当然やるべきであつて、多岐にわたる利用は、すべてがクリアできるというわけじゃございませんよ。あくまでも、福祉タクシーを利用する部分は福祉の部分でやっていただいて、あくまでも、交通弱者のための、要するに足となるようなものがデマンド交通の利用であつて、すべてカバーできるというものではないと思います。その利用者については、福祉タクシーもありますし、違う部分で、あとは、社協の中にも車いすで移動できる車も貸し出しもしておりますし、その辺は、うまく利用をしていただくことは、情報はもう公開はしておりますので、その辺は利用者が理解をしていただいて、使い方をよく選定をして使っていただくというのが一番いいのかなというふうに私は思います。

そういう意味では、ぜひ議員おっしゃるような、利用者の利便性をどこに持っていくかという協議は、早急に進めていきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君に申し上げます。制限時間が過ぎてございます。

以上で、岡沢 清君の質問を終了をいたします。

この後、同僚議員が同様の一般質問が出ておりますので、参考にしていただければというふうに考えております。

ここで、会議の途中ではございますけれども、休憩といたします。

再開時間は2時50分といたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時51分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、交通弱者対策について質問をいたします。同僚議員も、るる質問をされておりますので、重複しない内容で質問をさせていただきたいと考えます。

それでは、車を持たない、また運転免許を持たない住民の方々が、病院、買い物、その他もろもろの用事を足す手段として、村民の多くの要望を受け、平成20年より導入されたデマンド型やまゆりタクシーを運行しておりますが、より利用しやすい交通手段の検討を求め、今回、質問をさせていただきます。

昨年の第3回定例議会において、私の方から、またデマンドの質問をさせていただきましたけれども、村長の2期目の選挙用チラシに、今後、運行可能範囲の拡大を推進していくとあり、どのように拡大を考えられているのかと、村長の構想を伺うとともに、その構想の中に、地元業者の利用向上と利用者の利便性の向上のため、現在のさくら観光1社だけではなく、地元のタクシー会社との連携は考えられないかと、重ねてお尋ねをさせていただきました。

その答弁として、村長より、広域的な部分に発展するよう相手に投げかけ、民間業者の圧迫という部分を取り払えるよう、民間業者の参入ができる形はやっていくべきであるとお答えをいただきました。さらに、その当時の担当部長である保健福祉部長からは、村の地域公共交通会議で合意され、国の運輸支局に申請、登録といった過程を踏まないと運行拡大にはつながらないので、阿見町・稲敷市へさらにアプローチしていき、運行拡大に向け前進できるよう検討していきたいとの明快なご説明をいただいております。

そこで、その当時より1年3カ月たち、また、どのように検討されているのか、その間、この1年3カ月の間にも、ほかの同僚議員からも何度も改善要望の質問がされております。

その点を踏まえた上での以下の5点について、村長の見解をお尋ねいたします。

一つ目、やまゆりタクシー利用者へのアンケート調査結果により、改善すべき点をどのようにお考えかというこの質問に対しては、先ほどの同僚議員の答弁の中で、利用者が利用しやすい公共交通を検討していくとの答弁をいただきました。しかしながら、このアンケート調査は、どのような意味で調査をされたのか、やろうという前向きなために実態調査をしたのか、また、デマンド方式がとんざし、現状がなかなか改善するのに難しいという問題点が多いがゆえに、やめる方向性で受けたアンケート調査なのか。アンケートにお答えされた中には、何としても続けてほしい、やめないでほしい、切実な要望がるる載っております。そういう意味で、このアンケート調査がどのような意味でなされたのかということをお尋ねをさせていただきます。

2点目、近隣コミュニティバスとの連携は検討されているのか。

これは、阿見、稲敷、また牛久のかっぱバスや、土浦のキララバス等、各地域でコミュニティ運行されておりますが、そのコミュニティバスの停留所までに、このデマンド方式が利用できないかということで、これは、あくまでもデマンド方式のやまゆりタクシーが存続するという前提での質問であります。しかしながら、もし、やらないという方向性での検討であれば、この質問は愚問ですので、お答えいただく必要はございません。

また3番目、近隣タクシー業者との提携をどこまで推進しているのか。

現在、阿見にも2業者のタクシー業者、稲敷も3業者、先ほど美浦村でも4業者との発表がございました。この近隣の阿見・美浦・稲敷を含めた3市町村のタクシー業者の連携によって、このデマンド方式に見合った方式の利便性のいい運行方法が見出せないのかどうなのか。今までも数多く、村長ともこの件では要望をしてまいりましたので、そろそろご検討をいただき、返答をいただきたいと思ひ質問をさせていただきます。

4番目、委託業者との契約期間の見直しはされているのか、これも継続するのであればご返答いただきたいですし、デマンド方式をやめる方向性で検討されるのであれば、答弁は要りません。

実は、この質問をしたのは、当初、さくら観光に決まったときに、私たちへの説明は、5年契約ですと伺いました。ところが、過日の全協で、課長から説明があったときには、部長かな、1年更新ですと言われました。この流れが理解できません。ですので、当初からの流れを教えてくださいたいと思います。

5番目、住民サービスの向上に対する村長の構想をお尋ねいたします。

これは、住民サービス、この美浦村の中で生きていくための住民サービス、これを村長として全体的な構想があればお伺いさせていただきます。

本日、先ほど来ありました2名の同僚議員が、やまゆりタクシーについて質問をされておりますが、それだけ交通弱者の方々が美浦村に生涯住み続けられるために、必要な最重要事業であります。より利便性のあるものにするために、今の体制のまま改善していくの

か、それとも全く別角度で検討していくのか、再質問にも細かく伺う予定でありますので、村長の短時間での明快なる答弁をご期待申し上げ、第1回目の質問を終わります。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、だんだん質問の部分が、先ほどは4点、今度は5点になりましたが、林議員で3人目のデマンドのことでございます。前の二人の方に対する答弁、保健福祉部長も行いました。今までの経過も含めて、これは同じ答弁でございます。

今回のアンケートをとった部分で、やめるなら答えなくてもいいよということをおっしゃるけれども、やめるためにアンケートをとったわけじゃございません。当然、利用者のニーズに合わせた利便性のいいものができていくのが、これはアンケートの中からそういうものを見出して、できれば利用者の観点に立って継続をしていくのが一番のこの事業の部分では、せっかく立ち上げたものをなくすということは、たとえ、今509名が登録されておりますけれども、よその市町村で運営している、また登録されている方は、美浦よりも多いかもしれませんけれども、509名だから、これはもう切り捨てたよという意味じゃございません。これは、より利便性のあるものが構築されれば、もっと利用者はふえてくるであろうと思いますし、また、高齢者の数もこれからもっとふえてくるということであれば、いろいろな意味で、デマンドの部分は、もし、デマンドをもっといい利用のものがあれば、いろいろなところで、岡沢議員の方から、他県の部分も含めてよく精査をした上で、記録をもとにしてやりなさいという話も出ましたけれども、そういう意味では、調査をした、アンケート調査の改善を図りながら、交通弱者のための公共交通は、美浦村ではなくさないでいく考えでおります。

それから、2番目の近隣コミュニティバスとの連携ということになりますと、なかなかこれが陸事、陸運事務所の部分と、他市町村の民間業者の合意がないとなかなか入っていけないということが、いろいろ調整をしましたが、難しいというのが一つありました。そういう意味で、今、稲敷市の方とか阿見町のコミュニティーに接続というのは、かなり難しい部分だと思います。これは、もっと規制を緩和をした中であれば可能だろうというふうに思います。

そういう観点から、昔は、昔といってもそう遠い話じゃないんですけれども、高速バスが稲敷市・美浦・阿見と通って東京八重洲まで行っておりましたけれども、この利用者もだんだん少なくなって、一応、業者の方から廃止の部分で、現在は運行されておられませんけれども、これについても稲敷市の方からも、また阿見町も含めて、東京まで行かなくてもいいから常磐線までつなぐようなことを考えましょうよという、正式な部分ではないんですが、市長さんと町長に会ったときにそういう話も出ております。

これは自治体を越えた部分でそういうものがもしできれば、常磐線につなぐ、大きなバスじゃなくて、中型またはマイクロぐらいの部分でできるようなものがあれば、もっと路線バスとしてのところが図られるのかなというふうには思っております。これは、コミュ

ニティバスとの接続ということがなかなか難しいという中であれば、そういうことも将来的に、将来的というかこれからは考えるべきだろうというふうには思っています、私も、稲敷市長、阿見の町長とも、そういう部分では、交通弱者を救う道は、そういうものも一つあるだろうというふうには思っています、そういう要望があれば、参加をしていくつもりでおります。

それから、近隣タクシー業者との提携ということで、これはタクシー業者を、先ほど保健福祉部長の方から、デマンドの認可を取らないとデマンドには参加できないという部分があります。そういうことを度外視してできるものがある、タクシー業者を交えた中で利便的なものがあるのかどうかというのが、この近隣タクシー業者との提携という中にも、議員がおっしゃっている部分もあるのかなというふうに思うんですが、それについては、1年3カ月前に言われたけれども、このタクシー業者とは、まだいろいろな部分で話し合いは持っておりません。

これについては、デマンドとまた別になってしまいますので、その方向性は、違う方向に走るということになりますので、それについては協議はしておりませんが、接続については、前に、これは阿見医大の保険医療の取り消しが、大体10月ぐらいですか、わかったのはね、結果的に病院に行っている方が1,000何名かおりますので、その部分で利用しづらくなったときにはどうするんですか、違う選択肢も考えてということで、これは公共交通、違うところも行ける部分も含めて、福祉介護課の方で、阿見町さんとかその辺とはある程度調整したけれども、これも多分、やったんですけども、好きなところに行くという部分については「到底無理です」という答えが返ってきております。今の中では、阿見医大だけがピンポイントで行っているだけであって、利用者のニーズに合わせたいろいろなところに行けるというのは、このデマンドの中では、ちょっと難しい選択肢になっているということでございます。

これも、制度をある程度かえてもらって、業者とかそれからそういう自治体の中の部分で規制をするんじゃなくて、やっぱり利用者のための交通部分を立ち上げるということであれば、利用者が望む部分は、国交省も、また陸運事務所も認めてくれるのが本当の行政のあり方だと思うんですよ。ですから、美浦村さんがいってもできませんよということじゃなくて、そういう利便性を踏まえて、また、そこに業者も含めて一緒に考えてくださいよという部分を陸運事務所もやっていただくことが、すべて規制の中だけの範囲の中を選択されると、利用者のための公共交通ではなくなってしまうということがあります。でも、今の時点ではそこを超えられないのが現実でありまして、なかなか難しいなあというふうなところはあります。できれば私は、規制は取っ払ってほしいというふうには思っております。

委託業者との契約期間の見直しということで、これは1年ずつやっておりますよということは、実際1年ずつやっているということなんですけれども、実は、最初に選択したと

きに、なぜ5年だったのかという部分は、要するに予約を受ける予約センターの方の整備、これが単年度だと、単年度だけでやるとその設置費用の部分が莫大になってしまうよ、最低でも5年がないと経費の部分で整備をするのは難しいということが最初にありました。そういう意味で、デマンドの、要するに事業をやるときには、最低でも5年を目標にということがあったものでその5年、それで5年が過ぎたので、見直しも含めて利用者の声も聞きながらいい運行もしていこう。きょうは、阿見町さんの話が随分出ましたけど、阿見町の毎月やっているほどにはちょっといきませんでしたけれども、それは毎月やっている、簡単に何がいか、その辺も出てきたのかなというふうに思うんですが、本当であれば、近隣、稲敷市も、阿見町も含めて相互乗り入れができるようなものができれば、利用者の利便性はもっと高まるだろうなというふうに思っております。

そういう意味で、期間の見直しについては、予約センターの部分があって5年というのがあったものですから、ただ、中の運行に関しては、実際は8月だったものですから、行政の年度が変わりが3月から4月でかわるということで、9カ月で新たに組み直したというのが一つあるんだと思います。そういうことで、来年の3月が、一応5年の見直しという部分であったものですから、いろいろなアンケートもとらせていただいたということでございます。

それから、5番目ですけども、住民サービス向上に対する私の構想というふうに言われていますけれども、今、デマンドを、このままいろいろな面で交通弱者のために継続をしていくということは、利用者の観点に立って一番いいデマンドを立ち上げていく、または、こういう交通弱者のための公共交通を選択するのには、いろいろな観点で、県外も含めて、どんな運行をしているのか、それよりももっと新たな公共交通的なものがあるのかという部分も含めて、すべて事業者のためのデマンドじゃなくて、利用者のためのデマンドを最重点に考えて、新たなものでも、このまま継続でも、今よりはよくなると意味がありませんので、そこを選択肢にして考えていきます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） るる村長より直接答弁をいただきまして、ただいまの答弁で、アンケート結果は、あくまでもデマンド交通を継続していくための見直しであるという明快なる答弁をいただきました。

しかしながら、現実、今回、アンケート、先ほどの同僚議員は優しく、アンケート調査をとったばかりだから、これから検討というのは理解できるというようなことを言われておりましたが、実際このようなアンケート調査をとるまでもなく、いろいろな問題点というのは、随時、担当課の方に声が届いているはずであります。その声が届いていながらも何ら、多少執行部としては交渉していただきましたが、現実、改善もされないでこの5年間来ているというのが実情であります。

そういうのを考えますと、これ以上、この今の体制で、本当に利用者の利便性を向上さ

せるような方式ができるのかどうか、今の体制で、今の業者では限界なのではないかということを常々感じるわけであります。

そういう意味で、前向きにということですので、そういう意味では、その検討する内容ですね、検討と言われましても、すべて検討なので質問のしようがないわけでありますが、今回のアンケート調査で出ていたことは、私自身も多くの方から要望をいただいて、担当課に申し述べたこともある内容ですので、ちょっと4点ほど、この項目も考えて検討、前向きに業者に押し進めていただけるかどうかという項目を4点挙げさせていただきます。

一つは、当日予約の導入ですね。先ほどの同僚議員のデータにもありましたように、当日の30分前、1時間前という自治体が多かったですよね。現実やっぱり、急にぐあいが悪くなって病院に行きたい、急用ができて、例えば、急に子供が体調が悪くなって迎えに行かなければいけないとか、本当に急用というのは現実あるわけなんです。ですけれども、前日予約のために、それが不可能であります。また、阿見医大に朝行くときは予約で行けたとしても、帰りはどれだけの診療時間かわからないので、デマンドの予約ができないという現実があり、結局、帰りはタクシーを利用しているという方が多いわけです。そういうことを考えますと、やはりこのままで導入を続けていくのであれば、当日予約は絶対考えなければいけないことであると思いますので、そこの件を考えられるかどうか。

あと時間の問題です。8時半から5時というのでは、アンケートにも、もっと延ばしてほしいという要望もありました。あと、私自身も考えるところではありますが、高校生の子たちがスクールバスで帰ってきたときに、そのスクールバスのバス停から自宅まで帰るとき、実は、私自身、興津周辺の方で不審者が出ました。その子が自転車で帰っているんですけれども、バス停から、その自転車に乗っていても不審者に会うんです。それで、その子を今度、家族が心配なので、高齢者のおじいちゃんが迎えに行き始めました。でも、高齢者なので、その運転も危ないわけです。そうなので、結局また自転車に戻って、家族は、帰ってくるまで心配であるという、両親は仕事をしていますから自宅にいません。そういうような子もいますので、大切な未来の宝ですので、そういう方々も利用できるような時間帯を考えていただくとすると、6時とか6時半ぐらいの時間帯まで需要はあると思います。そういうので、その時間の延長。

あと、土日対応ですね。土日対応も、日ごろは大丈夫なんだけれども、土日に急用ができたりとか、何か用事があったときにできないだろうか。この4点を検討項目の中に入れられるかどうかということをお尋ねさせていただきます。

あと、近隣コミュニティバスの連携に関しては、これは今に始まったことではなく、当初から、何年も前から、これは研究課題でありまして、遅々として進んでおりません。その中で、本当にやる気があるのであれば、近隣市町村と連携をして、近隣で、首長が本当に陳情するような法改正、規制緩和をとってもらいたいという陳情、これは全国的に法改正が必要だと思えます。そういう意味での地元からの声を出せないものかどうか、そうい

うところをぜひお尋ねさせていただきます。

あと、近隣タクシーに関しては、これは確かにデマンド方式ではできません。ですので、デマンドタクシーをこのまま継続されていくのであれば、こういう改善策を検討していただきたい。でも、もしそれが無理であれば、デマンド方式では、今の利用者がこれ以上の利便性を得るような方式での運行は無理だと思います。そういう意味で、私自身は、先ほど同僚議員も言っていました試行運転をして、データをとって、それで一番利便性のいい方式を考えるということが提案されておりましたけれども、私も同感であります。阿見町にしても、試行運転をし、一番いい形で、今、ワゴン車を2台利用されておりますが、これも利用する時間帯、利用する場所、同じ方向性の人たちをぐるっと乗せて1カ所に連れて行くとか、公共施設に連れて行く、そういう利用するとか、そういう画期的なやり方をしているから、今すごく人気向上しているというお話を伺っております。

また、隣の稲敷市は、デマンド方式をやったけれども、結局、空バスであった。ですので、デマンド方式は稲敷市には合わないということで、タクシーのタクシー券方式に変更しております。これは平成21年から導入されておりますけれども、私は、このやり方も、デマンド方式以上に、美浦村の住民として、アンケート調査でいろいろな不安事がありましたけれども、それをすべて緩和する方式が、このタクシーチケット制じゃないかなというふうに思いまして、一つ提案としてこれを述べさせていただきますが、この稲敷のタクシー券の補助、助成というのは、初乗り分を補助するんですね。ですので、地域内1,000円未満であれば、今は初乗り710円です。ですので700円分の補助をしますけれども、1,000円未満であれば、個人は、利用者は300円の負担。それと、1,000円以上の場合、その出た分は700円プラスアルファの残りは、利用者負担ということで300円を超えます。それも500円とか600円のところもあるかと思っております。ですけれども、アンケートにもありましたように、自分たちが利用しやすいときに利用できるのであれば、多少料金が上がってもいい、それでも存続させてほしいという切なる願いが伝わってまいりました。

その点で、実際の今、稲敷方式がどういう方式なのかというものをちょっと調べさせていただきましたので、少しだけお時間をいただいて申し述べさせていただきますが、これは、先ほどの福祉タクシーと似たような形です。一月に4往復分、8枚のチケットね、これは稲敷市は企画財政課が担当しております。これはすばらしいと思ったのは、企画財政課でチケットを発券します。ですので、タクシー会社は、事務的な無理は一切ございません。それで、一月4往復8枚分を12カ月分、1年分を申請のあった方だけに、一括で1年分を最初に支給をいたします。ですけれども、実際に実績高ですので、幾ら発券をしたとしても、利用しなければ、補助、助成金も要りませんし、本人の負担もありません。これを1年間分、先に渡しますので、例えば、本人の、1カ月に4回だけに限るということではないんですね。ですので、10月までの間に1年分を消化する人もいるそうなんです。すばらしいと思ったのは、いろいろなところに行けるんですね。すごく企業努力だと思いま

すが、土浦の協同病院まで行っていただいております。そうすると、帰りは結局、事前予約ではありませんから、今からお迎えをお願いしますといったら、そこから行きまして、行きはサービスで、帰りの料金だけでということ、これを2人とか3人が乗れば、1,400円とか、また2,100円とかがそのチケットを使って利用できますので、本当に利用料も格安になってまいります。というようなやり方も、今のアンケート調査を見た結果、これを網羅するのは、このやり方のほうが美浦村としては合っているのではないかと。

また、自治体を越えてはいけないという制約もありますので、そういう意味で、先ほど言いましたように、阿見町・美浦村・稲敷市のタクシー業者と提携をして、陸運局でもこのやり方は素晴らしいと褒めていただいているそうですので、ですので、この3地域で提携をすれば、いろいろなところに行ける。また、その近隣のコミュニティバスにまで乗り入れできるような方式になってくると思いますので、これは有効ではないかなということも、一つ今改善をして前向きに進んでいくという案と、もし、検討したけれども無理であれば、こういう方式も一つは検討に入れてもいいのではないかとという提案として、これを申し述べさせていただきました。

ですので、もしこれが可能であれば、ぜひ、最初からまた導入という大変ですので、試行運転をしていただき、実際のデータを取り、これが美浦に合っていなければやめるべきですし、もしこのやり方のほうが利便性がよく、住民から喜ばれるのであれば、これを導入するという試行期間を設けていただき、これをどういうふうに導入するかはお任せいたしますけれども、まず公共交通会議は、先ほど、村長も1月とおっしゃっていましたが、公共交通会議、アンケートも10月24日で終了しているわけですから、早期に会議を開いて、本当に検討、見直しするときというのは頻繁に開いてしかりだと思しますので、そこら辺の前向きな導入を、とにかく利便性のいいものをと、前向きに検討するのであれば、検討委員会も数多く招集をかけていただき、早くに先が見えるような方向をしていただくことも大事ではないかということもあわせて質問をさせていただきます。以上、大丈夫でしょうか。

最初の4項目、4項目が検討課題に入るかどうか。公共交通の地域コミュニティバスの規制緩和の陳情ができるかどうか、近隣タクシーの、この稲敷方式、考えられるかどうか。また、試行してもらえるかどうか、そこの方向性をぜひ返答いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の再質問ということで、何か最初の5点じゃなくて、今度新たに4点を出してきたんだけど、4点以外にもちょっといろいろあるみたいですけども。

まず、再質問の中の当日予約と30分ぐらい前の予約という話がありますが、これは多分、その日利用した人は、30分でも、行った先の予約は多分オーケーになっている

んだと思います。当日予約は、デマンドを運行している自治体の中でもそういうものはやっているところもあるみたいですが、美浦の中では、前日という部分でやっておりまして、9時から3時までという一つのものがありました。

そういうのは、アンケートの中にもあって、いろいろな利用者の利便性をやると、もっとどんどん拡大をしていくのがやっぱり利用者の声だと思います。もっと使いやすいデマンドにしてくださいということが、一つのアンケートの中にたくさんあるかと思いますが、これについては、事業者の方と、そして、予約を受けている中の方がどのような部分でやって、それができるかできないかというふうになってしまうと思いますので、その辺は事業者の方との話し合いの中で、当日予約はなかなか難しいのかなというふうには思いますけども、これは検討する余地があるだろうなというふうには思います。

それから、時間なんですけれども、これを延長することも含めて、8時半から5時というのは一つの基本的な部分で、この時間帯以外をやると、民間の、要するにタクシー業者とかそういうところの事業に対する圧迫にもなるということで、その時間帯が決められているものだというふうに思います。多分、夏場だと7時過ぎ、7時半ぐらいまで明るいわけですから、その辺ぐらいまではやってくださいというような声も、私も直接に聞いております。そしてまた、学校の子供を迎えに行ったり何かするのにという部分も、スクールバスの関係で遅くなる部分も、迎えに行くという部分も含めて、その時間については、利用者側から多岐にわたって要望が出ていることもありますので、規制の枠が取り払えれば、時間は物すごく可能になってくるだろうというふうに思います。

そしてまた、もう一つあった土日の運行、これもたくさんあります。平日だけじゃなくて土日にもいろいろな用がありますので、それも含めて、平日だけじゃないですよという意見も随分出ていますので、その辺も含めて改善策というのは、デマンドの中でできるかできないかというのはちょっとあろうかと思います。

そのあとの部分で、稲敷市のタクシー利用券、地域交通の利用補助事業というんですか、正式にはね。これがタクシー会社を使ってやっているという部分もあります。これも交通弱者の部分を代替して、デマンドじゃなくて、稲敷市では、要するに空気を運ぶようなデマンド型のコミュニティバスですか、そういうものをやっていて見直しをしたという部分は聞いております。そういう意味の中から、議員のおっしゃるような部分も含めて、稲敷市でやっている部分も、果たしてそれが一番美浦に合うか合わないかという部分があるかと思います。これも含めて検討する部分には値するだろうなというふうには思います。それが利用者には利便性がいいかという部分を含めて、あとは予算的な部分がどのぐらいまで抑えられるか、大体今のタクシーというかデマンドで概算的に計算した部分におきますと、村内も、阿見町も含めて1回当たりの利用状況ですか、1人当たりの利用者の費用が平均で2,000円ちょっと超えています。2,100円まではちょっといかないんですけども。これは阿見町も含めて、医大まで行っているのも含めて、そういう概算的な部分が

出てきておりますので、果たして何がデマンドの部分でいい部分、そしてまた、陸運事務所から稲敷市が褒められたと、先ほど議員がおっしゃいましたけども、褒められるようなものが、確かにそういうものがあるとするれば、デマンドは多分総崩れになっていくだろうなあとというふうには思うんですが、その辺も含めて、デマンドのよさ、そして、タクシー利用のよさ、そこはちょっといろいろなところで検証していかないと、この場ではっきり何がいいという部分は、まだ導き出せないのかなというふうに思っております。

そういうことも踏まえて、デマンドの継続、そして近隣でやっている運営方法の部分も含めて、美浦村に合った、美浦村の利用者のニーズに合った部分を選択肢として考えていきたいというふうには思っております。それが今の運行よりも、要するに予約できない部分とかそれから時間的な部分が変わるとか、そういう部分とかいろいろな部分で、今のものよりもいいという利用者の判断も含めて、そういうものがあれば、一つの選択肢にはなるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、早目にそういうところも踏まえて、どこもやっていない部分じゃなくて、やっているところもあるので、そこはある程度の経費の部分も聞いてくることはできると思いますから、一つの検討材料にはさせていただきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） どうもありがとうございます。

本当に、今言われた、私が質問した項目すべて、検討課題に入れていただくということで明快な答弁をいただきましたので、今後の検討委員会、協議会、早期に招集をかけていただき、このことが早く、新しいことを導入するときというのはすぐに理解はされませんので、いろいろとシミュレーションしながら、実態調査をしながら、一つずつ固まってくることだと思いますので、早急に、何度でも招集していただき、早期に改善されることを望みます。

費用に関してですけれども、1人700円の補助ですので、今、現実、先ほどのデータで月20日間、1日12名、そうすると、1人当たり700円として1万6,800円の倍というかね、今の計算でいけば、美浦村のデマンドに対する予算は、年間約1,270万利用しております。

〔「60万」と呼ぶ者あり〕

○8番（林 昌子君） そうなんです、約、ですので、そうすると月100万かけているということになります。そうになりましたら、実際に利便性がよければ12名でおさまるかと思えますけれども、多少ふえても月100万ぐらい実際かからなくなるのかなというふうに思います。その面も含めて、また利便性よくなればいいのではないかなということで、試行運転、また、さくら観光さんとあわせて併用しながらでも、契約が終わってからも構いませんし、ぜひ早期の試行運転を、データづくりをしていただきたいと思います。

あと、余談ではありますが、実際に、いろいろな地域の、桜川のデマンド乗り合いタクシー、これもすごく、ホームページにわかりやすく載せております。写真入りでわかりや

すいすい。あと実際の利用状況もデータ化して、きちっと住民に公表しております。こちらは、東海村のデマンドタクシーサービス、すごくわかりやすいです。神栖市デマンドタクシー、キャンペーン実施中。こういうこともいろいろ趣向を凝らしてやっております。

そういう意味では、美浦村のホームページは、前々から申し述べさせていただいておりますが、活字しかないんですね。ですので、どうか皆様が、高齢者の方が見てもわかるような、お子様が見てもわかるような、デマンド方式の啓発活動をお願いしたいということが一つ。

あと、先ほど再質問で言いませんでしたけれども、サービス向上の考え方なんですけれども、住民は、可能な限り自分でできることは自分で努力するという。だけれども、住民が美浦村で生きていくために必要不可欠な部分を満たすための努力というのは、やはり執行部の役割であると思います。その線引きをどこに定めるかは、長の采配により大きく左右してまいります。先見の明をもって取り組んでいただきたいことを強く要望して終わりますが、このホームページの更新について、一つご返答いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川 修君） 全体的なものいいんですか。

○8番（林 昌子君） そうですね。

○議長（石川 修君） 総務部長、岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員の質問でございます。ホームページの更新という形で、これを継続的に行っていくといったところは当然必要ですし、それは私どもも考えております。

それで、当然、試行でやるにしてもデータは必要になってきますので、それは福祉介護課の方と協議して進めていきたいと思ひます。

○議長（石川 修君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時36分散会

平成24年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第3号

---

平成24年12月20日 開議

---

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第5号))
- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度美浦村一般会計補正予算(第6号))
- 議案第5号 工事請負変更契約の締結について  
(美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事)
- 議案第6号 工事請負変更契約の締結について  
(美浦村立美浦幼稚園補強改修工事)
- 議案第7号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算(第7号)

---

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 富田隆雄君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 嘉 一 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	増 尾 正 己 君
税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	中 澤 真 一 君
住 民 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
児 童 館 長	宮 本 き み 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	増 尾 利 治 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子

---

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。本日の欠席議員は、富田隆雄君の1名です。

ただいまから、平成24年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番議員、飯田です。37ページ。

○議長（石川 修君） 37ページは、第3号議案ですから。

○3番（飯田洋司君） 申しわけありません、間違いました。

○議長（石川 修君） はい、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第2、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美浦村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） おはようございます。せんだっての衆議院選挙、大変ご苦労さまでした。選挙開票につきまして、私は、今回新たに機械を購入されていると思いますけれども、その結果、問題なく終了したんですけれども、その機械について確認をしたいと思います。

それと同じページに、20ページなんですけれども、除染のことなんですけれども、美浦村については、放射能については、区分とかそういうところみんな表示されまして、新聞等でも現在0.17ぐらいの空間線量であります。

一つ思うのは、学校給食については、機械を購入して測定をしていると思うんですけれども、その測定の結果と、それとあと民間から個人的に測定の依頼があって、どのぐらい

の件数で依頼されているのか、わかっていれば教えていただきたいと思います。

この2点についてお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

小泉議員の質問でございます、新たな、今回の衆議院議員の総選挙に備品を購入していくということで、その備品の内容ということだと思いますけれども、この機械器具購入は、国民審査の集計票、集計機を購入しております。これによって、正確にだれだれに投票したというか、それを正確に把握できるといった内容の機械でございます。

〔「声が低いので大きな声でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 失礼しました。この機械器具購入費につきましては、国民審査の集計機を購入しているといったところでございます。よろしいでしょうか。

○12番（小泉輝忠君） はい。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 給食の食材の放射能検査について申し上げます。現在、毎日2品目を抽出しまして検査をしております。あと、教育委員会として始まった時期なんですけれども、時期としましては、23年の12月から教育委員会として、そういうことで2品目ずつ検査をしております。

職員で当初やっていたんですけれども、これは長期にわたってやっていく必要があるだろうということで、現在は、シルバー人材センターの方に、専門の方で1人、その方をつけてもらいまして、毎日検査をしております。結果については、その方が毎日にかけていただいて、教育委員会の事務局の方に持ってきていただいて、結果をホームページで公表しているということでございます。

これまでずっと検査をしてきた中で、基準以上の、基準以上というかはかれる最低下限があるんですけれども、それ以上の数値で検出されたということは1件もございませんでした。基準の範囲内で、結果としては「検出されません」というような表示が出るんですけれども、そういうことでずっと推移をしております。

あと、まだ、保護者の方から、たまになんですけれども、心配されるようなことで、教育委員会の方に電話等、問い合わせ等をいただくこともあります。せんだって、牛乳のことで心配された方がいて、実際、子供たちが飲んでいる牛乳を自分たちでちょっとはかってみたいというようなこともありました。教育委員会としては、安全なものを提供していると、出荷元からそういうことで検査をされたものを購入しておりますので、安全であるということで確信を持っているんですけれども、保護者の方でそういうことで心配をされた方、自分ではかってみたいよという方がいたときには、子供たちが実際に飲んでいる牛乳を、検査に必要な分だけその方にお渡しをして、はかってみてくださいというようなことで、すべてオープンな形で対応をとっております。

これ来年、25年度以降もそうなんですけれども、しばらくの間は、今の態勢を崩さずに、毎日2品目ずつ検査をしましてホームページに公表していくというようなことで、来年以降も同じ態勢をとっていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 放射能対策室長飯塚尚央君。

○放射能対策室長（飯塚尚央君） ただいまの質問で、一般食材の一般検査ということで、昨年12月5日からことしの11月29日現在で、品目としては39品目でございます。土壌とか、あと汚泥等については除いてございます。食品として39品目でございます。検体数といたしましては150検体、検査をしてございます。

以上です。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今、教育次長の方から説明がありましたように、学校給食については、今やっている2品目について、来年度についても2品目を継続していきたい。その中で、問題になるような数値の物は全くない。そして、その数値についてはホームページで公表していますということですので、私は全然問題ないと思います。

また、一般の品目についても、検査をしていただいて、39品目で150検体、それで、問題があったような物があつたかどうかを確認したいと思います。

それと、開票の結果については、スムーズな開票が、12時近くまでありましたけれども、スムーズにいったんじゃないかなと、私は現場にいましたので、トラブルなく開票が終わったというのを見て認識しております。

今、飯塚室長の方からありました、その食品の中で何か問題のあつたような結果になつたかどうかだけを確認して、終わりたいと思います。

○議長（石川 修君） 放射能対策室長飯塚尚央君。

○放射能対策室長（飯塚尚央君） お答えいたします。

まず、基準値が出ているものについて、数字が出ているものについてお話をさせていただきます。

原木シイタケ、これは4検体ありまして、161から341の範囲でございます。それから、原木シイタケの、要するに乾燥したものを水で戻したもので、これが645。それから、原木シイタケの露地です。これが4検体ありまして、475から808。あとコゴミ、クサソテツ、これが32.2、これは1検体でございます。それからタケノコ、25検体やっております。不検出から326でございます。それからタケノコ、これは真竹でございます。6検体やっております。34.3から90.2でございます。それからヒラタケでございます。これは3検体やっております。不検出から35.9でございます。ブルーベリー、1検体です。9.24です。それからミカン、これは23年ものの、収穫しまして冷凍したものだそうでございます。これが1検体やっております。58.5でございます。それからヤギの乳で1検体やっております。

ございます。29.5でございます。

今は、数字が出ているものについて報告をさせていただきました。以上でございます。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今、数値の報告がありましたけども、たしか学校給食なんかで50ベクレル、最初のころは500ベクレルとか、あれからすると大分下がってきましてけれども、そこを見るとシイタケの方がちょっと大きいのかな。シイタケの方は、ちょっと出荷とかそういう取り扱いをしてないと思うので、一応、村の食べ物についての、気になるよということで持っていつているんでしょうけども、そのレベルがシイタケを初めとして、問題のない50以下のものもあって通常は全然問題ない。シイタケについては今出荷そういうのをやっていないみたいなので、多分、私はこういう数値が村の中でどういうレベルの中であるのかなというのがちょっと気になりましたもので、それで質問をいたしました。

以上でございます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書20ページ。4款衛生費の公害対策費で、金額は709万6,000円、除染業務委託料出ていますが、内容は公園等の側溝及び雨水、雨水桝というんでしょうか、等の除染となっています。それと除染の作業について若干お聞かせ願いたいんですけども、実は私、ことしの4月だったか、柏市の放射能対策室でいろいろ話を聞いてきたんですけども、柏市もホットスポットということで、除染作業ということで、例えば通学路の側溝、あるいは公園等の側溝の除染においては、水で流すというやり方をとっているんですけども、ただ水で流したのでは、その流した水がどこへ流れ込むかわからないこと、近隣の住宅街の方へ逆に流れていくこともあるということで、水で流す場合には、そのまま側溝に流し込むのではなくて、流した水を回収するというやり方でやっているという話を聞いてきたんですけども、今回のこの除染作業においては、側溝とか雨水の桝は、例えば、枯れ葉とかそういうのをとる作業のみだったんでしょうか。それとも高圧ポンプか何かで流すような作業だったんでしょうか。もし流していたのであれば、その水はどのようになっていったのかお伺いします。

○議長（石川 修君） 放射能対策室長飯塚尚央君。

○放射能対策室長（飯塚尚央君） ただいまの質問にお答えいたします。

美浦村の場合は、水で洗浄する方法については採用してございません。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 枯れ葉は。

○放射能対策室長（飯塚尚央君） 枯れ葉等につきましては、一緒に今回ごみ袋等に入れてまして現地保管というような形で考えてございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私も、昨年、自分の家の周りの公民館の側溝とかあるいは通学路とかの側溝を自分ではかったことがあるんですけども、それで、枯れ葉とかはほとんどないところがあったんですが、はかったところは。ごみとかも。そこで、やはり平地よりも側溝あるいは雨どいの下もそうでした、高かったんですね、非常に。それが、枯れ葉のないところで高かったのも、ということは、公園の側溝とか雨水、桝は、枯れ葉があるところだけとったのか、それとも枯れ葉のないところは、どうやって除染効果があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（石川 修君） 放射能対策室長飯塚尚央君。

○放射能対策室長（飯塚尚央君） ただいまの質問にお答えします。

測定の方ですね、全協の方で説明させていただきましたが、側溝と雨水桝等につきましては、まず側溝につきましては、10メートルスパンで測定をさせていただいております。また、雨水桝等につきましては、桝をそのままはかってございます。ポイントとしては、まず地表付近、それから50センチ、1メートルというような3ポイントで測定をさせていただきます。

それで、高いところにつきましては、まず土壌があるところについては土壌、それから枯れ葉があるところについては、枯れ葉を含めて撤去をするというようなことで、雨水桝についても同様な形で実施するというような形で考えてございます。

よろしいでしょうか。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 先ほど申し上げましたとおり、柏市の放射能対策室、通学路の側溝等については、確かに、ごみとか砂とかを除去する作業もあるけれども、やはり桝、それも水道水をたらたら垂らすのではなくて、高圧ポンプ等で流すのが一番効果的であると、そういう話なんです。

いろいろな、環境省とか文科省とか、あるいは県、あるいは他の自治体のホームページを見ますと、側溝等とかあるいは雨どいの下でも、コンクリートの場合には、やはり洗い流すのが一番効果があると。それもある程度の高圧で洗い流さないと余り効果が期待されないということだったんです。

ですから私は、側溝については、洗い流すというか、高圧洗浄機か何かで洗浄して、放射能をできるだけ低減させるという対策だと思って、ですが、もう実施したことなので、それがおかしいとか、こうすべきだとは思っていませんけれども、側溝の放射能対策については、ただ表土を10センチ削るとかという方法とは違って、微妙に難しい問題があるので、どのようにやっているのかと関心を持って質問させていただきました。

以上です。

○議長（石川 修君） 答弁はよろしいですか。

○2番（岡沢 清君） はい。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 確認なんですけども、20ページのですね。

○議長（石川 修君） 沼崎議員、マイク使ってください。

○14番（沼崎光芳君） 20ページの備品購入費231万円、集計機ということですけども、現在、村の方には、集計機というのはあるんですか、プラスするということですか。あと、現状だけでも教えてもらいたいですけれども。この231万円というのは、1台231万円なのか、ちょっとわからないので詳細を教えてください。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎議員の質問でございます。備品購入費の国民審査の集計機といたしましたけども、実際の読み取りをする機械と、読み取り自動で集計するとそういう機械でございます。この国民審査の集計機につきましては、今回初めて購入させていただきました。そのほかに、枚数を数える、票数を数える集計機がございます。そういうことでございます。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 今現在ある集計機は、何台ありますか。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎議員の質問でございます。集計機の台数ということでよろしいかと思うんですけれども、集計機については、第1得票計算係と第2得票計算係がございまして、そこに2台ずつ置いておりますので、合計して4台かと思いません。

○14番（沼崎光芳君） はい、了解です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

○8番（林 昌子君） 関連でお願いします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま沼崎議員が確認されたことで、ちょっと追加で教えていただきたいのですが、ただいま部長の方から、「第1、第2」という言葉が出ましたが、その役割を教えてくださいと思います。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員の得票計算の第1と第2という形でという話でございますけれども、まず、票を全部集めたものを第1得票計算係に持っていきます。そこで、候補者に間違いがないかといったところで一度全部数え直す、全部確認をするわけです。そこで集計したものを、一回、第1得票計算係で数を、何人という得票数を出すわけですけども、それをまた新たに、第2得票計算の方で数をもう一度数え直すというようなことで、二つの要するに、数を確認をしているというようなことでございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまの説明で理解はするわけなんですけれども、今までで過去に、この第1、第2で誤差というか、そういうものが出た実績があるのかどうか。ほとんど第1の集計数で合っていたのかどうかの実態を教えてくださいと思います。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけれども、私も、すべての選挙にかかわっていたわけではございませんので、その辺のところまではっきりは確認はしておりませんが、聞いた話では、そこは、集計の方はぴったり合っていたと、そういう状況だったと聞いてございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ありがとうございます。安心をいたしました。本当に誤差のない第1の段階で正確にチェックされているということを確認できたことは、本当に、必死に1票を投じた住民の思いが、またその集計機できちっと数として認識されているということは、本当に安心をさせていただきました。

また、誤字脱字とかいろいろなそういうこともあるかと思うので、それはまた立会人の開票の方がチェックさせていただきますけれども、本当に1票のむだのないチェックの体制が今後も保たれることを要望いたしまして終わりにさせていただきます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書の19ページ、下の方の委託料ということで、保守点検委託料、枚数計算機点検委託料で14万9,000円となっておりますけれども、先ほどのは集計機ということですが、枚数計算機といいますと、選挙の場合、票を一束100枚にして封をするということをやっていますから、その100枚をきちんと数えるためのものと思うんですけども、それがもし違うんだったら教えていただきたいんですが、やはりバーッと数えている機械がありますので、そのことだと思うんですけども、これで点検委託料、その点検の内容をお聞かせ願いたいんですが。例えば100枚のものを何とか、幾つか用意して、ガーッとかけてみて、きちんと計算していれば、それで済むような問題ではないのか、ちょっと詳しくお聞かせ願います。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問でございます。枚数計算機と申しますのは、集計機と同じものだと思いますし、ただ、その集計をするに当たって、例えば集計する前に、枚数を全部100枚ごとに束ねる作業があるわけなんですけれども、それにもそれは使用しております。その中で、やはり紙なものですから、当然ゴムだとかローラーだとかそういう部分の汚れがございます。それは精密な機械でございますので、それを当然自分たちで点検するというわけにはいかないの、その部分について、事前に点検をいた

すと、そういうことの委託料という形になってございます。

○2番（岡沢 清君） ちょっと私はその辺……。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君、指名していませんから。

岡沢 清君。

〔「議長、回数は大丈夫なんですか」と呼ぶ者あり〕

〔「質問回数、その議案でもう3回目です」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 岡沢 清君に申し上げます。岡沢 清君の質問が3回に達しておりますので、申しわけございません。

そのほか。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） すみません、しつこいようですけれども、選挙の機械のことで。

○議長（石川 修君） マイクを使ってください。

○7番（山本一恵君） マイクね、すみません。

枚数計算機ですけれども、以前買った4台。今回では国から出ていますけれども、以前の4台も国からの補助でしょうか。

それと、今までも国民審査がありました。今まではどのように、この機械がないときにやっていたのか、間違いなくやっていたと思うんですけれども、その辺もお聞きしたいと思います。これは全国的なことですので、美浦村だけではないので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 山本議員の質問でございますけれども、枚数、今回、備品購入費として購入したのは、国民審査の読み取り機といったところで、それ以前の枚数の計算機といわれるものについても、国の補助で、また県費という中で購入させていただいております。これは100%の補助率という形で購入させていただいております。

その今回、国民審査で初めてその機械を購入して使用したというわけですけれども、今までは、皆さん個人で読み取っていたと、読み取ってバツをどの辺につけるかとか、つけたとか、そういうものまで全部、人がそれを確認をしていたといった状況でございます。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） ありがとうございます。特に聞けばよかったんですけれども、購入前の機械、購入した時期と耐用年数というのがあるんですけれども、やっぱりこういうのは正確を期するので、そういう不都合があるといけないんですけれども、その保守なりそういうのがあるのか。これ全国レベルで他市町村等もあると思うんですよ。この機械1台、値段にばらつきがあるのか、同じように皆さん、大体、そんな顔をしないでください、すみません。皆さん一票一票やっているものですから、正確性というのもありますので、その辺をお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） その辺の購入した時期については、今、把握できておりませんので、改めて後でお示しをしたいなと思っております。

〔「保守点検、正確性」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（岡田 守君） 正確性、期間が長いものについての正確性ということでしょうか、それにつきましては、毎回、選挙のたびに、今のここでお示ししている委託料で点検をさせていただいて、正確にその数値が出るかどうかといったところの点検をさせていただいているといった状況でございます。

〔「耐用年数は」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） それは後で示すと。

○総務部長（岡田 守君） 耐用年数については、後でお示しをさせていただきます。

○7番（山本一恵君） 機種。他の市町村と同じなのか。

○議長（石川 修君） 他の市町村と同じ機械を買っているのかと。

○総務部長（岡田 守君） 大変申しわけございません。機種につきましては、他市町村と同型のものかどうかというのはちょっと確認しないとわかりませんので、これは後に確認をさせていただいて報告させていただきます。

○議長（石川 修君） よろしいですか。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第3、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 変更の内容は、変更契約金額1,512万円となっております。当初予算のころから、この安中小学校の耐震工事、国庫支出金が総工事費の事業費の3分の1、

残りの3分の2のほとんどが、小学校の場合は、緊急防災減災事業債、一般財源が、たしか140何万円かだったと思うんですけれども。それで、この緊急防災減災事業債なんですけれども、これは幼稚園の方にも関連することなんですけれども、幼稚園は、学校施設等整備事業債で、この両二つの事業債は、総事業費の3分の2の100%が地方債充当可能となっています。ところが、当初予算からもう一般財源が143万円上がっています。

私が考えるのには、残りの3分の2、国庫支出金以外の3分の2が地方債100%充当可能となっていますので、すべて地方債に充当するとすれば3分の2掛ける、後ほど国から地方交付金に反映させられるのは、基本的に80%ですから、計算してみますと、自治体の持ち出し分は13.3%ということになります。ところが、変更契約、つまり増加した金額の財源内訳がよくわからないんですが、どうして100%地方債に充当ではなくて、一般会計からの、一般財源から支出があるんでしょうか。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答え申し上げます。

財源の内訳なんですけれども、これは基本的には、今、議員がおっしゃられたとおりの補助金が3分の1、そして残りの3分の2については、100%起債を起こせるということでございます。

なぜ、当初で140万円、一般財源を持ち出しているか、ちょっと当初私も携わっていなかったということで、その辺のところはわからないんですけれども、それは後ほどきちっと調べてお示ししたいと思っておりますけれども、考えられるのは、一つは、補助事業であっても基準額がありますから、例えば、学校の耐震であれば基準の単価がありますから、それを上回った部分については、当然、村の持ち出しの部分が出てくるのかなというように思います。その部分が、当初の設計の部分では140万円あったんじゃないかなというようなことは想像されます。

ただ、あくまでも、今自分がここで考えられる可能性として申し上げたことなので、きちっと担当の者に確認をしまして、後ほどその村の持ち出し部分がなぜ140万円になったかというようなことは、後ほどまたお示ししたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） では、後ほど説明、よろしくお願いします。

当初なぜ143万円、この金額、私の記憶が確かでないかもしれませんが、今回の1,512万円増の財源内訳についても、国庫支出が3分の1、緊急防災減災事業債のうち、ほとんどということで、一般財源の支出があるのかも含めてご説明よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石川 修君） 執行部に申し上げます。きょう、資料は出せるのかな。資料とい

うか、岡沢議員のものについては。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 午後も開会するのでは。

○議長（石川 修君） いや、午後は全協に入りますから。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） じゃ、あしたということに……。

○議長（石川 修君） あした。はい。それでは、岡沢 清君に申し上げますけれども、岡沢 清君の質問については、あした返事をするということに決しましたのでよろしくお願ひします。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第4、議案第6号 工事請負変更契約の締結について（美浦村立美浦幼稚園補強改修工事）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 確認なんですけれども、議案の説明要約書の3ページ、園舎屋根の改修工事ということで、設計金額が税抜き1,207万5,000円ということになっているんですけれども、今回、変更契約金額の方には、1,207万5,000円のうち税57万5,000円で、議案説明書の方は税込みになるのかなと思うんですけれども、その辺の確認がまず1点。

今回、園舎の屋根の改修ということで、屋根の改修は全部、すべての屋根を改修するのか、改修規模を教えてくださいたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 沼崎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の契約金額が税込みであるか税抜きであるかということでございますけれども、議案書の方が税込みというようなこととなっております。要約書の方は税抜きということになっておりますけれども、要約書の方が間違いでございます。そちらを訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

それと、幼稚園の園舎の今回の変更契約の部分で、内容としまして、園舎の屋根のふきかえということなんですけれども、ふきかえをいたしますのは、子供たちがいる教室の部分ですね、ちょうど正門を上がって行って左側が子供たちがいる園舎になります。その部分と、手前の右側のホールの部分、これをふきかえをいたします。それから職員室から後ろの部分、管理棟の部分、これについては過去に一度ふきかえをしているというようなことでございますので、その部分については、現状の屋根を塗りかえるというような工法になります。園舎の部分とホールの部分は、現在の屋根の上に新たにもう一つ屋根をかけて覆うというような工事になってまいります。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） まず1点目については、誤字というか、初歩的な間違いということで、こういうのはちょっと多いので、ぜひそういうのは今後気をつけていただいて、これは学校教育課になるんでしょうが、すべての課にお願いをしたいと思います。

2点目なんですけれども、屋根のふきかえということで、教室とホールということだったんですけれども、せっかく屋根を改修するということで、今、話題になっている、話題といいますか、今当たり前になっているソーラー発電ということで、幼稚園なので小学校と違いますけれども、教育的な観点からも、強度的なものもあると思いますけれども、ソーラー発電をして、園舎の、幼稚園の電気を幾らかでも賄うようなものをやる方が私はいいんじゃないのかなという部分もありまして、そういう検討、せっかくやるので、そういう検討をなされたのかどうかというのを1点お聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾嘉一君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾嘉一君） 今回の幼稚園の改修工事をするに当たって、ソーラー発電、屋根の上に載せるようなソーラー発電の設備を考えたのかどうかということでございますけれども、これから学校の方に設備をしようとしている部分についても、どちらかという防災の面で、震災等で停電になった場合、避難所等になっている学校については、できる限りそういう有利な事業があれば、そういう設備をしていきたいと思います。ということで、今度、中学校にもそういう設備がされるというようなことで、議員おっしゃられるように、そういう設備を、村としても、財源があれば、当然今回の改修の中でも、屋根にそういう設備をしていきたいと思いますという考えはありました。

ただ、学校の設備、これから後もいろいろな公共施設で耐用年数が迫っていて改修が必要になるところがたくさん出てきておりますので、まずそういう基礎的な部分の改修が先だということでの財政との協議、そういう中で、最低限必要な補修をしていきたいと思います。ということで、ソーラー発電とかそういう部分については、国の方の有利な補助事業かそういうものが出てきたときに防災と絡めてやっていくというのが、今の村の財政状況ではそういうことでやむを得ないのかなというようなことで、今回の改修の中には、そういうも

のが入ってきていないというようなことでございます。

当然、中学校や幼稚園も、さきの震災のときには避難所になっております。実際、幼稚園に避難された方もいます。そういうことでいきますと、そういう際のために、ソーラー発電そういう設備が必要かと思えます。これも、ちょうど今、政権がかわってきた中で、そういう面では国の方でも、これから先、いろんな事業メニューが示されてくると思えますので、常にアンテナを高くして、そういう有利な事業がある場合にはそういうこともきちんと各学校に整備をしていくということかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 答弁ありがとうございました。まさしく今、次長が言われたように避難所的なものもありますので、そういうものが、私は必要なことじゃないのかなと、資金的なものがまず先立ってきますけれども、この前、全協のところで説明してもらった大山の病院跡地は、資金がない中で、これからやろうということ考えているので、ちょっと矛盾しているのかなというものがあるんですよ。

今後、マスコミ等でも話題になっているように、この先も大きな地震が近い将来、来るんじゃないかなということで、各自治体、そういう備えを進めている中で、この前の説明とはちょっと矛盾するんじゃないのかなと思います。

また、今やらなくちゃいけない改修工事が先だということですが、やっぱりこれから、今回の工事に限らず、いろいろな工事をやる中で、お金がある、ないにかかわらず、プラスアルファという面は、その工事、その屋根の改修だけやればいいんだとかいうんじゃないなくて、プラスアルファで物事すべて考えてもらうような形でやってもらわないと、当たり前のことだったら村でもできると思うので、皆さん、プロフェッショナルの方なので、ぜひともその辺は、私たちよりも一歩二歩先を行った考えで進めていってもらえれば、村としても、どんどん発展していくんじゃないのかなと思いますので、ぜひともその辺は今後、検討は幾らでもできると思いますので、そういう方向でやっていただきたいということを要望したいと、よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第5、議案第7号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第6、議案第8号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第7、議案第9号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第8、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

坂本一夫君。

○10番（坂本一夫君） ちょっと教えていただきたいんですが、大谷時計台児童館、あるいは木原城山児童館については、シダックス大新東さんにお問い合わせをしたということはお話をいただきました。これに伴って、現在、勤務者については引き続き採用だとか、あるいは非常勤の者についても採用だとか、役場職員は異動するとかという話もいただきました。その中で、美浦村として指定管理者の基準があれば教えていただきたいんです。

指定管理者について、申請は2社ほどありましたというお話なんですが、美浦村としてこういう条件だからこの会社を選びましたよという基準があると思うんですよ。それを教えていただきたいというのが1点。

もう1点、このシダックス大新東さんという企業、というか、株式会社ですから企業でいいと思うんですね。企業のレベルといいますか、資本金は幾らなのか、どういう会社なのかかわかれば教えていただきたい。差し支えない範囲で結構ですから、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 答弁に時間がかかるようなので休憩といたします。

再開時間は、11時10分といたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本議員の質問に答弁ですけれども、保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、どのような形で募集を行ったかということでございます。これにつきましては、

美浦村公の施設指定管理者の指定の手續に関する条例等がございます。また、同じく、条例、施行規則もございます。この中では具体的にはうたってございませんけれども、今回美浦村の児童館指定管理者募集につきましては、8月2日に、児童館指定管理者募集要項並びに指定管理業務仕様書につきまして、指定管理者選定委員会、庁内にごございます選定委員会の中で、児童館から上がってきましたこの要項並びに仕様書について協議をいたしております。その中で検討を加えて、こちらを公募ということで応募してきました関係団体に配付をしております。

続きまして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の児童館運営実績について、ご説明を申し上げます。

茨城県内の指定管理者等の実績につきましては、現在、神栖市の児童館7館のうち、既に5館で指定管理者として運営をしております。なお、残り2館につきましても、平成25年度より指定管理者として運営予定と聞いております。笠間市では、平成24年度より1館を指定管理者として運営をしております。また、つくば市におきましては、子育て総合支援センターを指定管理者として運営をしている実績がございます。そのほか全国的に、国・県・市町村施設の管理運営や業務委託としてこれらを行っております。

件数で申し上げます。給食施設376件、センター方式を含んでおります。図書館103件、学校図書室を含んでおります。児童福祉施設67件、施設管理96件、医療介護施設19件、総務事務サービス161件というのが実績ということでなっております。

また、このシダックス大新東ヒューマンサービスについて、本社等、また、先ほどご質問のありました資本等も含めまして、お答えを申し上げます。

本社が、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3でございます。代表取締役が遠山秀徳氏。茨城県に営業所が、茨城営業所、こちらは牛久市にございます。鹿島営業所、神栖市にございます。この2営業所が県内にございます。従業員数が、臨時職員も含めて約7,400名、こちらは平成23年3月末現在です。資本金が1,000万円。会社設立が昭和61年11月1日となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 坂本一夫君。

○10番（坂本一夫君） るるご説明いただきましてありがとうございます。茨城県にも、牛久と神栖、鹿島とかいろいろあるというお話でございました。

その中で、少し教えていただきたいのは、公の基準に基づいてということなんだけれども、美浦村の基準があれば教えていただきたい、美浦村としての基準。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

〔「答弁漏れですよ、再質問じゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 公の基準、答弁漏れです。

○保健福祉部長（浅野重人君） 先ほど少しご説明をいたしましたが、公の基準というこ

とはございませんで、条例の中では詳しくは載ってございません。ただ、今回、児童館の指定管理者でございますので、先ほど申し上げましたように、指定管理業務仕様書及び指定管理者募集要項、この中で美浦村に合ったような形でおのこの作成をいたしました。これにつきましては、ほかの市で指定管理を行っておりますそういうところも参考にさせていただきながら、美浦村に合った仕様書、概要を作成しております。ということでご答弁いたします。

○議長（石川 修君） よろしいですか。

○10番（坂本一夫君） はい、いいです。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） こちらは今申し上げましたように、仕様書並びに募集要項につきましては、美浦村の児童館運営に合った仕様書と募集要項となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 来年の4月から指定管理者に移行するわけですが、まず、中身は変わらないという前提で、質は逆によくなるという方向性ということの説明を受けています。それで、例えば学校教育の現場でありましたら、評価点検報告書とか、あるいは指定管理者に対しては、制度に関しては、実績報告書なるものを提出させると思うんですが、その評価点検の時期とそれから実績報告を提出すべき時期、それから中身は変わらないといえども、利用者、保護者の指定管理者に移行してからの意識調査のようなものは実施されるのでしょうか、それで、実施されるのであれば、どの時期に行われるのか伺います。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答えを申し上げます。

業務報告につきましては毎月、評価につきましては1年ごとに評価をする予定で、今後、協定書の中に盛り込んでいきます。

保護者への対応等でございます。保護者の方につきましては、今回、募集をかける前に一度説明会を実施しております。その中で、今後、村としてこういう考えでいくということで、いろいろなご意見をいただいて、その中で、行事等につきましては、今までと同様に行ってほしいという要望もございました。そういうことも踏まえて、仕様書の中に盛り込んでいたということでございます。

また今後、この指定管理のご承認をいただいた後は、再度、保護者の方に説明会を開催する予定でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 評価報告と、それから実績報告、業務報告については、理解いた

しました。

それで、保護者の意識調査については、今の答弁を伺っていますと、実施時期については、今の時点では定まっておられないように理解いたします。

要望も含めてなんですが、保護者の意識調査については、ぜひ実施した後、早急に報告していただきたい。この要望も含めて質問終わります。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 答弁漏れがございまして、追加でお答えをしたいと思います。意識調査につきましては、ことしの7月にアンケート調査も実施をしております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） これの意識調査はやるの、やらないのか。

保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 意識調査の件でございます。指定管理者に移行してからの意識調査ということでございます。それにつきましては、やはり今お話しいたしましたように、この指定管理者の募集をかける前に、アンケート並びに保護者への説明会を開催して、意向調査をしたということでございます。

今後につきましても、先ほどご説明いたしましたように、指定管理者の評価とあわせて保護者への説明会、また、意向調査等も考えてございます。いつ実施するかといえますのは、やはり意向調査につきましては、今回3年の指定管理者の指定ということでございますので、毎年、その辺は実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第9、議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 37ページ、企画費で行政情報化推進事業費600万円、これも多分前に聞いたんですけれども、タブレットという形で、25年度に配付の予定になっていますけれども、これを利用して、いろいろな形で、コスト、ペーパーレス、その他いろいろ省力化とかありますけれども、将来的にどういった形で進んでいくのか。今現在、村長は1年ほど使用していますけれども、そこら辺のよしあしなどもちょっとお伺いしたいなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員の質問でございます。企画費の行政情報化推進事業費600万円、まずはこの委託料の内訳でございますけれども、これはペーパーレス化を図るためにタブレットパソコンを、議員の皆様方、そして事務の職員につきまして整備をさせていただくといった内容でございます。タブレットパソコンが、議員の皆様方の14台分、そして村の職員につきましては11台、これを村長、教育長、また4部長、そして総務課長、企画財政課長と、あと議会の職員3名分といったところで、現在のところ11台を予定しております。

そして、Wi-Fiの設備ということで、庁内の無線LAN化ということでWi-Fi設備を庁内の中に構築するといった設備費。そしてセキュリティ費ですね、外部からのアクセスに対してのセキュリティ装置の備品購入といったところで、それを合わせて600万円といったところで考えているわけでございます。

議員ご質問の、このペーパーレス化によってどういうメリットがあるのかというようなご質問だと思うんですけれども、これにつきましては、議員の皆様方から一般質問の通告書等も、このタブレットパソコンでお受けしようといったところ。そして、今、役場庁舎の中で情報化の……。

○議長（石川 修君） 部長、マイク使って発言してください。

○総務部長（岡田 守君） 情報化を進めておまして、今、職員の中で、個人の日程とスケジュール等もその中に入れてございますので、そういう部分につきましても、議員と共有ができるような、そういう形のものを取りたいというようなことで考えてございます。そういうことで、あとは皆様のお手元でございます例規集も、すべてその中に入れ込んで、それを今度は、それで検索ができるといったようなことを考えてございます。

今はそういう状況で考えてございますけれども、その利活用の方法は考えるといろいろ出てくるのかなと思っておりますので、それは今回の整備の中でも考えますし、その後もそういうものについては、情報の共有化ができる部分については整備を図っていききたいと、そういう形で考えております。

以上です。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） はい、すみません。村長、1年半使って、多分メリットの方が多いと思うんですけれども、今までの経験でどういった形でのメリットが多いのか、実際に使った方にご意見をお伺いしたいなと思うんですけれども、それで質問は終わりにします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 飯田洋司君のタブレットに関しては、今、みんなiPadを持ったりなんかして、そういう情報はかなり進化したものが、今当たり前の世の中になっておりますので、ぜひそういうツールを使って、いかに早目に情報を得たり、そして経費の削減ができることは、これは行政にとってもいいことでありますし、また、議員の皆さんのいろいろなペーパーレス化、これも大体1年間に、紙ベースでやりますと約100万円ぐらいはかかっているということがございますので、その部分の、今、災害に強い情報システム連携の構築も3月までには構築されます。それもWi-Fiによってできるということで、ある程度、美浦村全域がそういうふうになるのには、またちょっと時間がかかるかと思えますけれども、ある程度、その辺も含めて共有できるところもかなり出てくるのかなというふうに思っております。これは、この前にもお話しましたがけれども、村内の17の避難所は、すべてそれでカバーができるようになります。

また、通常の議会活動においても情報を収集するについても、かなり便利なものでございます。この前も少しデモをやったんですが、1月か2月の頭ぐらいには、再度メーカーの方とのそういうデモンストレーションをやっていただいて、今、私が持っているものよりももっと進化したタブレットが出ておりますので、ぜひそれを使って、よその市町村の議会の議員よりも、より早目の情報も含め、また、一般質問の部分もメールで出させていただいてということも含めて、議会の中の取り決めもきちっとやらないと、やっていかないと、メールも何回も送って、どれが本当のメールになってしまうのかわからないようでもししょうがないので、その辺も含めて、ルールもきちんと、議会の中と執行部でつくらせていただいて、そういうツールの使い方も含めて、より美浦村議会が進化した、また、執行部も対応が早目に回答のできるような部分も含めて、一つの議会と執行部の連携がきちんととれたものが美浦村から発信できるということになれば、少しはこういうタブレットの部分が活かされるのかなというふうに思っております。

とにかく便利なものだなというふうに私も思っております。全体の本当に何%も使っていない部分なのかもしれませんけれども、本当にアプリも、それぞれいいものだけを取り込んでおけば、かなり使い勝手はいいのかなというふうに思います。ぜひ来年には、皆さんも手帳がわりに持っていただいて、自分の管理、そして、行政の管理も含めてご活用いただければというふうに思っております。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） すみません、38ページの交通安全対策費の03交通安全施設整備事業費の光熱水費なんですけれども、今回9月から値上げをしたということで、190万円の補正が組まれているわけなんですけれども、街灯が老朽化し、そういうものから随時、今、LED化をされているかと思えますけれども、これはやっぱり、この期間で190万円の補正が必要な電気料であれば、初期投資は大変ですけれども、LEDの設置のスピードを上げられないのかどうか、そういうところの構想をお尋ねしたいと思えます。日立市でもリース化されましたよね、ですので、そういうお考えがないかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の防犯灯、街路灯のLED化、今、壊れたもの、また、そういうものに関して、そのところからLED化をしておりますけれども、電気料金の値上がりも含めて、今ちょっと補正の中で190何万円出ささせていただいております。一番早目に取りかかったのが、取手市が2億円ぐらいの部分をリースで募集してやったところ、1億4,000万円切ったぐらいでできたと思えます。

そういう意味では、かなりの削減なんですけど、美浦の中にも2,800灯ぐらい総体的に街路灯がありますけれども、議員おっしゃるように、前から早目に取り組んだらいかがですかという声は毎回、何回も聞いてはいますけれども、ぜひ進めたいという部分もあるんですけど、イニシアル投資の部分で、とりあえず今、生活環境課の方に総体的な金額を出すように、もうしておりますので、次回、あしたというわけにいきませんが、今年度中に3月の冒頭にそういう説明ができて予算に計上できるような部分になれば、イニシアル投資の部分と、あとのランニングコストの部分で、何年間でそれがペイできるのかという試算も含めまして、早目に金額等のはじき出しをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま村長の方から前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。本当にランニングコストがありますけれども、本当に早期にこういう取手市とかいろんな自治体が今度こういうリース化されて、ランニングコストが生じている事実があるわけですので、何とか美浦村としても、先日的一般質問でも村長が説明されておりましたけれども、稲敷市とか電気料金を各世帯で持っているのを美浦村は村で、税金で対応しているんだということですので、全世帯の大切な税金を、やっぱりある程度ランニングコストすることで、またいろいろな主要事業の方にまた向けられるわけです。そういう意味で、そういうのを早期に、今、ヒアリングの時期かと思えますので、何とか来年度予算に計上できるように、ぜひ計上していただくように前向きに検討していただきたいと思えます。その点はどうか

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、再質問ありましたけれども、できるだけ、できるだけという

ことしかないかな、やりますということになるとあれなんですけれども、やれるように、3月の新しい25年度予算の中に盛り込めるように、担当課と早目に詰めて、数字的なものを早く出すように、それが出ないと、新年度予算の中にも入れ込めませんので、数字的なものを早目に仕上げやするように、ちょっとケツをたたくようにします。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今のLEDなんですけれども、なかなか一町村では難しいのかなと思うんですけれども、我が村とか、4町村で年1回議員大会を開いていますけれども、この間もちょっと提案はしたんですけれども、共同購入とかその他事務の件で、相互に委託し合いながら、コスト削減という形で、合併できなかったのか、しなかったのかわかりませんが、そういった形で4町村で力を合わせて、そういったLEDに関しては4町村がもしできれば相当大きい工事になりますので、リース会社にしてもほかの業者にしても、相当魅力のある工事になると思うんですけれども、そういった形で進めるという方法はとれないのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 飯田議員の、単独自治体じゃなくて関連する幾つかの自治体で一緒になってというような話かなというふうに思いますけれども、今、稲敷郡の中は3町村しかないんですけれども、議員大会でも「県南」というふうに名前を変えて、利根町まで入れて4町村で一応議員大会も含めてやっております。県南町村の負担金審議会等もございまして、そういう中で、今持ちかけているのは、システムの統一化を各自治体だけでやるんじゃなくて、小さい町村の中で一緒にやれば、大きい市に匹敵するぐらいの人口もなるんだろうということで、システムも、単独でやるよりは、そういう県南4町村で、今、システムの統合化も含めております。

美浦村も、計算センターからTKCにかわったんですね。それも削減はできたところなんですけれども、それよりももっと、今度は合理化を図った部分をやると、よその町村はまだそこまでやっていないんですが、よそは4割ぐらい削減ができるけれども、美浦村は今、TKCにかえて削減をした中なんですけど、2割ぐらいは削減できるだろうということで、今のベースよりも2割ぐらいは美浦村もできるだろうということで、今、合同で担当部署がやっております。それがまだ、メーカーの方との細部にわたったところまでは行っておりませんが、そういうことも今やっているの、議員おっしゃるように、LEDの部分については、よその市町村はどこまで進んでやっているのかも、村としてはまだ把握はしておりません。それは当然、各自治体によって、防犯灯も街路灯もそれぞれの数があって、そのLEDにしている部分がどのぐらいパーセントがあるのかも含めて、単独でやるよりは合同でやった方が当然安くはなるだろうというふうには思っておりますけれども、それには各自治体の中でまず試算をした中でないと、すべていいとは言い切れな

い部分があるかと思えます。その辺も含めて、今、システム関係でもそういうふうな4町村の合同の会議を持っているところでもございますし、今のLEDも含めてそういうことが可能であって、経費の削減につながるということであれば、単独でやるよりは効果があるという部分が数字的に見えるのであれば、ぜひそれは、今、提案のあったようなことは当然一緒に考えるべきものであろうというふうには思います。これはLEDに限らず、いろいろな部分で小さい自治体が集まって大きな部分としてメーカーとの交渉力を持てれば、ある程度の部分で削減というものは、数とかそういうもので変わってくるということであれば、各担当でやるよりは確かに効果はあるというふうに思いますので、その辺も少し、まず単独の調査をしながら進めて、調査もしていきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 37ページの庁舎管理費の委託料の中で、役場庁舎耐震改修工事設計指導料というのがあります、5万円ですけれども、この中身を、どういうものか教えていただきたいと思えます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの山本議員の、役場庁舎の施設の耐震改修の事業費の中の工事の設計指導料といったものの内容でございますけれども、この5万円につきましては、今後、役場の方の今、耐震の診断が出て、異常にIs値が低いといったところで、これは耐震補強が当然必要になってくるといったところでございますけれども、その耐震補強を当然するわけですけれども、それに伴って、いろいろな部分が傷んでございます。役場のエアコンの方も、もうほとんど、いつ壊れるかわからないという状況にもなっておりますし、あと、例えば、エレベーターだとかそういう部分も考えなくてはいけないとか、そういうところもございます。

では、何を実際、どういうものを最小限取り入れていかなくちやならないのかなといったところで、庁舎内で検討もしているわけでございますけれども、そこにプロの方の助言を入れて、これもちょっとただでやっていただくというわけにもいかないもので、その約3回分の指導料を入れて、5万円というような形で今回計上させていただいたといった内容でございます。

以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 1点目は、37ページ、総務管理費の企画費で、一番下の方の自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料で369万6,000円の削減、補正となっています。この自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料については、9月議会で補正で上がったものだと思うんですが、ちょっと今、記憶が定かでないんですけれども、当時の補正

1,600万円だったか、ちょっと勘違いかもしれませんが、9月で補正で上がってきたものが、契約で369万6,000円ともう減っているんですけども、この経過と、それから、このコンサルティング業務委託料は実際に進行したのかどうかということです。

それからもう1点は、46ページの公債費で、利子償還費で230万9,000円、これは平成13年度の減税補てん債と臨時財政対策債の利率見直しとありますが、具体的に利率はどのように、例えば、何%から何%へと見直されたのか、お聞きします。

○議長（石川 修君） 企画財政課長増尾正己君。

○企画財政課長（増尾正己君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、37ページの自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料でございます。

これは予算的には9月の補正予算で計上してございまして、計上額が1,050万円でございます。その後、予算が通りましたので、公募型の指名競争入札をかけてございます。それで、公募型指名競争入札に申し込まれた会社2社がございまして、その中で入札をしてございまして、契約額が680万4,000円でございます。ですから、その差額分を今回減額してございます。それで契約はしてございますので、コンサルティングの業務は、ただいま継続中でございます。

それと、46ページの公債費でございます。こちらは平成13年度の減税補てん債、あるいは13年度の臨時財政対策債の利率の変更によるものでございます。利率を申し上げます。変更前が年利1.4%でございます。それが変更後が年利0.6%というような形で金利が安くなっておりますので、今後の年間の、年間というか最終償還年までの利率を計算しまして、元金・利子ともに計算し直しまして今回計上してございます。

よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） すみません、余り財政に詳しくないものですからお聞きしたいんですけども、利率は1.4%から0.6%にかわったということで、今回の補正は、24年度の会計についての補正だと思いますので、元利償還終了するまで計算したものというのがちょっとわからない、確認のためにお聞きしますけれども、この230万9,000円、聞くまでもないかもしれませんが、本年度の元利償還金のうちの230万9,000円ということでしょうか。

○議長（石川 修君） 企画財政課長増尾正己君。

○企画財政課長（増尾正己君） 岡沢議員のご質問ですが、先ほどの公債費のところでございます。これは償還方法が元利均等償還ということになってございまして、やはり利率が変わりますと、どうしても元金の方も毎年償還していくものも変わってございまして、それで再度計算し直した一覧表がございまして、その資料を提出したいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 岡沢議員、よろしいですか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私、償還資料までの資料は別に必要としていないんです。言葉の表現がちょっと理解できなかったものですから、元利償還終了までを計算したものであるという表現がありましたので、あえて、そうなる何年度に償還するのかも私はわかりませんでしたし、本年の24年度予算分での公債費ですねと確認しますけれども。

○議長（石川 修君） 答弁と提出資料は要りませんか。

○2番（岡沢 清君） 確認のため、本年度のみの金額か教えてください、提出資料はいりません。

○議長（石川 修君） 企画財政課長増尾正己君。

○企画財政課長（増尾正己君） 公債費のところの利子の部分なんです、これは計算し直しておりますので、今年度だけということになります。それで、来年度につきましては、やはり利率が変わったところで計上してございますので、今年度だけという解釈でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 43ページの土木費の道路新設改良費、稲敷美浦連絡道路概略設計負担金で45万3,000円ということで、これは、稲敷と美浦の境の部分に消防署ができる予定のところから美浦の方へ抜ける道路の設計ということなんですけれども、この件についてちょっと説明をしていただきたいと思ひます。今回、概略設計をして、いつ参考設計をやって、工事はいつごろになるのか、その辺までちょっと説明等をいただきたいと思ひます。

あともう1点、その上になるんですけれども、道路の補修材料費ということで、40万5,000円ということで計上してあります。今、材料というのは、村内の業者から、例えば建材屋さんから買っているのか、村外の建材屋さんから買っているのか、その辺の確認をよろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） 沼崎議員にお答えします。

今回、仮称なんですけれども、江戸崎美浦統合消防署建設に伴い、稲敷美浦連絡道路整備の概略設計45万3,000円の補正をお願いしております。

その内容につきましては、全体設計費で260万円です。総延長で488メートルあります。うち美浦地内は85メートルで、市村のおのこの延長で費用を案分しております、45万3,000円ということが概略設計に入っております。

原材料の質問なんですけれども、原材料の凝固剤、塩カルについては、専門の業者の方から購入してありますけれども、RC材については、美浦村内の美浦クリーンと丸太建設の方から購入しております。

以上です。

○14番（沼崎光芳君） 連絡道路の方は。

○議長（石川 修君） 都市建設課長池延政夫君。

○都市建設課長（池延政夫君） すみません、漏れました。その85メートルについては、土盛りが11メートルくらい段差がありまして、来年、下の排水路整備と、当然、用地買収も伴うんですけれども、測量費と土盛りと下の水路の整備で5,000万円を今予定、計上しております。

以上です。

○14番（沼崎光芳君） だから、最終的に……。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） だから、漏れだから、漏れ。

○議長（石川 修君） 最終的に。

○14番（沼崎光芳君） 最終的に、道路はいつできるんだということ。

○都市建設課長（池延政夫君） 消防署が26年に完成する予定であります。それに合わせて、道路が27年完成ということですよ。

以上です。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、沼崎議員の江戸崎と美浦出張所の統合消防署、稲敷市と美浦で大体合意をして、道路の部分も、あらかじめ地権者の方にも、もう話はしてございます。

そういう意味でも、稲敷市が庁舎建設も、大体位置が決定をしたということで、ちょうど西高のところは丁字路になっているところを十字路にして、美浦の南原地区のところ、皆さんのところにも図面でお示したかと思えますけれども、それが一番早い統合消防署からの美浦に入る道ということで、その道路ができますと、当然、今のトレーニングセンターの外周の道路も、ちょっと直さないと不便なところも出てくる場所があります。その辺も含めて、関連する道路についても改修をしながら、大型車2台がある程度、待機しないで通れるような部分は、これを機に直していかないと利便性ができないだろうということで、その辺も含めて村の方は改修を考えております。

道路の建設については、もう設計をしないと、ということで、来年度、庁舎の設計ができ上がります、合同庁舎の。ということは、道路もある程度埋め立てをした部分で、すぐ道路にということになるとなかなか、ちょっと時期を置いておかないと沈下する部分もあるだろうということで、できるだけ早目に決定をしていかないと、どちらかというところ盛り土が美浦の方が多くなります。今、業者がもう早目に盛ってくれたようなところもあるんですが、西高に渡る部分については、かなりまだ距離も間があるということで、その辺は早目に道路の部分をやっておかないと、沈下する部分はちょっと時間を置いた部分でない

となかなか難しいだろうということで、道路は、来年度、設計は稲敷市がやりますけれども、美浦に関しての部分も、美浦の方で発注はかけていきたいというふうには思っております。

稲敷市においては、運動場の部分はかなり、480メートルの、400メートルからの部分は稲敷市が整備をするということでグラウンドを、ほとんどグラウンドの部分が多いので、その辺は美浦よりは少し距離はありますがけれども、沈下に関しては余り不安がないのかなというふうには思います。

28年度がちょうどデジタル化ということで県統一の部分があります。庁舎が27年度にデジタルの整備をしないと間に合わないということで、庁舎が27年度ぐらいに完成をするということでございますので、できれば、もう26年度ぐらいには道路ができて、時間を置かないと沈下の部分もあると思いますので、そういうような工程で、今のところは進めたいというふうに思っております。

美浦の方も、できるだけ早目に、土地の地権者との協力を得て、早目に取得をして、水路の部分をごどのようにするかを設計の中で見ていただいて、早目にやっついていかないと、早急につくって、後で道路が陥没したりなんかするようなことになると大変ですから、そういう意味では、早目に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。

あの道路というのは、今後、美浦村にとっても大変重要な道路になると稲敷阿見線の方も、いろいろな形で、今度、稲敷インターを利用するためにもいい道路になってくるだろうし、現在、南原に住んでいる方も、稲敷の方へ抜けて大変便利になるし、また、消防署ができて道路がないのではせっかくつくっても議会でも、稲敷の方に要望してもらいましたけれども、あの位置に決定したのは、やはり美浦村が一番近くて、美浦村に救急車とかその辺が来るにも時間がかからないということで設定をさせていただきました。あの道路ができないと何の意味もないということプラスアルファは、先ほど村長にも言いましたけれども、ちょうどあその場所がカーブのところ、なおかつあそこに行くまでもちよっとカーブが多いということで、もっとあその周辺を、美浦村としても、お金をかけてでも整備をしていくのが、美浦村にとって今後いいことなのかなと思います。

あと、南原は、今、土地もかなり、畑状態というか、せっかく市街化ということで設定されているのに、全然人が張りつかないというのは、やっぱり道路の問題とかそういう利便性の問題が一番大きいと思うので、この道路は、27年、消防署が完成するころ、道路も一緒に開通させたいということだと思いますので、今、土地を持っている方とか、やっぱりそういう情報があれば希望も見えてくるのかなと、そこに持っている方もいいんじゃないのかなという意味で説明をしていただきました。ありがとうございます。

あと、もう1点の方、補修材の方なんですけれども、RCの方は村内業者から買って

るよということだったんですが、そのほか専門になってしまうがM30とか、粒調とかそのほかも買っていると思うので、それは村外ですね。できれば、そういうのも建材屋さんというのは、美浦村内にも何社もいるので、そういうところ経由で買っていただくような形でしてもらえれば、地場産業の育成にもなるのかなということは思いますので、その辺も今後検討をしていただければなど、要望で終わりたいと思います。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） すみません、最後に1点だけ。私として最後です。3回目ですので、すみません。

30ページの第2表の債務負担行為の補正のところなんですけれども、今さら何なんですけれども、コピー機の件、ちょっとお尋ねさせていただきます。コピー機賃借料、中央公民館が45万4,000円、あと文化財センターが1万1,000円ということでございますけれども、中央公民館は何機分で45万4,000円なのか、すごい多額ですので。あと、このほかに役場にもございます。木原の子育て支援センターにも、また老人福祉センターにもコピー機というのは設置されているかと思っておりますけれども、この業者は皆同じなのか、どういう形でお決めになっているか、改めてお尋ねをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 生涯学習課長増尾利治君。

○生涯学習課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、中央公民館のコピー機でございますが、公民館で管理していますものが2台ございます。1台は特殊なものでございまして、大きな垂れ幕印刷等ができるもので、ちょっと高価なものでございます。それと、文化財センターは通常のコピー機1台がございます。以上でございます。

○議長（石川 修君） 木原。

○8番（林 昌子君） 老人福祉センター、役場。

○議長（石川 修君） 企画財政課長増尾正己君。

○企画財政課長（増尾正己君） コピー機の機種ですが、これは各施設ごとに選んでいますので、やはりメーカーはさまざまになってございます。ですから、大きいのが安いところもあれば、小さいのが、メーカーによっては力が出して安いものというのがございますので、これらいろんな会社が入ってございます。

○議長（石川 修君） よろしいですか。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

先ほど、第4号議案で、選挙の件で同僚議員3名が質問をされておりましたけれども、それに答弁する機会がありますので、総務部長岡田 守君より答弁を申し上げます。

○総務部長（岡田 守君） 先ほど、林議員から、投票用紙の枚数計算機をいつごろ購入したのかというご質問、また、耐用年数等の話がありましたので、ちょっと調べてまいりましたのでご報告申し上げます。

投票用紙枚数計算機のメーカーが株式会社ムサシというところ、機種がラテック E L 21 という機種でございます。台数につきましては、これは同じ機種が4台。購入後、平成16年1月13日に同時購入しております。それで、耐用年数につきましては、年数は何年という決まりはないそうです。最低10年は使用できるであろうという回答でございました。

近隣の市町村、どういうメーカーのものを使っているかという話でございますけれども、県内の44市町村で同一のメーカーのものを使用しているといったことで聞いております。

以上でございます。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後零時14分散会

平成24年第4回  
美浦村議会定例会会議録 第4号

平成24年12月21日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

6番 富田隆雄君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	増尾正己君
福祉介護課長	秦野一男君

国 保 年 金 課 長  
上 下 水 道 課 長

桑 野 正 美 君  
青 野 道 生 君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長  
書

北 出 攻  
浅 野 洋 子

---

午前10時02分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。

本日の欠席議員は、富田隆雄君の1名です。

ただいまから平成24年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1、議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第2、議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第3、議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第4、議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書83ページ、基金積立金、補正予算額は1,601万円となっていますけれども、この補正した後の介護給付費準備基金の額は幾らになるのかお尋ねします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 岡沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回、介護保険給付費準備基金積立金1,601万161円を補正をしたわけでございます。ことし3月31日現在で1億2,518万7,819円でございます。今回の補正分1,601万161円、合わせまして1億4,119万7,980円となります。

以上でございます。

○議長（石川 修君） よろしいですか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 額をお聞きしたのみで、教えていただきましてありがとうございます。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 石川 修

署名議員 岡沢 清

署名議員 飯田 洋司

署名議員 椎名利夫